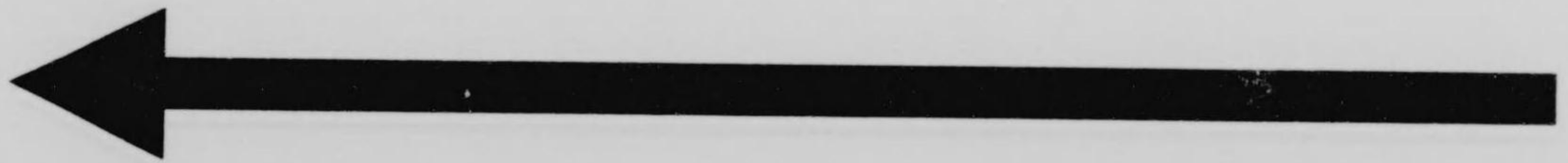


380

154

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24

始



380-154

金融タイムズ社編集部編纂

改正貯蓄銀行法詳解

附貯蓄銀行法施行細則
銀行條例並同施行細則中改正條項

全
大正
10 8.30
内交

發行所

金融タイムズ社



20
40

緒言

一、本書は高尚なる學理的貯蓄銀行論に非ず、又銀行事務の實際を説きたるものにもあらず、期する所は實務上必要なる改正貯蓄銀行法規の解説にあり

一、貯蓄銀行法は最近第四十四回帝國議會に於て審議協賛せられ新たに生れたる法律なり、従つて此の逐條審議の質疑應答は本法の趣旨を遺憾なく説明したるものにして正確明瞭なること他書の追従を許さざるものあり

一、編者は前記逐條説明の外更らに新舊條文比較を卷頭に掲げ改正要點には傍線を加へ一見明瞭ならしめ本法研究の便宜に供した

一、尙ほ新法に伴ふ貯蓄銀行法施行細則を附録とし實務上遺憾なきを期したりと雖も業餘忙裡勿々恐らくは大方の叱正を俟つもの多かるへし

一、本書刊行に際し大藏省銀行局に交渉を遂けたるは勿論同局主事菅谷幸一郎氏の與へられたる助言尠しとせず一言茲に謝意を表す

大正十年八月

於 金融タイムス社編輯部

編 者 誌

(二)

改正貯蓄銀行法詳解 全

附 銀行條例中改正條項

目 次

第一章 總 論	一
第一節 改正法新舊對照	一
第二節 主務大臣の提案理由説明	二三
第一項 衆議院に於ける高橋大藏大臣の説明	二三
第二項 貴族院に於ける高橋大藏大臣の説明	二五
第三節 銀行局長の提案理由説明	二七
第一項 衆議院委員會に於ける黒田銀行局長の説明	二七
第二項 貴族院特別委員會に於ける黒田銀行局長の説明	三五

(一)

第二章 改正法の解釋……………四三

第一節 貯蓄銀行法の逐條質疑應答……………四三

第一項 第一條に對する應答……………四三

第二項 第二條乃至第八條に對する應答……………七六

第三項 第九條に對する應答……………一五

第四項 第十條乃至第十四條に對する應答……………一四六

第五項 第十五條乃至第二十二條に對する應答……………一七四

第六項 附則第二十三條以下に對する應答……………一九九

第七項 銀行條例中改正條項……………二二三

第二節 修正意見並討議……………二二五

第一項 衆議院委員會に於ける修正意見並討議……………二二五

第二項 貴族院特別委員會に於ける修正意見並討議……………二四三

第三節 委員會報告並修正同意……………二六七

第三章 條文以外諸問題の質疑應答……………二九六

第一節 貯蓄銀行利弊存廢方針……………二九六

第一項 改正は貯蓄銀行の撲滅にあらすや……………二九六

第二項 所謂民業の壓迫を考慮せざるや……………二九七

第三項 既得權の侵害よりも剝奪なり貯蓄銀行の減少を來さるや
且貯金政策に關係なきや……………三〇〇

第四項 撲滅又は官營と爲すの意思にあらすや……………三〇七

第五項 自治團體に貯蓄銀行の經營を許すの意思なきや……………三〇九

第六項 市營の貯蓄銀行を可とす……………三一二

第七項 市營の貯蓄銀行を許し預金者本位と爲すへし……………三二四

第八項 市營の貯蓄銀行を必要と爲す乎……………三二七

第九項 改正の趣旨は貯蓄銀行の設立を喜ぶや否や……………三二一

第十項 改正の眞意は貯蓄預金を郵便貯金に肩替の政策にあらずや……………三二三

第二節 貯蓄銀行保護政策……………三二九

第一項 印紙税の免除如何……………三二九

第二項 貯蓄銀行に對し印紙税所得税等免除の意思なきや……………三三二

第三項 貯蓄銀行に對し政府は利益を補給するの意思なきや……………三三四

第四項 法の改正は預金者の保護にありや貯蓄心の奨励にありや……………三三七

第五項 政府は犠牲を拂ひ飽迄法實施の覺悟ありや……………三三九

第六項 改正法の實施と共に國民の貯蓄に影響する所なきや……………三四〇

第七項 法の改正に依り貯蓄銀行は果して營業を維持し得るの計算
立つや……………三四二

第三節 貯蓄銀行の監督方針……………三四四

第一項 預金者に貸借對照表の内容を檢査せしむるの權限を附與す
るの意志なきや……………三四四

第二項 民間に銀行監視機關の設置を必要とせざるや……………三四七

第三項 法の改正に或特種の原因なきや……………三五三

第四項 政府將來の監督方針如何……………三五六

第五項 銀行検査官は學校出立ての經驗少き者にては不可なり今後
政府の方針如何……………三五九

第四節 貯蓄銀行營業狀態……………三六二

第一項 貯蓄銀行と其の親銀行との關係如何……………三六二

第二項 破產取付等の狀況如何……………三六三

第三項 貯蓄銀行にして整理を要するものの狀況如何……………三六五

第四項 貯蓄銀行條例制定以來の破綻銀行數並之か損害高の狀況如
何……………三六六

第五項 資本の大小か破綻に如何なる關係を有するかを計數を以て
……………三六六

示すへし……………三六八

第六項 普通貯蓄兼營銀行數如何……………三七〇

第七項 貯蓄銀行の利益配當の歩合如何並一回貯金額の適否如何……………三七一

第八項 改正案に對する銀行家の意見を徴したりと云ふ之か狀況如何……………三八一

第五節 貯蓄銀行將來の方針……………三八三

第一項 貯蓄兼營の處置如何……………三八三

第二項 貯蓄銀行が普通銀行に變る場合の方法如何……………三八三

第三項 銀行新設認可の方針如何……………三八六

第四項 貯蓄事業に對する政府將來の方針並今回改正との關係如何……………三九二

第四章 沿革、經過及評論……………三九七

第一節 貯蓄銀行の沿革及法規の變遷……………三九七

第二節 議會に於ける兩案經過の概要……………四〇一

第三節 改正貯蓄銀行法に對する新聞の評論……………四〇三

附 録

改正貯蓄銀行法施行細則……………四二九

附 銀行條例施行細則中改正條項……………四二九



改正貯蓄銀行法詳解 全

附 銀行條例中改正條項

第一章 總論

第一節 改正法新舊對照

貯蓄銀行法 貯蓄銀行條例 對 照

— 印ハ改正ノ要点

貯蓄銀行法(新法)

第一條 左ニ掲クル業務ヲ營ム

者ハ之ヲ貯蓄銀行トス

一 複利ノ方法ニ依リ預金ヲ
受入ルルコト

二 一回十圓未滿ノ金額ヲ預

貯蓄銀行條例(舊法)

第一條 複利ノ方法ヲ以テ公衆

ノ爲ニ預金ノ事業ヲ營ム者ヲ

貯蓄銀行トス

公衆ノ爲メ左ノ事業ヲ營ム者

ハ貯蓄銀行ノ事業ヲ營ムモノ

金トシテ受入ルルコト

三 豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト

四 期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト

貯蓄銀行ニ非サルモノハ前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ貯蓄銀行ニ非サル銀行カ預金取引ヲ有スル者ヨリ其ノ者トノ取引ノ結果生シタル十圓未満ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入レ

ト爲シ此條例ニ依ラジム

一 一回五圓未満ノ金額ヲ預金トシテ受入ルルコト

二 豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト

三 期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト

(2)

又ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲スヘキ預金取引ヲ有スル者ヨリ十圓未満ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 貯蓄銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款及業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

第八條 銀行ニシテ貯蓄銀行ノ事業ヲ營マントスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

(3)

第三條 貯蓄銀行業ハ資本金五十萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第二條 資本金三萬圓以上ノ株式會社ニアラサレハ貯蓄銀行ノ業ヲ營ムコトヲ得ス

第四條 貯蓄銀行ハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行ナル文字ヲ用ウヘシ
貯蓄銀行ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第五條 貯蓄銀行ハ第一條第一項ノ業務ノ外左ニ掲クル業務ヲ併セ營ムコトヲ得

- 一 定期預り金
- 二 保護預り
- 三 債權ノ取立
- 四 公共團體又ハ産業組合ノ金錢出納事務ノ取扱
- 五 公共團體又ハ産業組合ヨリノ要求拂預り金

第六條 貯蓄銀行ハ本法ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第七條 貯蓄銀行カ貯蓄銀行ノ營ムコトヲ得サル業務ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ合併ニ因リテ承繼シタル場合ニ於

テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍
其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ
之ヲ繼續スルコトヲ妨ケス

第八條 貯蓄銀行ハ小切手ニ依
リ支拂ヲ爲ス第一條第一項第
一號第二號ノ預金取引ヲ爲ス
コトヲ得ス

第九條 貯蓄銀行ハ第一條第一
項及第五條第一號第五號ノ規
定ニ依リ受入レタル金額ノ三
分ノ一以上ノ金額ニ相當スル
國債ヲ供託スヘシ但シ供託金
額中受入金額ノ五分ノ一ヲ越

1/3

第四條 貯蓄銀行ハ貯蓄預金拂
戻ノ擔保トシテ預金總高ノ四
分ノ一ヨリ少カラサル金額ヲ
利付國債證券又ハ地方債證券
ニテ備ヘ置キ之ヲ供託所ニ預
ケ入ルヘシ但擔保金額カ資本

1/4

ユル額ニ付テハ第十一條第
項第一號ノ有價證券ヲ以テ國
債ニ代フルコトヲ得

前項ノ受入金額ハ每半年末日
現在ニ依リ之ヲ定ム

第十條 預金者及第一條第一項
第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ
債權者ハ其ノ預金及給付金ニ
關シテハ前條ノ規定ニ依リテ
供託シタル國債及有價證券ニ
付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受
クルノ權利ヲ有ス

金ノ半額以上ニ及フトキハ商
業手形及確實ナル會社ノ債券
又ハ株券等ヲ用井ルコトヲ得

第五條 前條ノ金額ハ每半箇年
末日現在ノ預金高ニ依リ之ヲ
定ム

第六條 預ケ人ハ第四條ノ供託
證券ニ就キ優先權ヲ有ス
第六條ノ二 前三條ノ規定ハ第
一條第二項ノ預金及受入金ニ
付之ヲ準用ス

第十一條 貯蓄銀行ハ左ノ方法

ニ依ルノ外其ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

- 一 國債、地方債、社債又ハ株式ノ應募、引受又ハ買入
- 二 國債其ノ他前號ニ掲クル有價證券ヲ質トスル貸付
- 三 不動産ヲ抵當トスル貸付
- 四 預金者ニ對シ其ノ預金額ヲ限度トスル貸付
- 五 第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ニ對シ其ノ給付金額ヲ限度トスル貸付

六 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

七 銀行引受手形ノ買入

前項ニ規定スル社債及株式ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條 貯蓄銀行ノ所有シ又ハ貸付金若ハ預ケ金ノ擔保ト

シテ受入ルル一會社ノ株式ハ該會社ノ總株式ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條 一人ニ對スル貸付金

額ハ拂込資本金及準備金ノ十

分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス
第十一條第一項第三號ノ規定
ニ依ル貸付金ノ總額ハ拂込資
本金及準備金ノ總額ヲ超ユル
コトヲ得ス

第十一條第一項第五號ノ貸付
金額中既ニ受入レタル金額ヲ
超過スル額ニ付テハ確實ナル
擔保又ハ保證アルコトヲ要ス

第十四條 一銀行ニ對スル預ケ
金及其ノ銀行ノ引受ケタル手
形ノ買入高ノ總額ハ第一條第
一項及第五條第一號第五號ニ
規定スル受入金ノ十分ノ一ヲ

限度トシ且該銀行ノ拂込資本
金及準備金ノ四分ノ一ヲ超ユ
ルコトヲ得ス但シ其ノ總額中
國債其ノ他第十一條第一項第
一號ニ掲クル有價證券ヲ以テ
擔保セラレタル額ニ付テハ此
ノ限ニ在ラス
第九條第二項ノ規定ハ前項ノ
受入金ノ額ニ付之ヲ準用ス

第十五條 貯蓄銀行カ其ノ財產
ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能
ハサルニ至リタルトキハ第一
條第一項及第五條第一號第五
號ノ規定ニ依ル契約ニ基ク銀

第三條 貯蓄銀行ノ取締役ハ在
任中ニ生シタル銀行ノ義務ニ
付連帶無限ノ責任ヲ負フモノ
トス但其責任ハ退任後二箇年
ノ滿了ニ因リテ消滅ス

行ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス
前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續ス

第十六條 貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
一 定款ヲ變更セムトスルトキ
二 業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキ
三 代理店ヲ設置セムトスルトキ

第七條 貯蓄銀行ニ於テ定款又ハ第一條ノ事業ノ種類及方法ヲ變更セントスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ代理店ヲ設置セントスルトキ亦同シ
大藏大臣ハ必要ト認ムルトキハ第一條ノ事業ノ種類及方法ヲ制限シ又ハ其變更ヲ命スル

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ヲ制限シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

コトヲ得

第十七條 貯蓄銀行ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第十八條 主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ貯蓄銀行業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 營業ノ認可ヲ受ケスシテ第一條ニ掲ケタル事業ヲ營ミタルトキハ其營業主ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罰則ハ營業主法人ナルトキハ其業務ヲ執行スル社

員、取締役、監査役其他法人ノ代表者、外國會社ノ代表者ニ之ヲ適用シ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ之ヲ其法定代理人ニ適用ス

第十九條 左ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行ノ取締役、監査役又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第六條、第八條、第九條、第十一條乃至第十四條及第十六條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十六條第二項ノ規定ニ

(14)

依リ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第二十條 第四條第二項ノ規定

ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十一條 本法ニ別段ノ規定ヲ設ケサル事項ニ付テハ銀行條例ニ依ル

銀行條例第二條ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ハ之ヲ預金者ト看做ス

第十條 此條例ニ特別ノ規定ヲ設ケサルモノハ總テ銀行條例ニ依ル

銀行條例第二條ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ第一條第二項第三號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ハ之ヲ預金者ト看做ス

(15)

第二十二條 貯蓄銀行業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ營業稅額ノ二分ノ一ヲ免除ス

附則

第二十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 貯蓄銀行條例ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ營業ノ認可ヲ受ケタル貯蓄銀行ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リテ免許ヲ受ケタル貯蓄銀行ト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

貯蓄銀行ハ本法施行ノ日ヨリ二月内ニ地方長官ヲ經由シテ其ノ營ム第一條ノ事業ノ種類及方法ヲ大藏大臣ニ届出ツヘシ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ取締役、監査役ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第二十五條 前條第二項ノ貯蓄銀行ノ資本金ニ付テハ本法施行後五年ヲ限り仍舊法ニ依ル

第二十六條 第二十四條第二項ノ貯蓄銀行ニシテ現ニ其ノ商號中ニ貯藏銀行又ハ貯金銀行ナル文字ヲ用ウルモノニ限り第四條第一項ノ規定ニ拘ラス

仍其ノ商號ヲ用ウルコトヲ得

第二十七條 第二十四條第二項ノ貯蓄銀行カ第九條ノ規定ニ依リテ爲スヘキ供託ニ付テハ本法施行後二年ヲ限り仍舊法ニ依ル但シ其ノ期間内ニ於テ新ニ供託ヲ爲ス場合ニ於テハ第一條第一項ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ四分ノ一迄ハ國債ニ限ル

第二十八條 本法施行前貯蓄銀行ノ爲シタル契約ニシテ本法ニ依リ貯蓄銀行ノ爲スコトヲ

得サル業務ニ屬スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十九條 本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル公債、社債又ハ株式ニシテ第十一條第一項第一號ノ規定ニ依リ應募、引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得サルモノハ本法施行後三年ヲ限り仍之ヲ所有スルコトヲ得
本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル株式ニシテ第十二條

ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユルモノニ付テハ本法施行後三年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ

第三十條 本法施行ノ際一銀行ニ對スル預ケ金及其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額カ第十四條第一項ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユル場合ニ於テハ本法施行後二年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ

第三十一條 貯蓄銀行ノ取締役ニシテ本法施行前退任シタル

者ノ貯蓄銀行條例第三條ノ規定ニ依ル責任ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第三十二條 本法施行前貯蓄銀行條例第一條ノ事業ヲ廢止シタル者ハ既ニ締結シタル契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限り之ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行條例第三條乃至第六條ノ二及第九條ノ二ノ規定ヲ準用ス

第三十三條 本法施行ノ際貯蓄

本法施行ノ際貯蓄銀行ニ非スシ

銀行ニ非スシテ現ニ大正四年
法律第二十三號附則第四項ノ
規定ニ依リ本法第一條第一項
第三號、第四號ノ業務ヲ繼續
スル者ニ關シテハ仍舊法ニ依
ル

テ現ニ第一條第二項第二號又ハ
第三號ノ事業ヲ營ム者ハ本法施
行前ニ締結シタル契約ノ完了ス
ル迄仍其契約ニ關スル業務ニ限
リ之ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場
合ニ於テ銀行ニ非サルモノニ對
シテハ銀行條例第三條、第四條、
第八條、第八條ノ二、第十條及
第十條ノ二ノ規定ヲ準用ス

第二節 主務大臣の提案理由説明

第一項 衆議院に於ける高橋大藏大臣の説明

○國務大臣子爵高橋是清君 (兼、本、一〇、二、二六日)

只今上程になりましたる兩案に對して説明を致します、貯蓄銀行は零碎なる資金を確實に
安全に保管蓄積して、國民の貯蓄を奨励することを以て其目的と致すものでございまして、
公德慈善の性質を有して居つて、普通銀行が一般經濟界に於ける金融の媒介、乃至商工業
資金の運用利殖を任と致すものは、全く其職能を異に致して居るのであります、故に其
監督に就きましても、普通の銀行に較べますれば、嚴格周到なるを要する次第でありまし
て、其業務範圍放資の方法等に關して、相當の制限を設けるの必要があるのであります、
然るに現行貯蓄銀行條例は其制定後幾多の改正を經まして、漸次其特色を失ふに至りまし
て、現在に於ては貯蓄銀行は、當然普通銀行の業務を經營することを得るやうになつて居
りまして、其業務の範圍、及資金運用の方法等に關しまして、何等の制限がございませぬ、
故に其受入れました所の零碎貯蓄預金は、他の一般の商業資金と何等の區別もなく、一樣

に商工業者の資金に運用せられて、或は不確實なる擔保に對し、又は全く無擔保の貸出を爲し、甚しきは一人に對して銀行の運命を左右する如き多額の貸出を爲したり、或は所謂親銀行の預金吸收機關となりまして、其預金の殆ど全部を親銀行に預入れて、其親銀行と運命を共にするものが生じたやうな譯でありまして、是等は寔に遺憾とする次第であります、近時貯蓄銀行の取付やら乃至破綻の多きは、其原因固より一にして足らずと雖も、是等に原因するものが其多きを占めて居るのであります、是等は固より銀行業者の經營其宜しきを得ざるに因るものでありますけれども、又貯蓄銀行に關しまする銀行法規の上に於て、缺陷があるものに基くもの亦大なるものと信するのであります、仍て今回貯蓄銀行條例に改正を加へまして、業務の範圍を限定致し、資金運用の方法を制限致し、擔保供託の割合を増加する等、幾多の改善を施しまして、零碎資金保管の機關と致し、能く其職能を發揮せしめんと欲するのであります、而して此の改正條項は甚だ多いのであります、爲めに、此際寧ろ貯蓄銀行條例なるものを廢しまして、新に貯蓄銀行法を制定するを便利なりと認めまして、本法案を提出したる次第でございます、尙現行の銀行條例中に、貯蓄銀行條例の規定を引用したるものがございしまするが故に、此點に就て本法案の制定に伴ひまして、當然改正を要しまするを以て、之に關して銀行條例中の改正案を提出したる次第であります、

(24)

ります、御審議の上速に御協賛あらんことを望みます。

第二項 貴族院に於ける高橋大藏大臣の説明

○國務大臣 子爵高橋是清君 (貴、本、大正一〇、三、一〇)

日程第八、及び第九を束ねて説明を申し上げます、貯蓄銀行は零細な資金を確實安全に保管蓄積して國民の貯蓄を奨励することを目的と致すものでありまして、公益慈善の性質を有して居りまして、普通銀行が一般經濟界に於ける金融の媒介、乃至商工業の資金の運用利殖を任と致すものは、全く其職能を異に致して居るのであります、故に其の監督に付きまして、普通銀行に較べますれば嚴格周到なるを要しまして、其業務の範圍放資の方法等に關して、相當の制限を設くるの必要があるのでござります、然るに現行貯蓄銀行條例は、制定の後幾多の改正を經まして、漸次に其特色を失ふに至りました、現在に於ては貯蓄銀行は當然普通銀行の業務を兼營することが出來て居りまして、其業務の範圍、及び資金運用の方法等に關しまして、何等の制限がござりませぬ、故に其受入れましたる所の零細貯蓄預金を、他の一般商業の資金と何等の區別なく、一樣に商工業の資金に運用せられたら、或は不確實なる擔保に付し、又は全く擔保のない貸出を爲したり、甚だしきは一人

(25)

に對しまして其銀行の運命を左右するが如き多額の貸出を爲しましたり、或は所謂親銀行の預金吸収の機關となりまして、其預金の殆ど全部を親銀行に預入れまして、親銀行と運命を共にするものなどが生じて參りました、誠に遺憾の至りでございます、近頃貯蓄銀行の取付或は休業、或は破綻の多くは、其の原因は固より一にして足らない譯であります、是等のものが此の原因の多きを爲して居るやうに考へます、固より斯の如きは銀行業者の經營其宜しきを得ざるに因るものでございますが、又貯蓄銀行に關しまする現行法規の上に於て又缺陷があること云ふことに基くことも亦大なるものであると信するのであります、就きまして今回貯蓄銀行條例に改正を加へまして、業務の範圍を限定しまして、資金運用の方法を制限いたし、擔保供託の割合を増加いたします等、幾多の改善を施しました、零細資金保管の機關としてよく其機能を發揮せしむるのでございます、而して此改正の條項が如何にも多くありまするが爲に、此際寧ろ貯蓄銀行條例を廢止いたしまして、新に貯蓄銀行法を制定するを以て適當なりと認めまして本案を提出いたしたる次第でございます、尙現行銀行條例中に貯蓄銀行條例の規定を引用いたしたものがござりまするで、此點に付きましては、本法案の制定に伴ひまして、當然銀行條例中に改正を要する次第でありまするからして、之に關する銀行條例中改正案をも併せ提出いたしましたる次

第でございます、而して本法の施行期限は、法律中に勅令を以て之を定むるごありまするが、是は大正十一年一月一日より施行いたす法案でございます、何卒御審議の上速に御協賛を與へられむことを願ひます。

第三節 銀行局長の提出理由説明

第一項 衆議院委員會に於ける黒田銀行局長の説明

(衆、委、大正一一〇、三、二)

○委員長(波多野承五郎君) 只今から開會致します、紫安君は御通告に依りまして質問を……

○海江田準一郎君 議事の進行に就て——大體當局の説明を聞いた上に……

○委員長(波多野承五郎君) どうぞ御當局から御説明を願ひます

○黒田政府委員 大體本案を提出致しました理由、並に本案の改正致しまする要點に就て、御説明申し上げたいと思ひます、本案提出の理由は、曩に本案が本議場に提出になりましたときに、大藏大臣よりして大體御説明を申し上げたのでありまして元來此貯蓄銀行は、國民の零碎なる資金を預つて居るものでありまして、之を確實に保管蓄積すると云ふことが第一

の目的であります、零碎の資金を確實に保管蓄積致しまして、之に依つて國民の貯蓄を奨励すると云ふことを目的として居る機關でありますから、此貯蓄預金と云ふものは、どうしても之を確實に安全に保管利殖して行かなければならないのであります、隨て貯蓄銀行は他の銀行とは異りまして、一層公益的に慈善的の性質を帯びて居るものと考へて居るのであります、然るに此貯蓄銀行條例が制定に至ります迄の經過を見ましても、又制定されました後に改正もありまして、漸次其特色を失つて來て居るやうに考へるのであります、既に御承知の通り昨年の財界の變動以來も、數多の貯蓄銀行が取付等の事がありまして、或は閉店をするに云ふやうな事になりました結果、之に預けてある所の零碎の預金が、必要な場合に引出すことが出来ないに云ふ爲めに、澤山の預金者が非常な迷惑を被つて、悲惨なる状態に陥つたことは申すまでもなく御承知の事ではありますが、是等の原因を見ると、勿論經營者の經營の放漫なる結果と致しまして、其經營の方法を誤りまして、爲に斯の如き結果を惹起したのもあるものであります、併し是等は一方には又現行の貯蓄銀行條例の規定が、先程申しました様な、貯蓄機關としての規定としては種々の缺陷があります爲めに、自然にさう云ふ結果を惹起したものと云ひ得る點もあるやうに思ふのであります、或は銀行の規定が不備な爲めに、自然に自らはそれだけの缺陷はあ

りませぬでも、他の影響を受けまして、或は無根の風説の爲めに取付が起りました、非常なる迷惑を被り、延て預金者に對して、非常の迷惑を及ぼすと云ふやうな事もあるのであります、是等はどうしても貯蓄銀行と云ふものを本來の本質に復させまして、是等の貯蓄預金は安全に確實に保管を致して、決して預金者の迷惑になるやうな事は無い、預金者に損失を及ぼす事が無いやうに致さなければならぬと考へるのであります、それで爰に改正案を提出致した次第であります、其主たる點に就て一應簡單に御説明申し上げます、尙ほ細かい事は御質問に應じて、御答を申し上げたいと思ふのであります、其第一は貯蓄銀行が色々其經營を誤りまして、缺陷を來すと云ふ風な事がありますのは、此資金の運用に就きまして、其宜きを得ないと云ふことが多いのであります、現在に於きましては貯蓄銀行は當然普通銀行の業務を兼ねて營む事が出来ることになつて居るのであります、それが爲めに此零碎な資金を預りまして、之を普通の商業資金と同じやうに種々の貸出に之を使用する、或は無擔保の貸出を致すとか、或は不確實なる擔保を取つて貸出をするとか、或は不確實なる有價證券に投資をするとか、或は固定するやうな大なる貸付をするとか、或は或は色々な風評の爲めに、取付を受けると云ふことになつて居りますから、どうしても貯蓄銀行は貯蓄銀行として、貯蓄預金を安全に確

實に保管することに限る必要があると考へるものでありまして、第一の改正の要點は貯蓄銀行に於きましては、其貯蓄預金と、尙ほ之に伴ひまする或範圍の附隨の業務を許しまする外、他の普通銀行が營む所の他の業務は、之を營むことが出来ないことに致したのであります。それと同じやうな趣旨を以ちまして、一方には他の業務を營んで、其方に此資金を運用することを止ますと同時に、又貯蓄銀行が其資金を運用致します上に於て、即ち貯蓄預金を預りました所の金を運用致す上に於きまして、之を自由に許しますと、前申す兼業を禁じました趣意と矛盾を致すのでありまして、之を又貯蓄預金の安全確實を期する目的から致しまして、其運用を制限致したのであります。此運用の制限を致しましたのは、改正案の十一條に規定して居るものでありまして、即ち國債、地方債、並に大藏大臣の認可を受けました社債株式、即ち大藏大臣に於て確實と認めます所の社債と株式の應募引受、又は買入、並に是等のものを主と致しまする所の貸付、それから不動産を抵當と致しまする貸付、預金者に對する貸付、寄附金の債權者に對しまして、寄附金額を限度と致しまする貸付、銀行への預金、郵便貯金、銀行引受手形の買入、是だけに運用の方法を限りまして、不確實なる運用を致して、預金者に迷惑を掛けることを期したのであります。それから尙ほ貯蓄銀行が假令是等の運用の方法と致しましても、餘り一會社の株式を

多額に所有致しまして、其會社と餘りに密接なる關係を持つ、即ち言ひ換へれば間接に其會社の事業を營むと云ふやうなことになりますと、其會社の事業の結果、貯蓄銀行が種々の影響を受けるのでありますから、第十二條に於きまして、貯蓄銀行の所有するもの、又は擔保に取ります一會社の株式の高を制限致しまして、其會社の總株式の五分の一を超えてはいけないと云ふことに致したのであります。尙ほ貸付に於きましても、餘りに一人に對して多額の貸付を致しますと、其人の事業又は其人の資産の状態に依りまして、銀行が其運命を支配されると云ふことになるのでありまして、從來も度々さう云ふ風の危険もあつたのでありますから、之を防ぎます爲めに、第十三條に於きまして一人に對する貸付は、拂込資本金及準備金の、十分の一を超えてはいけないと云ふことの制限を致したのであります。それから從來貯蓄銀行が往々一銀行の預金吸收の機關となりまして、其取扱ひました貯蓄預金の大部分を一銀行に預金致して置きます。是は其預金致します先の銀行が確實であれば、何等不都合は無いのでありますけれども、其銀行が失敗をするやうなことがありますれば、其爲めに運命を共にしなければならぬと云ふやうな事が起るのであります。又其銀行の色々の事業の關係からして、延て貯蓄銀行が種々疑を受けまして、取付を受けると云ふ事もあるのでありますから、之を制限致しまする目的から致しまして、第

十四條に一銀行に對する預金、及其銀行の引受けました手形の買入高、此兩方を合せました總額は、即ち貯蓄預金とか、或は定期積立金の受入高の十分の一を限度と致しまして、且つ預けます先の銀行の方から見しても、其銀行が拂込資本準備金の四分の一を超えてはいけないと云ふ事に致しました、但し前に申しました如く、資金運用と致しまして所有し得る有價證券、即ち確實と認めます有價證券を擔保に取つて預けます場合は、是は制限を超過しても宜しいと云ふ事に致しまして、大體一銀行に對する關係を、餘り密接ならしめない様に致したのであります、それから從來は貯蓄預金の拂戻の擔保と致しまして、貯蓄預金の總額の四分の一より少なからざる金額を、國債證券又は地方債證券で供託をすと云ふ事に致しました、但しそれが資本金の半額以上に及びましたときには、商業手形又は會社の株券債券でも宜しいと云ふ事に致して居つたのであります、之を十分に確實を期する目的から致しまして、其額を少しく増加致しまして三分の一と致しました、三分の一の金額に相當する國債を供託しなければいけない、但し三分の一は全部の國債でなくとも宜いのであります、其供託致しまする金額の中で、預金等の受入高の四分の一までは必ず國債でなければいけないが、四分の一を超える額に就きましたは、他の有價證券、即ち前に申しました資金運用の範圍と致しまして認められた有價證券を以て、國債に代へ

ることが出来ること云ふ事に致したのであります、是等が主なる改正の要點であります、尙ほ此貯蓄銀行が營みます業務を、貯蓄預金の受入を本業と致したのであります、それに就きまして現行法に於きましては、一回五圓未満の金額を預金として受入れる事は、貯蓄銀行の業務となりまして、普通銀行には出来ないことになつて居りましたが、之を高めまして、十圓未満の金額を受入れる事は、是は貯蓄銀行でなくては出来ぬのであります、普通銀行が營む事が出来ない、但し既に受入れたる預金の利子を繰入れると云ふ事は、是は普通銀行でも十圓未満であつても差支ない、或は取引の結果生じた、或は保護預を致して居る有價證券の利札より生じた利子を預金に繰入れると云ふ事は、是は差支ないと云ふ事に致したのであります、尙ほ資本金の制限は、從來は三萬圓以上でありましたが、今回は五十萬圓以上と致したのであります、是は實際に於て今日五十萬圓以上でなければ、認可を致して居らないのであります、貯蓄銀行を經營する上に於きましては、少くとも五十萬圓位の資本金を以て、之を預金者に對する擔保と致さなければならぬ、餘り少ない資本金では、確實に營業を致すことが困難であると云ふことを考へて居るのであります、現在に於て五十萬圓以上でなければ許して居りませぬ、唯だ現在あります貯蓄銀行に於きましては、五十萬圓未満のものもありますが、是等に就きましては五年間の猶豫の期間を置

きました、其間に五十萬圓に資本を達するやうに致させる積りであります、尙ほ其他貯蓄銀行條例に於て、種々の有價證券を持つて居るとか、或は種々の貸付を致して居りまして、今度の改正案に合はないものが澤山あらうと思ひますから、是等に就ては附則に於きまして、それ〴〵猶豫の期間を置きまして、此期間内に本法に合ふ様に更正をさせる積りでありませぬ、是等は細かい事に涉りますから、御尋に依りまして復た申し上げたいと思ふのでございませぬ、大體前申しました様な事が主なる點でありまして、自然に條文の数が多くなりますので、貯蓄銀行條例は之を廢止しまして、全部の改正に致した次第であります。

(衆、委、大正一〇、三、四)

○黒田政府委員 一昨日法案の説明を申し上げました際に、貯蓄銀行法案の方に就てのみ實は申し上げまして、銀行條例中改正法律案に就ては申し上げませぬのでありますから一寸説明を附加へて置きたいと思ひます、是は併し既に本議場に於て、大藏大臣から提案の理由を説明申上げました以上、附加へる事はありませぬので、貯蓄銀行條例が廢止されまして、貯蓄銀行法になります結果と致しまして、是は引用してある條文等に就きまして、銀行條例の中で改正を致しますに過ぎないのでありますから、其以上申上げることありませぬのであります。

第二項 貴族院特別委員會に於ける黒田銀行

局長の説明 (貴、委、大正一〇、三、一五)

○政府委員(黒田英雄君) 本案の大體を御説明申し上げたいと思ひます、本案を制定いたします即ち貯蓄銀行條例の改正を致します趣旨に付きまして、既に先日本議場に於きまして大藏大臣から申上げた通りであります、貯蓄銀行は國民の零碎の資金を預りまして之を保管いたす機關でありますからして、其確實安全を第一に期さなければならぬのである、然るに現貯蓄銀行條例は制定後改正を経まして、現に其特色を失つて居るのでございまして、昨年の財界の變動以來貯蓄銀行で取附に會つて居るものも多々あるのであります、又其爲に休業いたしました、數十萬の零碎の預金者に、預金を支拂ふことが出來ない爲に非常な迷惑を掛けました、多くの悲惨なる結果を見たのであります、是等は勿論法の如何に拘はらず、銀行の經營の宜しくなかつたことあるものでありますけれども、それ等の取附に會つた原因に付て見ますのに、第一には是等零碎なる資金を種々不確實なる貸附に使用しますとか、或は不確實なる有價證券に投資しますとか、即ち是等の零碎の資金を普通の商業資金と同じやうに運用して、然かも之を無擔保或は不確實に運用いたしました結果、

資金を固定するとか、或は欲損を來すとか云ふ爲に取附を惹起したと云ふのもありますし、或は一銀行に餘り密接の關係を結び、或は一事業に密接の關係を結び過ぎました爲に、或は銀行の破産、或は其事業の失敗をし、延いて貯蓄銀行に缺損を來し、或は風説に依て取附を受けましたものも、それ等の關係がある爲に、何等か貯蓄銀行に缺損がありはしないかと云ふやうな風説の爲に、取附を惹起したと云ふ風のことがあつたのであります、是等は勿論經營者の悪い所もありますけれども、又一面には現行法が貯蓄銀行と致しまして經營し得る範圍を餘りに廣汎に致しまして、法の上に缺點があるやうに考へるのであります、それ等の點を今回は除きまして、貯蓄銀行は本來の本質に立返つて、貯蓄銀行は零碎の資金を保管する所である、確定安全に保管する所に致すと云ふ趣旨から此改正案を造りました次第であります、それで改正案に規定いたしました重なる點を簡單に申し上げますれば、第一にそれ等を前申上しましたやうな状況に鑑みまして、貯蓄銀行はどうしても普通銀行と違ひまして、公益慈善の性質を帯びて居る機關で、國民の零碎の資本金を預るものでもありますから、普通の商業銀行とは事を別にして、別箇の機關にすることは必要であると云ふ考であります、其爲に貯蓄銀行の營みます業務の範圍を限定いたしましたのであります、銀行法に於きましては、貯蓄銀行は當然普通銀行の業務を營むことを得ることに解釋され

て居る爲に、貯蓄銀行になりますれば當然割引とか、或は兩替の業務、諸般の貸附等總て普通銀行と同じ様な仕事を營むことを得たのであります、之を貯蓄銀行本來の營業のみに限る、即ち改正案の第一條に提げました貯蓄銀行の預金としては、或は据置貯蓄と云ふことを營むに止めまして、本業に致して、之に伴ひまして銀行の基礎に危険を及ぼすことなく、却つて此貯蓄銀行の業務を營むに便利であります所の附隨の數項を認めて、第五條を設けてあります、左様いたしましたのであります、普通銀行の業務を營むことを禁じました趣意は、零碎の資金は之を確實に保管をしなければならぬのであります、是と同時に商業銀行と同じやうに、商業銀行即ち言換へますれば普通銀行の業務と同じ様に之を流用致しまして、不確實なる危険なる貸出をする事のないやうに、之を禁じたのであります、それと同じ趣意を以ちまして預かりました預金の運用方法に付て制限を設けたのであります、それは改正案の第十一條に於きまして貯蓄銀行が預かりました所の貯金即ち國民の零碎なる貯蓄は之を一般の普通銀行の業務を禁じますと同じ趣意を以ちまして、確實なる安全なる方法に限りまして之を運用せしめると云ふ趣置から致しまして、十一條に數項の運用方法を列記致しまして、それに限る事に致した次第であります、それから又同一の趣意を以ちまして從來は貯蓄銀行は其資金を以て如何なる擔保に依りましても貸付をするとか或は如何なるも

のも所有し得たのでありますが、今回は之を制限致しますると同時に、一會社に對する所の關係を除き密接ならしめませぬ爲に、一會社の株式を五分の一以上所有してはいけなると云ふ制限を置きました、又之を擔保に徴しまする場合も同一に致したのであります、尙ほ一會社に對して餘り密接なる關係を持たしめぬ趣意から致しまして、一會社若くは一人に對しまして、餘り密接なる關係を有たしめぬ趣意から致しまして、一人に對する貸付金額に對しまして、今回は制限を置きました、貯蓄銀行拂込資本準備金總額の十分の一を越すとは出来ないといふ制限を置きましたのであります、尙ほ一銀行に對する所の關係を除き密接ならしめませぬ爲に、即ち徒來に於きましては或銀行の資金吸收の機關と云ふものに貯蓄銀行がなりまして、預かりました所の預金を總て之を一銀行に預金してしまふといふ風なことがあつたのであります、勿論是は預かりました先の銀行が、確實な銀行でありますならば勿論弊害はないのでありますけれども、往々にして其銀行の失敗若くは其銀行の取引先の失敗等の爲に、貯蓄銀行が延いて損失を蒙り、若くは何等か缺損があつたではないかと云ふやうな風評を受けまして、取付が生じたこと云ふやうな例もあるのでありますから、之を防ぎます爲に一銀行に對しまする所の預金の金額に對して制限をして置きましたのであります、是は第十四條に之を規定して居る次第であります、そ

れから次に此預金銀行に對しまする所の預金の金額に對して制限をして置きましたのであります、是れは第十四條に之を規定して居る次第であります、それから次に此預金の支拂を確保致しまする趣意を以ちまして、是は現行法にもあるのであります、預金拂戻の擔保供託であります、現行法に於きましては四分の一以上となつて居りまして、國債、地方債、但し資本の半額を越えまじき場合は、各種の社債券株券或は商業手形を用ひることが出来るやうになつて居りますが、それでは折角擔保を致しまして供託を致したものが不確實なる株券債券或は商業手形でありました爲に、折角の擔保が其擔保の効力を持たないこと云ふことが起つて來るのでありますから、之を最も確實にして最も價格の變動の少ないものに限つて、さうして其擔保の確實安全を期しまする爲に、其金額を三分の一以上に高めますと同時に、供託すべき有價證券を國債と致したのであります、但し預金受入金總額の四分の一を超えました額に付ては、地方債又は主務大臣の認可を受けました社債株式を供託するも妨げないこと云ふことに致したのであります、それから次に此貯蓄銀行の業務を左様に限定いたしました爲に、貯蓄預金と云ふものは今日は一回五圓未満の金を受入れるのを以て之を貯蓄預金として零碎なる預金と見て居つたのであります、是は制定當時から今日までさうなつて居りますが、是は相當引上げることが至當であらうと云ふ考から致しま

して、十圓に之を引上げたのであります、それから此資本金に付きましては從來三萬圓以上の株式會社であれば宜しい事になつて居りましたが、今日實際に取扱つて居りますのは五十萬圓以上でなければ貯蓄銀行は許可致して居らないのであります、今日の状況から見ますれば三萬圓の資本金は餘り少なきに失ひまして、預金者に對して擔保の力が薄いのでありますから、是は相當引上げて預金者に對する擔保として、相當なる資本金を有つことを必要と考へたのであります、是は五十萬圓以上と云ふことに致したのであります、尙ほ現在に於きましては貯蓄銀行の稱號に付きましては何等規定がないのであります、貯蓄銀行と云ふ文字を用ひなくても宜しいのであります、今後は貯蓄銀行と云ふ文字を用ひることに規定いたしましたのであります、大體重なる點は左様な點でありまして、今回の改正に依りまして、銀行の營業を致して行きます上に於きましては、従前よりも諸種の制限を受けることになりまますから、其營業に依りまする收益の點に於きましては、今日よりは幾分減することは免かれないことと考へるのであります、其爲に改正案に於きましては貯蓄銀行の事業に對しまして營業税の半額を免除することと致したのであります、尙ほ附則に於きまして、現在既に貸付けて居りまするものとか或は所有して居りまする有價證券、或は資本金と云ふものを、此法の施行と同時に急に之を改正案に合せると云ふことは

種々困難な事情があるのでありますから、資本金に付きましては五年間の猶豫を與へました、又持つて居りまする所の株券即ち今回の改正案に合はない所の株券債券或は公債等を持つて居りますれば、是は三年の間に訂正して宜しいことに致したのであります、又供託に付きましては一時に三分の一にして國債を以て供託しろと云ふことは、多少急激に涉りまして困難な事情があるかと考へます、二年間の猶豫を與へたのであります、又一銀行に對する預金に付きましては、從來多額の預金を致して居りまするものは是も二年間の猶豫を與へまして、改正案に依りまする制限範圍内に訂正することに致したのであります、尙ほ新法施行前に貸付いたして居りまする如きものに付ては、其貸付に付ては期限もありませんし、債務者の利益もあるものでありますから、債務者の期間の……利益のことを考へてやらなければならぬのでありますから、是等に付きましては此法が施行されました、それが終了いたしまするまでは其儘之を認めてやつて差支ないと思つて居るのであります、大體改正しました主要なる點は今申上げた通りであります、改正の條文が大變多くなるのでありますから、此際貯蓄銀行條例を廢止いたしましたして新たに蓄貯銀行法と云ふものを設けた次第であります、尙ほ銀行條例の改正案は、是は貯蓄銀行法の改正に伴ひまして、準用して居る條文を改正いたしましたのであります、同法は特別なる改正を致した譯ではない

のであります、尙ほ其他の細かい點に付きましては御尋ねに應じまして申上けることに致したいと思ひます。

第二章 改正法の解釋

第一節 貯蓄銀行法の逐條質疑應答

第一項 第一條に對する應答

第一條 左ニ掲クル業務ヲ營ム者ハ之ヲ貯蓄銀行トス

- 一 複利ノ方法ニ依リ預金ヲ受入ルルコト
- 二 一回十圓未滿ノ金額ヲ預金トシテ受入ルルコト
- 三 豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト
- 四 期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト

貯蓄銀行ニ非サルモノハ前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ貯蓄銀行ニ非サル銀行カ預金取引ヲ有スル者ヨリ其ノ者トノ取引ノ結果

生シタル十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入レ又ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲スヘキ預金取引ヲ有スル者ヨリ十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(衆、委、大正一〇、三、二)

○武内作平君 是は一寸小學校の子供位の質問ですが、第一條の二項に「一回十圓未滿の金額を預金として受入るゝこと」とありますが、是は現在の貯蓄銀行條例には、一回五圓未滿の金額を預金として受入るゝことゝあります、是は十圓以上はいかないのですか、今私の子供などは、毎月二十圓か三十圓を持つて行つても、預金として呉れますが、十圓未滿の金額を預金として受入るゝことゝ云ふのは、十圓以上はいかないのですか。

○黒田政府委員 それは複利で以て預つて居るのではありませぬか、複利でありますれば差支ありませぬ、複利で以て預りますれば、何圓の金額を預けましても一向差支ないのであります。

○武内作平君 さうすると此二項はさう云ふ場合に當るのですか、貯蓄銀行で利息を附けないのは無いやうに思ひますが。

○黒田政府委員 それは單利で以て預りますので、普通銀行に對する制限なのであります普通銀行が當座預金であるとか、或は特別當座と云ふ風な單利なもの、小さなものをするとか云ふといけませんから、其方を制限する趣旨であります。

○海江田準一郎君 もう一つ第一條の二項に「貯蓄銀行に非ざるものは前項の業務を營む事を得ず」と規定されてありますが、是は無論普通銀行に對する權限を制限されたものと思ひます、併し世間には信託其他如何はしい各自の下に、銀行類似の金錢取扱業を營んで居るものがあります、斯う云ふものに就ての取締は如何なものでありますか。

○黒田政府委員 御尋の通り第一條の第二項は、貯蓄銀行以外の普通銀行は、一回十圓未滿の金額を預金として受入れることが出来ないとか云ふ規定でありまして、それは預金を受入れます機關と致しまして、普通銀行に對する制限になるのであります、其他今御話のやうに、或は信託會社の如きもので、預金を受入れて居るものを如何にするかと云ふ御話でございますが、是が若し銀行の致して居りますやうな預金の扱をして居りますれば、無論銀行條例若は此貯蓄銀行法に依て免許を受くべきものでありますから、其免許を受けずに營んで居れば、無論之に對して制裁があるのであります、唯だ銀行條例若は貯蓄銀行法に適用の無い仕事を致して居りますもので、餘程銀行に類似して居るものがある事は事實

であります、是等に對しては別に信託會社に對する一つ法規を制定して、是等を取締ると同時に、其等の業務を適當に發達させるやうに致したい考を持つて居ります、未だ其法案を提出する運びには参りませぬが、何れ近き將來に於てはさう云ふ法も制定されること、考へて居るのであります。

○上田彌兵衛君 極く簡単に二つ三つ御伺致したい、此舊法に依りますと第一條の一回五圓未滿とあるのを、十圓未滿に今度改正されて居るのであります、今日の經濟狀態から考へますと、十圓と云ふのは甚だ少ないやうに思ふのであります、普通銀行と致しましても、三十圓五十圓以下のやうなものは、餘り預けるやうな人も無からうと思ひます、之を三十圓或は五十圓位になさる御意思はありませぬでせうか。

○黒田政府委員 現行の五圓を十圓に致しましたのは、勿論程度の問題でありまして、正確な計算の基礎と云ふものはございませぬのであります、大體を見ますと云ふと、此都會地に於きましては御話のやうに、或は三十圓五十圓と致しましても、左程普通銀行の方に大なる影響は無いかと考へるのでありますけれども、地方に於きましては、田舎の小都會若くは村落に参りますと云ふと、餘りに之を引上げますと云ふと、普通銀行の方の預金が非常な影響を受くることになるだらうと考へまして、餘り普通銀行の方に大なる

影響が無い、さうして一方から見まして、主として是は零碎の資金を預けるやうな人の預金を、特に制限を設けて確實にしやうと云ふ趣旨でありますから、餘り大きな金額を預金するやうなのは、是は普通銀行に参りまして差支なからうと考へますから、其方面と今申す普通銀行に對する影響の方面と兩方から見まして、先づ十圓位が適當ではなからうかと云ふ考で定めた次第であります。

○上田彌兵衛君 今回の改正に依りますと、貯蓄銀行が小切手を以て支拂をすることを禁止されて居るのであります、是は從來既に貯蓄銀行として、小切手を發行して居る所もあるのであります、其分迄も所謂既得権をも取上げられるのでありますか、將來に起るべき蓄貯銀行が之を爲すことを得ずして、從來の既得権は認めらるゝのでありますか、若し之が認めらぬと云ふことになりましたと、小切手を振出すと云ふ意味に於て、預金をして居る人が澤山あるのであります、さう云ふのは親銀行があれば、直ちに之を振替へると云ふやうな便宜もありますけれども、獨立してやつて居る銀行は、直ちに此預金を返却しなければならぬことになる、非常に苦痛を感ずると思ふのであります、此點を伺ひたい。

○黒田政府委員 御答致しますが、貯蓄銀行に於きまして、現在預金に就て小切手の振出を許す契約を致して居ると申しますものは、是は成るべく早く小切手で振出すことをし

ないやうにして貰ひたいと思ひますが、直ちに之を禁止することは困難のやうに考へます
新たにさう云ふ契約を致すことは出来ませぬが、従来契約を致して居る分に就ては、それ
が終了するまでは、是は許さなくてはならぬかと考へて居ります、唯だ八條に於きまして
さう云ふ取引を新たにすると云ふことは、是は許さない積りであります、御尋は其點であ
りまして、小切手を何故禁止したか云ふ譯ではありませんか。

○上田彌兵衛君 従来やつて居るものは認めるのでありますか。

○黒田政府委員 それは只今申上げましたやうに、従来契約致して居ります分は、是は
終了するまでは已むを得ないと思ひます、成るべく早くさうでないやうに、預金者と話を
付けることを希望して居ります。

(衆、委、大正一〇、三、四)

○倉石知藏君 第一條第一項の四號に「一定の期間内に於て數回に金錢を受入る、こと」此
金錢であります、其前のものは預金となつて居る、是は一種別の契約——一定の金額の給
付を爲す契約であるから、預金ではないと云ふ御考で、金錢と御擧げになつたかも知れま
せぬが、併し此案の二十一條を見ますと、總て給付金の債權者も、預金者と看做すとなつ
て居りますから、是は「預金」と矢張改正になる御意思があるかどうか之を伺ひたい。

○黒田政府委員 此の一條一項の四號に「金錢」と用ひましたのは、御話の通り此契約は
預金契約ではないと云ふ考を持つて居るのであります、預金は申すまでもなく、利子を附
すると云ふやうな性質を持つて居るのであります、此四號の方は或る時期に幾らと云ふ
金を渡すと云ふ爲めに、金を數回に拂込んで貰ふのであります、それに預つて幾らの利
子を附けると云ふやうな觀念から來て居るのではないのでありますから、是は法律上から
見まして、預金と云ふのは困難であらうと云ふことから、是は別に金錢を受入れると云ふ
ことに致したのであります、二十一條の二項に「預金者と看做す」と云ふことにしました
のは、是は銀行條例の二條の三は、合併に關する規定でありまして、合併致しますときに
知れたる債權者に對しては、一々催告をしなくちやならぬと云ふ、商法の規定の例外を設
けまして、預金者に對しては、其催告はしなくても宜しいと云ふことになつて居るのであ
りますから、此場合は一條の四號は預金ではありませんから、預金者でない云ふことにな
つて、是には一々催告をしなくちやならぬと云ふことになりませんが、合併の時の通知を
すると云ふ關係から見ますれば、預金者と同様に取扱つても宜いものであらうと云ふ考が
らして、其關係に於て「之を預金者と看做す」と申したのであつて、全體それを預金者と
考へて居るのではないのであります。

○委員長(侯爵佐々木行忠君) 第一條

(貴、委、大正一〇、三、一五)

○小山健三君 大藏大臣若くは政府委員より便宜御答を願ひたいと思ひますが、第一條の營業區域は餘程明白になりましたのは大に喜ぶ點であります。政府は此金融界の平和、並に細民の貯金と云ふことに付て、多大の御注意を加へられて居るやうでありますが、從來不動貯金と云ふものがありました、是は或るものは非常に成功を致して居ることは御承知の通りで、随分確實であつて相當の資金を集め、相當の利益を擧げまして金融界の爲に貢獻して居ると考へて居ります、又或るものは頗る怪しいのが有る、現に關西方面に於きまして、或る不動預金を扱つて居るものにして非常なる立流な支店がある、家があつて、本店は東京だと云ふので、東京へ来て見ると本店は銀座何丁目の裏の方の小さい、殆ど尋ね出されぬ程の小さな家であつたと云ふやうな奇觀もあるやうに聞きました、元來銀行の監督と云ふことも必要であります、同時に預金者の爲に取附けせらるゝと云ふことが一つの制裁になつて居ります、是が銀行業者の平素注意を怠らぬ一種の警戒になつて居ります、所が不動預金と云ふものになると、五年なり六年なり拂戻をしないのであるから、安心なもので、取極めが五年とか六年とかは其儘にして置くこと云ふのでから、五年も六年も經つて營業停止とか、若くは預金者が行つて催促するとか云つた所で、無い袖は振れ

ぬと云ふので仕方がない、訴訟して争つても仕方がない、今荒立つて取らうよりも騙して少しづつ、でも取らうと云ふので刑事上の訴は起さぬと云ふやうなことが往々あります、從つて利益のあると同時に、弊害も随分多いのであります、今度の此第一條を見ますと、それは今日御認めになつて居るやうでありますが、矢張り利益の方を大變御認になつたのであります、其ことをちよつと伺ひます。

○政府委員(黒田英雄君) 御話のやうな……据置貯金でございませう、据置貯金を營んで居りました立派にやつて居る者もありますが、御話のやうに、それに依つて非常に吸収しました資金を、色々な方面に用ひて、甚だ憂ふべき經營をやつて居る者もあるやうに考へて居ります、是は今回改正いたしましたに付きましても、其點を十分に考慮いたしました、それが爲に資金の運用を制限いたしました、さう云ふやうにして集めた金を、不確實な方面に運用させないと云ふことに致しました、斯の如くにして認めますれば、別に不都合でない、蓋し長い期間は許さない積りであります、今日に於きましては大抵五年以内に止めて、長期のものは其間に經濟上の狀況が變ります等の爲に、或は不都合を生ずる危険がありますので、短かい期間に限つて、今後もやる積りであります。

○小山健三君 もう一つ伺ひたいのでありますが、元來此の銀行條例若くは貯蓄銀行條例

であります。是は、どうも他の法令と並立つて行くか、若くは實際が行はれるに困難な場合が随分あります。例へば普通銀行に於きましても、預金と云ふやうなものに付ては皆營業者が協定して居ります。ところが信託會社……小さな信託會社で、百萬圓か、五十萬圓の資金を持つて居ります。信託會社に於きましても、預金を吸収しても政府は一向構はぬで勝手次第にやらせる。貯蓄銀行の如きに於ても、貯蓄銀行と云ふ看板の下に於てやりますればそれは御咎めになります。何かさう云ふやうな方法でやつて來ました場合に、どう御處置になりますか。例へば信託會社が貯蓄預金を扱つた場合に、銀行條例で見ますと、預金を扱ふものは銀行と認めなければならぬが……確か預金と貸金か何か併せてやるものは銀行と認めるとあつたかと思ひますが、併ながら預金のみを扱つて居る銀行と云ふものは無いので、實際預金を預つて唯積んで置く、預金を遊ばせて置くものは無い、ごしく貸出すか何かせなければ利息を拂つて行くことは出來ない、さうすれば矢張り預金をやつて居る者も銀行條例を以て律して差支ないと思は考へる、すると信託會社も預金を扱ふものであるから、銀行條例を以て支配して差支ない筈であるが、信託會社は餘り御構ひでないと云ふやうに、從來銀行の取締を受けて居らぬ、貯蓄銀行も、矢張りさう云ふやうなことになる、折角の法令が水泡になつてしまふ、此邊は如何でございませうか。

○國務大臣(子爵高橋是清君) 信託會社のことは、もう十分に大藏省に於ても取締の必要を認めまして一昨年あたりから法案等の調査をも致して居つて、此議會に實は是非提出する運びに致したい考へて進んだのでありますが、實際を申し上げますと、法が出來ぬと取締が出來ぬと云ふ法理論になりまして、法を決めると云ふことに付て委員の間に於てまだ成案を得ないので、遺憾ながら此議會に提出することは出來ない、併し銀行條例及び貯蓄銀行條例の範圍に屬する仕事は、總て取締ることになつて居りますが、此條例を潜つてやると云ふやうなことになる、今日は取締法が無い、今御話の通り苟も人から金を預れば、必ずそれは銀行者と見て取締ると云ふことも適切でありますけれども、現に此信託會社と云ふものがあつて、銀行條例を以て直ちに之を取締ると云ふことの出來ないと云ふやうな事柄に、實際の話が今日まで進んで來て居る、是には政府も當惑して居るのです、實は……此信託會社と云ふものは、御承知の通り、英吉利の式と亞米利加の式と違つて居りまして英國式の方は元と全く營業的のものでないので、然るに亞米利加に於て之を營業的に發達させてしまつた、米國に於ては今日銀行と同じやうなことを、信託會社がやつて居りますけれども、是は米國の特殊の事情の下に、斯の如く今日發達して、社會の爲にも有益なる機關となつて居るのである、是はなせかと申すと、米國でも信託會社と銀行業者とは利益

の衝突があつて、三十年前頃までやかましかつた問題であります、然るに其やかましい間に銀行と信託會社とは資本家が之を自身の機關としてしまつたので、二つに分れて居りますけれども、之を利用するものは資本家と云ふもので、詰り資本家が二つの機關を握つて居ると云ふ譯で、此點を發達したものである、之を直ちに我國に移すと云ふ事になりますと、事情が違つて居りますから、資本家が兩方の機關を操縦して社會の有益なる機關として兩方とも相侵さずにやると云ふ事は、今の所では日本の状態が遺憾ながらそこまで行かない、そこで學者の間に於て信託と云ふものは一體どう云ふものかと云ふ論があつて、英國式の解決と亞米利加式の解決でやつて居る、亞米利加式をやつた學者は亞米利加式の解釋をして居ると云ふ譯で、其解釋が一致しない、併し今度もつと委員の數を殖やして、是非次の議會に出す迄に行かなければ、此儘捨て置いたならば、利益よりも弊害の方が世の中に殖えるであらうと斯う考て居るのです、御話の如く預金をするから銀行であると認め、銀行條例に依り取締る譯にも行かない、何とも仕方がない、弊害の益々増長をすることを認めて居るのであります。

○菅原通敬君 現在の狀況に關して伺ふのであります、此複利の方法を以て預金をして居るのは、一回五圓以下の金額で預金して居るものはどうなつて居りますか。

○政府委員(黒田英雄君) 實際に於きましては、五圓の金額も、貯蓄銀行が受けて居りますものは、複利に大體やつて居ります、純然たる單利で五圓未満を受けて居るものは極めて少からうと思ひますが、金額が幾らあるかと云ふことは分つて居りませぬ。

○菅原通敬君 一回五圓以上ですか、五圓未満にあらずして、五圓以上と云ふ金額を、複利に預つて居る方が多いならば、一回の金額を五圓とか十圓とかにする議論は無くなる。

○政府委員(黒田英雄君) 今の御尋は五圓以上で複利で預つて居るのと、複利でないのと云ふ御話ですか。

○菅原通敬君 いや五圓以上であれば複利でなくては預からぬのであるか。

○政府委員(黒田英雄君) いや今日の貯蓄銀行は普通銀行の業務を營んで居るのでありますから、複利をやつて居ります外に普通預金も取つて居る、それとありますから貯蓄銀行で今普通預金を預つて居りますのは、十二億三千五百萬圓になつて居りまして、貯蓄預金の方が、五億四千二百萬圓になつて居ります、是は併し普通の預金、普通銀行の業務とか、或は當座とか、特別當座とか、或は定期預金とか、色々なものを取つて居りますから、ちよつと正確に今御尋の御趣意に合はぬかと思ひます。

○菅原通敬君 詰り五億圓幾らと云ふものは、貯蓄預金になつて、其の貯蓄預金の中、第

一條の第一項に依つて受取つて居る、故に第二項第一號に依つて居るものとの區別が分らぬのであります。

○政府委員(黒田英雄君) 今申上げました五億四千萬圓の中、銀行條例の第一條の第一項と、第二項の第一號に依つて預つたのが、四億二千五百萬圓ありますが、此第一項と、第二項の第一號の區別は分つて居りませぬ、併し先程申上げましたやうに二項の第一號に依つて、單利で五圓未滿のものを預つて居ると云ふことは殆どないと思つて宜しいのであります、全部が複利で而かも五圓未滿のものを預つて居ると、御覽下さつても差支ないと思つて居ります。

○菅原通敬君 さう云ふことになりますと、此改正法の方に於て、第二號の一回十圓未滿と云ふことの制限は餘り有力でない、複利の方法に依つて預けてある金額の幾らでも預ける
○政府委員(黒田英雄君) 貯蓄銀行が預りますと、本回の改正案を、十圓未滿は多くは複利預でありますから、普通銀行に對しましては、制限になるのでありまして、普通銀行の方は兎に角十圓未滿と云ふことは預からないと云ふことの制限がある、貯蓄預りに依れば、改正案十圓なるものでも、貯蓄銀行が預かりますと、大體複利で取扱つて居る、十圓未滿の金額は單利でも貯蓄銀行は預かるが、普通銀行は預からない。

○菅原通敬君 普通銀行の方を伺つて居ない。

○政府委員(黒田英雄君) 貯蓄銀行は單利で預けられるけれども、實際に於て預かる場合は少ない、複利の方は無論十圓以上で預けられるのでありますから複利の方は制限がない。
○菅原通敬君 其途が開けては、第二號の方で制限と云ふことは餘りやかましく言ふ必要はないと云ふ御尋ねであります。

○政府委員(黒田英雄君) さう云ふ御尋ねでありますと、是は寧ろ普通銀行に對する制限であります、普通銀行の方で御覽になりませぬと御了解が困難かと思ひます、是は寧ろ普通銀行に對する制限でありまして、普通銀行が十圓未滿のものを單利で預らないと云ふことは實際の場合から申しますと、此條文は普通銀行の制限になつて、貯蓄銀行の方で見ますと云ふと、多く是は實際に於て複利になる、それは現行法と全く同じい。

○菅原道敬君 どうも了解が行きませぬ。

○男爵小畑大太郎君 私も其點に付いて疑を有つのでありますが、複利の方法に依つて預金を致すこととあります、現行法に依ると複利の方法を以て五圓未滿の預金をするものは之を貯蓄預金で認めると云ふことになつて居る、所で今回一號と二號と置かれると云ふことに疑を起しますが、此一號と云ふものは一般普通銀行が預つて居る通帳で受入れをして

居る、又特別當座預金とか小口預金とか云ふもの、規定を設けまして、半期毎に利息を組入れることが約束してある様に思はれるが、さうすると少し抵觸する點がありはしないか、當座預金、當座契約に依れば、半期毎に利息を組入れるやうなことを一般にするやうに思ふが、貯蓄預金には御認めになるのでございませぬか。

○政府委員(黒田英雄君) 複利と申しますると云ふと、當然預金の利子を、預金者の請求を待たず、當然組入れて行くこと云ふ解釋をいたして居るのでありまして、普通の銀行が當座預金、特別當座預金に對して一應組入れますことを致しましたも、契約上當然いたすのではない、請求を待つて致すと云ふ解釋を採つて居る、若しそれを當然いたすやうに契約を、致して居りますれば、それは複利の契約を致して居るものと見て、普通銀行では之を取扱はせしめないこと云ふことに致して居るのであります、是は今日でもさう致して居りますし、改正案に依りまして、矢張り同じやうに解釋して戴きたいと考へます。

○小山健三君 ちよつと政府委員に伺ひますが、私はちよつと法文をさうすると讀違へて居つたか知れませぬが、複利の方法に依ると云ふことは、大體一般に行はれた所の原則である、貯蓄銀行の此中の、左に掲ぐる中の一つを行へば是が其貯蓄銀行とすると云ふ意味でないやうに法文に見える、然らすれば複利の方法に依つて預金をすると一萬圓預けても

複利であれば全然預かる、それが貯蓄銀行である、斯う云ふことになる、どうもさうすると貯蓄銀行の御趣旨が細民の預金を御取扱ふと云ふ御趣旨が徹底せぬことはないか、矢張り十圓と云ふことは一回の預け分量が十圓と云ふことであつて、さうして同時に又複利と云ふ「コンバウンド、インテレスト」と云ふことは條件であつて、さう云ふ條件で預つて行くものが貯蓄銀行であると云ふやうに解釋が出来るのでありますが、細民の貯蓄銀行が何百圓、何千圓でも定期でやつて行く、複利と云ふものでない場合で、今六箇月間置いて七箇月目に取りに行けば行ける譯で、精神は複利である、利息を、六箇月目に預金者に拂渡して元金に繰込んで、元金を繰込んで直ぐ拂ふのも別々に拂ふのも、同じ意味になる、其邊がちよつと御答へが少し諒解が仕兼ねるのでありますが、如何でありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 實は御尋の通りでありまして、現行法に於きましては左様になつて居りますが、併し大體此の貯蓄銀行に複利で預けますものは十圓未満な金でありまして、さう大きなものを複利で預ける、複利で預るからそれは貯蓄預金であること云ふ風に實際に於てならないのでありますけれども、法文の上に於きましては矢張り一箇月十圓以上のものでありまして複利で預ると云ふ所は貯蓄銀行になる、普通銀行の方では左様な暇もないこと云ふことになつて居るのであります、實際に於きましては御説のやうに二つのもの

は大抵一緒になつて働いて居るのであります。

○小山健三君 私の見る所で見ますと、此第四號まである、其中のどれか一つ扱ふのが貯蓄銀行と云ふ意味でないと思ふ、大體として必ず複利法に依らなければならぬ、貯蓄銀行は……さうして第二の條件として十圓未満でなければならぬ、第三として斯う云ふことの給付を約して受入れることが出来ること云ふので徹底する、要するに金額は一回の預け量は十圓と云ふこと、致し、復利であると云ふこと、並び行はれて、決して此十圓に構はず複利の方法であるならば幾らでも行けると云ふ、仁尾さんの御尋になつた問題も、それから小畑男爵の御尋になつた問題も、總てが其抹殺されて仕舞つて、それでは何も問題がない、皆複利法で二十圓三十圓どん／＼預けに行く、さうすると言ふと普通銀行と同一になつて仕舞ふさう云ふことは私は法文で許さぬだらうと思ひます、如何でせうか。

○菅原通敬君 私の御尋ねしたのも全く其處で、第二號と云ふものは働きを爲さぬやうになる。

○政府委員(黒田英雄君) 現行法が既にさう云ふ風になつて居りまして、元來複利の方法で行くものは貯蓄銀行であると云ふ風の立場に行つて居る、それで今御話のやうに、是は若し小切手で支拂ふことを許しましたならば今の御話の通りでありますから、普通銀行と

貯蓄銀行との區別がなくなる、それは小切手の支拂と云ふものを禁じて居るのであります、今日に於きましても複利の方法で營むものが小さい銀行である、斯う云ふことをするものを貯蓄銀行と看做す、其立方を改正案に於きましてそつくり受繼いで居るのである、今日と其點は少しも變らないのであります。

○菅原通敬君 今まで貯蓄銀行者が或は氣が付かぬで居つたかも知れぬ、更にいろんな制限が嚴重になつて來ると、第二號に依らず、第一號に依つて一萬圓でも複利の方法に依つてやると云ふやうなことになつて來る虞がある、それでは全く尻抜けになつて仕舞ふ。

○政府委員(黒田英雄君) それは一向差支ないと考へて居ります、重役が無限の責任を負ふので、受入れる場合にさう云ふ條件をする事がありましたならば、それを受入れて差支ないと考へて居るのであります、唯小切手の支拂を許すと全く普通銀行と區別が出来ませぬから、それは禁じたのであります、それを禁じました趣意も一つは理由は其處にあるのであります、それは差支ないと私は考へて居ります。

○菅原通敬君 さうすると第二號と云ふものは制限の働きは爲さない、唯普通銀行に對する制限だけになる。

(速記中止)

○委員長(侯爵佐々木行忠君) 如何ですか、本日は散會して又開いては……

(『賛成』と呼ぶ者あり)

○委員長(侯爵佐々木行忠君) それでは本日は散會いたします。

(貴、委、大正一〇、三、一五)

○仁尾惟茂君 ちよつと伺ひます、此法案に付きましたは色々伺ふべきことがあります。其中で私の御尋ね致しますのは、此預金額を五圓を十圓に致してあります、固より是は場合に依りませうが、非常に増したやうに思ひます、現行の貯蓄銀行法の制定されましたのは、二十三年の頃と思ひますが、其時の五圓と云ふのはどう云ふ意味であるかと申しますと、ちよつと勞銀に譬へて見ましても、其時分は大概三四十錢位のものであつたらうと思ひます、それから段々上りまして、或は五十錢となり、六十錢となり、まあ六十錢内外であらうと思ひますが、今日は殆ど二圓内外と思ひます、それで又もう一つ二十年前には五圓の預金と云ふものは餘程金高が多い、其當時にあつては比較的に多いものと思ひますが、此預金の有様と云ふものは、私の考へます所では時代に依つて一口の平均數と云ふものは上つて來て居る、最初一口の平均數と云ふものが二圓になり、三圓のものは四圓にも五圓にもなる、段々と進んで來て居りはせぬかと思つて居ります、で此五圓が十圓になつ

たと云ふのは何か出所があるのでありませうか、又目分量で斯う云ふ事になつて居りますか、事實今御調べがありますか、銀行の預金の一口平均と云ふものは、凡そ斯う云ふものであると云ふことがあつて、であるから之を十圓にしても不均衡にならないとか、或は十圓若くは二十圓にしても宜いとか、何か出所がありますと宜いと思ひます、貯蓄銀行の方から言ひますれば、成るだけ是多額になつた方が宜いと思ひますが、十圓以上になりますれば餘り普通銀行と變らないと云ふこととなりますが、之を一つ伺ひたい、段々承りますと是は不必要でないかと思ひますが、如何でありますか、又併せて預金の平均數と云ふものを御調べがあれば承りたいと思ひます。

○國務大臣(子爵高橋是清君) 唯今の仁尾さんの御尋は、私も其ことは耳にして居ります、貯蓄銀行の方から申しますと云ふと、成程十圓を三十圓にて貰ひたいと云ふ希望もある、是が今御話の通り普通銀行と丁度釣合つて居る、普通銀行に於て今日此の定期預金や、當座預金を除いて、先づ矢張り比較的に小さな預金者の金を預つて居るものが、十億以上もありませ、今日では是は十圓に高める程此方に響きが多く來る、先づ今日貯蓄銀行でも一口に一回位で預けて行くと云ふ人は、まあ十圓以下が多からうと思ふ、五圓のものを一時に十圓にするのでありますから、其貯蓄銀行からすれば、それだけ五圓以上に預つ

て居たのが、それを十圓以上でなければ預入れる事がならぬと云ふことでありますから、それだけ普通銀行の預金が減つて来る譯であります、是はあまり著しく大きなものにしませんが、普通銀行に及ぼす影響が極めて大きなものになりますから、是は何も勞銀に比較を執つた譯ではありませぬけれども、是迄五圓と云ふものを先づ倍額位にするところが、實行上に於て適當である程度と云ふ考に過ぎない。

○八木久兵衛君 五圓の所を十圓の範圍にする、斯う云ふことになつて居りますが、五圓の所を十圓になさいましたのでございますから、餘り重くすれば今御話の通り、普通銀行の方へ影響をする(聴取し難し)又あの方は五圓のものを十圓に、倍になる勘定でございますが、今一層殖して二十圓位の途を開きになつては行きませぬでせうか、其邊を伺ひたい。

○國務大臣(子爵高橋是清君) 資本金に依らず、所謂貯蓄高に依り、預金高に依る利益から、一口十圓とすれば預金が少ない、二十圓とすれば多いと云ふことも今日と違ひはなからうと思ふ、小さな預金高が多いか少ないかと云ふことに依つて、利益の多少がそこに生じて来る、資金と一口預との高の關係は極めて薄い、此關係は詰り預金者の預金が相當の高のありまする場合で、二十圓と斯うしますると、普通銀行の方に非常に影響を及ぼすのでありまするから、一口に五圓のものを十圓として、實行上に於て、是が先づ穩當であらう、

是も大藏省が私情で極めた數字ではない、それ／＼重なる銀行者等の言はれることも聴いて、其上で先づ此邊が適當であらうと極めたのであります。

(貴、委、大正一〇、三、一八)

○男爵小畑大太郎君 私は過日銀行法の條文に付きまして第一條でございますが、之に依りますると貯蓄銀行法と云ふものは、複利の方法を以て預ると云ふことは主なる條件であります、それに附帶して一回五圓未滿の金を預ると云ふことが之に添うた條件と解釋を致して居りました所が、實際に今日の状態で見ますると複利で預つて居るし、又一回五圓未滿の單利の方法を以て預つて居ると云ふこともあるのであります、併し此條文に依つて見ますれば、第一條の主文に複利と云ふものがあつて、之が色に譬へて見れば、後の一回十圓未滿と云ふのが號で出て居る、是は形と云ふことになるのでないか、或る一定の色をして或る一定の形の必要があると解釋をして居りますから、現今諸銀行の預つて居る状態は今申上げたる通り複利でも預かられる、一回五圓未滿のものでも單利で預つて居ると云ふことでありますれば、是は當局の寛大の御手心でないかと思ひます、之を一つ御尋を致します、それで今度の改正法案に依りますると云ふと、第一條の主文に何等の規定なく一號二號と複利でも預け、一回五圓未滿の金でも單利で預ると云ふことになつて居ります、明か

に今實際行つて居る營業法に當嵌まる、さうすると複利と云ふことに少し私は疑がありません、複利即ち或期間の間元金に對して利息を計算して、それを一定の時間に元金に組込む是は複利と思ひます、さうして普通銀行が特別當座預金なり當座預金なり小切手を以て出入をする當座預金と云ふやうなものも、全部複利の方法を以てやつて居ります、併ながら帳面の記帳とか、取引の約定書と云ふものを見ますと、別に利息を組入れると云ふことは規定して居りませぬが、之に依つて當局は複利でないと御認めになりますか、實際の銀行は仕事を取つて居る上から見ますれば、或る一定の期間あつて其利息を仕拂して、再び元金として入れる、切換傳票を使つて利息として拂ふ、又一方では元金に入れると云ふ方法を以てやつて居りますが、斯う云ふ方法は複利と御認めになりますか、是は一般普通銀行にも大なる關係を及ぼしますけれども、確然と速記録に止めて置きたいから御説明を煩はします、それから此第三條でございますが、是は所謂据置貯金と云ふことであらうと思ひますが、据置貯金であるとすれば、他に信託會社或は其他さう云ふ他の目的を以て色々やつて居るものもございますが、斯う云ふ御取締りはどう致しますか、四號の定期積立金、是は保險會社あたりで、教育の積金とか或は徴兵保險とか云ふやうなことを言つて居るのでありますが、之をどう云ふやうに御解釋になりますか、以上御答を願ひます。

○政府委員(黒田英雄君) 第一の御尋ねの點は、是は前回にも確か申上げたのでありますが、特に寛大の處置として認めて居ると云ふ次第はないのでありまして、今日の立方は所謂吾正案もそれを其儘引續いて居ります、即ち貯蓄銀行は複利で預る所の機關である、複利で預る機關と云ふのは多くは零碎の金を預ると云ふことになるのでありますけれども、必ずしも十圓未満でなくとも複利で預ることになれば貯蓄銀行になる、單利で預るものでありますとも十圓未満になれば宜しい、十圓以上では普通銀行でやるべきもので、貯蓄銀行でやるべきものでないこと云ふことに解釋をして居りまして、是で今日までやつて居ります、將來も是でやります、一條の二號は單利で十圓未満の金を受入れると云ふことに解釋を願ひます、それから複利の解釋に付きましたは、唯今小畑男爵の御述べになりましたやうに、普通銀行で取扱つて居りますものは、即ち契約上利子を或る一定の時期に於て元金に組入れると云ふ義務を帯びて居らないものである、則ち契約上組入れになつたものを複利と認め居りまして、契約上左様なものを認めて居らぬ、便利組入れを致して居りますものは複利と認めて居りませぬ、結果に於きましては多少複利のやうな觀を呈するのであります、是は相當の程度に於て取締をして居ります、契約を致して義務を負ひますれば、勿論複利としては普通銀行では許さないと云ふことに致して居るのであります、實際に於て或時期

に於て預金考の何等かの形式に於ける預金に依つて、之を元金に組入れると云ふことは已むを得ないものと認めて居るのであります、それから第三の御尋の改正案の第三號は、即ち御尋の通り据置貯金と云ふものになるのでありますが、此規定に適合するやうなことを信託會社等で致しますれば、勿論貯蓄銀行の關係と致しまして、十分なる取締を致し、又必要に依りましては制裁を加へる積りであります、今の信託會社に於て取調べて居りますが、今現實に是等のものをやつて居ると云ふことは、實際に於て未だ發見を致しませぬ次第であります、それから第四號に付きましては、保險會社などが致して居りますものは是とは違ふのであります、こちらの方は一定の金額を受入れまして、それに略々利息と云ふやうなものを付して往々範圍に於て、一定の金額に對する金額を定めるのであります、それを利息と致しますれば、或は三號になつて、或は預金になるのであります、利息と云ふ觀念でなくして、或一定の三年なら三年の後に千圓の金を貰ひたい爲に毎月幾らの掛金をすると、其掛金の略々利息を見て、掛金を定めるのでありますから、唯法律上の性質が、三號の方は預金と云ふことが出來云々、四號の方は預金と云ふことが言へない爲に、寧ろ區別が出来るやうなことになるのであります、保險とは其性質が違つて居るやうに認めて居る次第であります。

○菅原通敬君 此第一條に付ては、前回色々の疑義を生じましたが、要するに政府委員の御説明の中に少し明瞭を缺く點もあつたが爲に、我々の頭を一層錯雜せしめたものであつたらうと思ひますが、唯今の御説明に依つて略々了解は出來たのであります、又冷静に之を讀んで見ますと云ふと、自から意義も明瞭になるのであります、さりながら現行法と改正法とを照し合せまして比較して見ますと、どうも現行法の立て方が正しいのであつて、改正案の方の立て方は餘り法文の唯條規のみに考へて、精神の在る所を現はす所の實を缺いて居るのでないか思はれるのであります、と云ふのは元來貯蓄銀行の預金と云ふものは其特徴として複利の方法に依る者であること云ふ事が、どうしても本體でなければならぬ、唯今小畑男爵の御話の通りに、さうなければならぬ筈のものと思ふのであります、現行法に依りますと、複利に依ります預金を本體に置いて、更に一回五圓未滿のものとして、据置貯金、貯蓄預金を附足りの方法として居るので、現行法は複利が主體に相成る、随つて此改正の、貯蓄銀行の本體は何所に在るか云ふことは見ることが出來ぬやうになつて居る、それが爲めに一層我々の頭を混雜せしめたかと思ふのであります、一體何故に政府として現行法を立て方を違へまして改正法のやうな立て方に御直しになつたのでありますか、何所までも複利の方法に依つてやるものは、貯蓄銀行の貯蓄銀行の特徴であると云ふ

ことを、大體に於て御現はしになつて居る方が宜かつたと思ふのでありますが、附たりの業務までも、本體の業務と同じやうな立て方をなして居ると云ふのは、餘り法文の美を街つたやうに見えまして、精神を没却するやうに見えます、之を御直しなると云ふことは如何でありますか、寧ろ現行法のやうな立て方に御改正になつた方が宜くはないかと思ひます、併しながら若しそれが今日の場合として修正すると云ふ事も、餘り面白くないと云ふことでもありますならば、もう少し此場合政府としてはつきりと御言明になつて置くことを必要と思ふのであります、前回大藏大臣の御説明に依る所と、政府委員の御説明に依る所と、ごうも立法の精神に於て多少異つて居る所があるかのやうに見えます、矢張り何所までも貯蓄銀行は複利の方法に依るものが本體であること云ふことを明らかにして、第一條第一號の複利の方法は金額の多少に拘らぬものである、而して第二號の一回十圓未満は單利の方法にするものである、併ながらそれは寧ろ普通銀行に對する預金の制限……其間接の結果が貯蓄銀行の預金となつて這入つて來ると云ふ、是が從たるものになつて來る、第一號の方は金額の多少に拘らず複利の方法で、而して貯蓄銀行のそれが預金になると云ふ精神を、はつきりと御言明になつて置くことが必要と思ふのであります、若し私の申す所の趣意が其通りであると云ふならば、其趣意を明かに御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(黒田英雄君) 御尋の通り、現行法は複利で以て預金を預ると云ふことを貯蓄銀行の本質と致しまして、二號以下の規定を設けて居るのでありますから、丁度御説の通り改正案は之を同列に置きました次第でありまして、其趣意は今御話の中にもありました通り、此貯蓄銀行は複利の方法を以て預ると云ふことが、本體の立て方として來て居つたのであります、既に五條の一號、二號、三號等の業務の何れか一つを營めば、貯蓄銀行となること云ふことに致しました以上は、ごうも是等のもの、一つを營めば貯蓄銀行になると云ふのであれば、複利の方法として何時でも本體と致して、其他のものは必ずしも從の關係であること云ふ事も言へないやうに考へる、寧ろもつと進んで申しますると云ふと、複利の方法は唯今小畑男爵からの御話もありました通り、普通銀行に於ける預金を預りまするのと、極めて妙な區別になるのであります、寧ろ今日に於きまして貯蓄銀行の本體と云ふものは零碎の資金を預ると云ふこと、それからして三號、四號に掲げたやうな積金を取扱ふと云ふやうなことが寧ろ貯蓄銀行の本體になつて來て居ると考へる、それならばいつそ此際改正を致しまする際に……是等のものを現行法に於ても書き方こそ區別して居りますが、實際に於て何れか此内の一つを營めば、貯蓄銀行になるのでありますから、それなれば寧ろそれを法文の上に明にした方が宜くはないか、又今日新しい立法は多く斯

の如き書方を致して居るのでありますから、それに倣つた方が宜くはないかと云ふ考から致しまして、一條に一、二、三、四、と云ふものを別記いたした次第でありまして、何れか此中の一つを營みますれば、貯蓄銀行になると云ふ立方に變へました次第であります、どうも複利として、外のものは附隨するのだといふことは、今日の實際には合ひませぬやうに考へたのであります。

○菅原通敬君 只今の御説明に依りますと、貯蓄銀行の實體といふものは、零碎なる預金を扱ふにあるのだ、複利の方法たるは如何と云ふ所にあらず、複利の方法に依るといふことには餘り重きを置いて居らぬ、寧ろ零碎なる方の資金を預るといふ事を、主たるものと考へるといふ今日實際であるといふやうに御解釋のやうに思ふのであります、そこは先日大藏大臣の御話になりました御趣意と、少し矛盾して居るやうに思ふのであります、寧ろ大藏大臣の御話になる通り、又私共の考へる通りに、貯蓄銀行の貯金方法といふものは、複利の方法に依るものである、既に一回十圓未満とか、五圓未満のものを扱ふにしても、尙且つ複利の方法に依るものであるといふやうに、大藏大臣は複利の方法に重きを置かれて居るのであります、そこは實は少し矛盾するやうであります、如何でありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 複利の方法が貯蓄銀行の本旨であるといふことは、無論今日の改正案に依りましても變りませぬのであります、御説の通りであります、複利の方法と其次の三號或は四號といふものと比較して見ますと、此三號、四號といふものを專業に致して居るやうなものの中に往々あるのであります、是等も今日に於ては随分廣く行はれて來たのであります、それで複利の方法といふことのみが主であつて、三號、四號が必ずしも従であるといふやうなことは申されないやうになつたかと思ひます、唯二號の單利で以て十圓未満の金を預るといふことは是は少し三號、四號よりは範圍が少し狭くなつて居るかと思ひますけれども、併し其點に付ては既に先程御話になりました通りの關係でありますから複利の方法に依るといふことが本體であるといふことは、毫も變へて居らない積りであります。

○菅原通敬君 稍々明瞭になつたのであります、が少なくとも現行法に於ては『複利の方法を以て公衆の爲に預金の事業を營む者を貯蓄銀行とす』といふ原則を置いて、それを本體と定めて、更に第二項に於て一號、二號、三號といふものを營むものを貯蓄銀行と看做すといふ様に認めて、之を附隨の事業と認めて居つたけれども、其現行法を今度改正せられて一號、二號、三號、四號と對等の地位に立たしむるといふことに付ては、兎に角現行

法の制度を改められたものである、複利の方法を本體とする主義は御捨てになつて居るのである、そこに法文の書方、單に法文の書方のみならず、精神の上に於ても變つて來て居るのである、斯うごうしても解釋して行かなければならぬやうであります、先日此改正案の第一條は現行法の通りであるといふ御説明でありましたけれども、現行法の通りではない、勿論書方は餘り違はぬにしても、精神の置方は大分違つて居る、斯ういふ風に思はれる、そこはごういふ風に御考へになるのですな。

○政府委員(黒田英雄君) 御話のやうに御解釋になりますれば、ごうも違つたと申上げた方が適當かと考へるのであります、我々は今日の實際貯蓄銀行といふものに對して見て居ります所の、實際の方から見ますと、變つて居らぬといふ事は實は申上げたのであります、法文の方から見ますれば、御話の通りに變つて居ると申上げた方が適當だと考へるのであります、尙ほ此際前回全體の御質問の際に小山さんからして御話がありました表を拵へましたので、御手許に差上げたいと思ひます、唯ちよつと其表を差上げまするに付て一言申上げて置きたいと思ひます、前にごなたかの、八條子爵の御尋でありましたか、貯蓄銀行の利益歩合の事を申上げたのであります、而して歩合が一分八毛と申上げたのであります、是は大正八年下半年の實際として申上げたのであります、是は大正八年の下

半期は調べて見ましたら、偶々非常に好いのでありまして、是は經濟界好況の事情に依るものと考へるのであります、其他の時期はそんなにはありません、大正元年から調べて見ますと、大抵七八分の所になつて居るのであります、現に大正八年の上半期は八分九厘五毛、平均が大正元年から八年の下までは、平均して見ますと八分一厘三毛になつて居ります、すちよつと前のは誤つては居りませぬのであります、極めて例外の時の御話を申上げた次第でありますから、左様御承知を願ひます。

○菅原通敬君 其後はごうです。

○政府委員(黒田英雄君) 其後と申しますと、九年ですか、全部をまだ能う調べて居りませぬので、ちよつと分り兼ねます、それから小山さんの御尋の此表は、實は大正九年の昨年の經濟界の變動以後のは稍々正確に近いと考へて居るのであります、其以前のも試に調べて見ましたが、以前のは實は銀行條例に依つて銀行の監督上十分の規定がなかつた、即ち認可の取消とか、處分といふ様な事が出来なかつたのでありますから、従つて斯ういふ部面の取調べといふものは非常に不行届になつて居ります、報告も十分に正確に來て居るといふ事は言へませぬ、是はほんの御参考に差上げることになります、此最近のに依りますと現に休業いたして居りますので、十二萬八千の預金者が今日困つて居るやうな状況

でありまして、預金額が二千三百餘萬圓と云ふものが支拂はないで居るやうな事情になつて居ります。

第二項 第二條乃至第八條に對する應答

第二條 貯蓄銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款及業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

(衆、委、大正一〇、三、二)

○高見之通君 それから此場合に特に政府委員の説明を煩したいのは、第二條の認下を免許にしたのですな、此認可を免許にした所の特別の趣意を明かにして貰ひたいと思ひます

○黒田政府委員 それは實は唯だ用語の問題でありまして、實質には變更を致したのではないのであります、勤だ從來『認可』と致してあるのであります『認可』と云ふと如何にも或法律行為の効果を生ぜしむる處分のやうな風であります、銀行のは左様ではありませぬので、爰に銀行が出来まして營業をしたい、一般には其營業を禁止して居るのを

特殊のものに對して其禁止を解くのでありますから、寧ろ今日の用語としては『免許』と云ふ方が適當であらう、又新しい此頃の法律は皆『免許』と云ふ文字を使つて居りますので改正の際に改めたに過ぎないのであります

○高見之通君 併し銀行條例には『銀行の事業を營まんとする者は大藏大臣の認可を受くべし』とありますが、是はどうですか

○黒田政府委員 今の御話は銀行條例であります、銀行條例は前の舊いものでありますから、『認可』になつて居るのであります、此頃新しく拵へるものは、さう云ふ場合には『免許』と云ふ文字を使つて居るのであります、例へば有價證券販賣業とか、或は無盡業とか云ふものに就きましても、皆な『免許』と云ふ字を使つて居ります、銀行條例も若し改正する機會が——全部改正するやうな機會がありますれば、無論『免許』と云ふ風に直したいと思つて居ります

○高見之通君 それを『認可』と云へば法律上の『免許』は禁止を解く、表から見ると裏から見ると實質上に差支ないと言ひますが、一方に於て『認可』と云へば、或る條件を具備して來れば之を許すと云ふが、此條件が具備しても許さぬかも知れぬ、寛嚴の程度から云へば『認可』の方は嚴にして、『免許』の方は寛に解釋して居る、此銀行條例は明治二十

三年八月に制定になつて、貯蓄銀行法も八月に出て居る『認可』と云ふ文字が非常に八釜しく解釋されて、實際銀行などは願を出しても、『認可』若は『免許』と云ふ文字に隠れて資本がどうだ、三萬と書いてあつても五十萬圓でなければ許さぬとか、色々の條件を附けて居つた、それ故に『認可』とか『免許』とか云ふ文字は煩はしいやうに解釋して居る、然るに銀行條例を其儘にして置かるゝと云ふのはどう云ふ譯でありますか、さう云ふやうな用語の法律のものは、同時に御訂正にならぬと、法の解釋を誤つた結果、意外な當事者の上に損失を生ずることが出て來ると思ひます、例へば株式を募つて銀行をやると云ふ上に、銀行ならば認可で宜い、貯蓄銀行ならば免許である、大藏省は何方をも同じと云ふやうなことであるが、少くとも人事行爲に無用のことが出來はしないか、『認可』と云ふ文字の下に銀行などの餘り濫發の出來ないやうにすると云ふことは、文字の上に重大なる關係がある、銀行のことに就て——外の會社は隨意設定が出來たけれども、銀行は特別の關所を持つて居ると云ふことは、非常に此『認可』若は『免許』と云ふ文字に觸れて居る、それ故に此文字の解釋は色々あると思ひますが、文字が變ると銀行は認可と云ふことで一定の願を出せば宜しいことになる、免許は廢止したもので、貯蓄銀行は廢止したものを免許する、斯う云ふ解釋で大藏省の方では、御隨意に許したり許可したり御隨意だけれども、

願を出す人は澤山の金を費して、發起人の爲めに、宴會を開いたりして來ると、是はいかぬと云ふことであると、餘程今後斯様な銀行業をやつて行く上に、意外の誤解を生じ、錯誤を生ずる、何故に一方を變へて一方を變へないのであるか、同じものなら同じ文字を其儘用ゐられないのであるかと云ふ質問であります

○黒田政府委員 御尤であります、二十三年頃に『認可』と使つて居る文字は、先程申上たやうに正確な意味に使つて居りませぬ、此頃の法律に『認可』と書いてあるのは、或る場合には今日の免許と云ふものと、全く同じに使つて居るのであります、それ故に銀行條例並に貯蓄銀行條例の『認可』と云ふ文字を使い、有價證券無盡業の如きは『免許』と云ふ文字を使つて居るに拘らず、ごららも同じやうに舊い法律の認可は、『免許』と云ふ文字のやうに解釋されて來て居るのであります、それで今日貯蓄銀行法全部の改正をして貯蓄條例を廢し、新たに一の法律を作ると云ふことになりましたと、此頃出來た無盡業とか、割賦販賣業と同じ文字を使はぬと、是と違ふことになりましたから、新しい用例に依て使つたのであります、舊い二十三年頃に出來た條例には舊い文字を使つて居ても、其時の法律の『認可』と云ふ文字は、矢張免許と同じやうに解釋すると云ふことに致して居りますから、銀行條例の方の文字を此所に書ても、それは法律が新たになつたと云へば宜いか知り

ませぬが、今までの見解が違つたのかと云ふやうになりますから、改正前と改正後と違つたやうになつては不都合でありますから、他日全部新たな法律を作るときは、勿論其時の用語に従ひますが、銀行條例は舊い儘其儘残しますから、其文字を其儘残したやうな次第であります、實際の解釋は舊の時の認可と今日の免許は、此場合に於て全く同じ事に解釋致して居ります

○高見之通君 舊い時の認可と新しい認可はどこが違ひますか

○黒田政府委員 新しいと申しましたが、此頃新しく拵へました法律を認可と云ふと、多くは今申すやうに定款變更の決議は銀行に於て自由に出來る、併し其定款變更の決議は、大藏大臣の認可を受けなければ効力を生じないと云ふやうな場合は、多く「認可」と云ふ文字を使つて居ります

○高見之通君 益々不思議な事になる、さうすると認可と免許は大體同じものだとして斯う解釋すれば宜いのですか

○黒田政府委員 舊い時に使つて居ります「認可」と云ふ文字と、今日使ひます免許と云ふ「文字」は、場合に依ては舊い法律の方は其用語が非常に不完全のやうに考へて居ります、故に正確に認可と云ふ意味は斯う云ふ意味である、許可と云ふ意味は斯う云ふ意味で

ある、許可と云ふ意味は斯う云ふ意味であると、きちんと定つた觀念で注意して使つて居れば宜いのですが、舊い時の法律はそれが無いやうに思ひます、其場所々々に依て解釋を異にしなければならぬやうに考へられます

○高見之通君 それでは第十六條の「左の場合に於ては主務大臣の認可を受くべし」第十七條の「解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず」、是等はどうか云ふ認可と心得て宜いのですが、此十六條の認可と第十七條の認可と、舊い認可と何所が違ふのですか

○黒田政府委員 それは先程説明申上りました通りでありまして、今日認可と云ふのと免許とは、觀念を違へて用ゐてあります、併し舊い二十三年頃の法律に於ては、さう云ふやうに明かに觀念して文字を使つて居らないものですから、今日の認可と同じ意味で使つて居るのもあり、今日の免許を認可と使つたのもあり、許可と云ふ文字を使ひさうな所に、「認可」と云ふ文字を使つて居る場合もあります、舊い時の法律はごうも用語が正確でないやうに思ひます、それで獨り銀行條例のみならず、先刻申しました無盡業法等は、新たな觀念で文字を使ひ分けて居る次第であります

○高見之通君 どうも一々是は舊い認可であるか、新しい認可であるか、大藏省の指令を

して貰はなければ判断が出来ぬやうですが、敢て好んで斯んな議論をするのではないのですが、實際銀行設立に付ては中々容易に認可をしない、何故に許さぬかと云ふと、『認可』と云ふ字が六けしいのである、是が『免許』と云ふ文字で出て來ると、所謂免許は禁止的のもので容易に許されぬものである、普通の銀行よりは面倒である、普通銀行は認可であるが、貯蓄銀行は免許で面倒であるが、此方は容易に願を出せば許されるだらうと云ふ考を起し願書を出す、結局それはいかぬと刎付けられ、其間に無駄な費用を使ひ、無駄に時間を費し、迷惑するやうなものが出来ることを憂ふるので、何とか是は他に方法は無かつたものでせうか

○黒田政府委員 今度貯蓄銀行法を改めた上に於て、何故にそれでは朝鮮銀行條例と同じやうに認可を用ゐなかつたと云ふ、一面からはさう云ふ御尋のやうにも拜承しましたが、『認可』と云ふ文字でございますれば、從來の銀行條例とは合ひますが、此頃出來ました無盡業法の第二條に『無盡の營業は主務大臣の免許を受けるに非ざれば之を爲すことを得ず』と云ふ風に、『免許』と云ふ字を使つて居ります、此無盡業を許しますにも、今高見さんの言はれる様に、銀行を許すと同じ様に、大藏大臣は自由裁量を以て許否を決して居るのでありますから、全く銀行と同じ様な風に取扱つて居ります、無盡業法は御承知の通

り、大正四年並に其後に出來ました、大正七年でありましたか、有價證券割賦販賣業法是にも矢張使つて居ります、それよりも少し古い所で三十八年に擔保品社債信託法に於きましても『主務官廳の免許』を受くるに非ざれば之を營む事を得ずと云ふ字を使つて居りますから、銀行の方は『認可』と云ふ字を使ふと、却つて貴方の御心配になるやうに、反對に誤解を起す事がないかと考へます、もう一つ御疑問の銀行條例を、何故に『認可』とあるのを『免許』と改めなかつたかと云ふ御質問であります、之を今特に『免許』と變へますと、今迄『認可』であつたのを特に『免許』と書いてあるのは、今日以後其許可の方針に就て、方針を變へたかと云ふやうな誤解を招く虞がありはしないかと云ふ考で、今御質問で御了解になつて居るやうに、一般に了解して居りますから、却て此儘に致した方が宜しいと云ふ考で、新しいのは『免許』と使ひ古いものは其儘とした次第であります。○高見之通君 其點をもう一つ御尋して置きたいのは、無盡業法で『免許』を使つたのは私も知つて居ります、無盡業を營む人は、大變免許が八釜しいと云ふことも其事實を存じて居ります、其故に私は貯蓄銀行の『認可』と云ふ意味でない、貯蓄銀行を『免許』で設置するならば、普通の銀行は『認可』と云ふ解釋にならないかと逆に質問した、要するに用語を一定する爲めの改正の必要がないか

○黒田政府委員 其點は後段に申上げた積りであつたのであります、なせ貯蓄銀行法に「認可」を「免許」と改めたかと云ふ御質問でありましたが、此普通銀行に於ては之を改めますと、其營業を許す方針を變更したかと云ふ、寧ろ疑を懐かしはせぬかと云ふ心配があります、それで獨り是ばかりではありませす、色々「認可」と古いものには使つたものがあります、それは兎に角と致しまして、主として今申上げたやうな心配から、却て此儘にして置いた方が能く了解して居りますから、矢張從來のやうに此儘に思つて貰つた方が都合が宜しいでございます

(貴、委、大正一〇、三、一八)

○小山健三君 第二條に付てちよつと伺ひます、從來は所謂認可主義で、總て認可と云ふ事になつて居つて今度は免許になつて居りますが、是は矢張り英國あたりの「チャーター」の意味で御書きになつたのでありますか、どう云ふ意味でありますか、もう一つは之に付て私は從來からの御取扱振りに付て、其だ遺憾に考へて居るのであります、此銀行の賣買が、甚しきに至つては新聞に、銀行賣物あり五千圓位來談ありたしと云ふ廣告が出る、尤も政府には五十萬圓以上とか何とか云ふ御内規があるさうであります、それに構はずごここ福井邊に賣物のあるのを、それを買入れて之を東京に持つて來るとか、之を大阪に

持つて來てさうしてそれをやれば政府で御許可になる、さうすると五十萬圓でなくても五千圓で銀行を買入れて來て、それは大體破産になり掛つた銀行を潰さずに置いて、之を保留して居つて先づ其拂ふものだけを拂つて抜殻にして置いて、今の朝日新聞とか日日新聞へ、銀行賣者あり五千圓以内にて便宜に扱ふとか、まるで電話の賣買のやうなことになつて居るやうですが、あれは政府はあゝ云ふことは將來、殊に貯蓄銀行に多いやうですが、矢張り續々御許しになる御考でありますか、少し此取締の嚴重になると、或は反對な行政處分になつて居るやうであります、此二點を一つ伺ひたい。

○政府委員(黒田英雄君) 初めの御尋の免許と申しますのは、今日と文字は違へたのでありますけれども、實際に於ては違つて居りませぬのであります、從來認可とか免許とか云ふやうな文字の使ひ方が、以前に於きまは非常に混同いたして居りまして、少しもはつきりした觀念が無かつたやうに考へる、此頃の立法に於きましては、以前の銀行の認可と云ふやうなものは免許と云ふやうな文字を用ひて居りますので、それに更へました、認可と云ふことは何か法律行為に効力を生ぜしむる様な觀念に此頃は扱つて居ります、免許と云ふのは一般に禁じてあるものを或る特殊のものに付て、其禁を解いて仕事をさせると云ふ風な觀念に使つて居るので、唯其文字を改めたに過ぎないのであります、それから

次の御尋は是は御尤ものことでありまして、以前には随分さう云ふことがあつたのであります。御話のやうに甚だ不都合のことでありまして、種々の弊害があります。爲に、近年に於きましては左様なことは許さないことになつて居ります。本店の移轉と云ふことに付きましては、今日は認可を要することに總て致して居るのであります。左様な買つて外に持つて行かうと致しましても、本店移轉は認可を致しませぬことに致して、自然に此頭に於きましては此賣買と云ふことが以前のやうに行はれないことになつて居ると思ふ、唯其場所に於きまして、本店を移さずして其所で承繼してやらうと云ふことは、是は重役の更迭でありますから、結局其所に歸するのであります。或は株主の更迭になりますから、是はごうも致方がない場合が随分あるのであります。本店を動かすと云ふことは、是は斷じて許さないことに致して居ります。

第三條 貯蓄銀行業ハ資本金五十萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

(衆、委、大正一〇、三、二)

○天春文衛君 私は極く簡單に承つて見たいのでございますが、貯蓄銀行の本旨と云ふものは、零碎の資金労働者等から預金を致しますに就ての便利の爲めに、最初開かれたもの

と考へるのでございます。然るに今五十萬圓以上の株式でなければ許可にならないと云ふことになりまして云ふと、大都市に於きましては、無論其便利は出來ますのでございますが、村落或は小都會などに於きましては、五十萬圓の資本と云ふものは餘程先づ多額の金になつて居ります。でございまして農村或は小都會に於きましての便利には、もう少し小さい或は二十萬圓とか十五萬圓とか云ふ位の程度に、貯蓄銀行と云ふものを御許しになると云ふことが、労働者等の零碎な資金を預入れると云ふことに就きましては、最も便利であらうと考へる、其邊の所は今政府委員の御説でございますと云ふと、他の確實な銀行の支店等を設けて、それで便利を得ると云ふことでありますけれども、併ながら各縣の村落等に對しまして、さう資本の豊富な所の大銀行が支店を設けると云ふことは、餘程不便であらうと考へます。現に私の方の縣などに於きまして、随分村落に於て貯蓄を兼ねて、さうして普通銀行を營んで居る、斯う云ふやうな有様でございますから、それが五箇年の後に至りますれば、矢張五十萬圓にしなければならぬと云ふことになりまして、自然貯蓄銀行と云ふものが、村落に無くなるやうなことでございます。労働者等に甚だ不便なことになると考へますが、其邊の政府の御考は如何なものでありますか、それを承りたい、尙ほ序に承りたいと思ひますが、只今此五十萬圓以上の貯蓄銀行數、及其以下の貯

蓄銀行の資本金額の各別に御調になりました所の、銀行數と云ふものがありますのでございませうから、それをどうか御示になるやうにしたいと思ひます、是は何か表でも以ちまして、吾々委員一般に御示下さるることになれば便利であらうと考へます、此二點を伺ひます。

○黒田政府委員 御答致しますが、先づ第二の御尋の現状の方から申しますが、現在——大正八年末の現在であります、貯蓄銀行が六百五十九あります中で、五十萬圓に満たない、五十萬圓未満のものが三百七十九あるのでございます、五十萬圓以上のものが二百八十あるのであります、それで今後五年の間に現在五十萬圓に満ちませず銀行は、五十萬圓に直す必要があるのですが、それは村落等に於ては不便ではないかと云ふ御話であります、五十萬圓と申しましたが、四分の一の拂込があれば宜しいのでありますから、十二萬五千圓と云ふ拂込に過ぎないのであります、現在是から新設致しますものは、無論此五十萬圓でなければ現在許して居らないのであります、で其等から見ましても十二萬五千圓拂込と云ふことは、今日に於きましてはさう多額の拂込でもないやうに思ふのでございます、又預金の方面から見ましても、現在の預金一行に平均して見ましても、八百萬以上になつて居ると記憶致して居りますが、千萬圓近い預金に——一寸今のは訂正致します——三百五十萬圓、四百萬圓に近いものになつて居るやうであります、其等の預金を扱つ

て居るやうになつて居るのでありますから、餘り小さい資本金を以て將來やつて行きますと云ふ事は、預金者に對する看板の上から見ましても、薄弱ではないかと云ふ考を持つて居るのであります、それで實際に之を五十萬圓に致しまする事は、左程苦痛でもなからうと思ふ、若しどうしても或事情で出来ませぬければ、其土地に於て二つの銀行が合同すると云ふ必要も場合に依ては——地方に依ては生ずると考へるのであります、さう致しまして今度出来た改正案に依りまして出来た銀行と云ふものは、主として貯蓄預金のみを取扱つて、運用も従來のやうに廣い運用は致すのでないのでありますから、各地の預金を受入れる爲めに支店を設けますことも、従來のやうに多額の金を要することもないと考へますから輕便に支店の如きものを設けることも出来るやうに考へるのであります、故に支店を設置して預金を吸収することに、各自努力することに自然なつて来るやうに考へるのであります、左程御心配のやうな不都合は生じないやうに考へて居ります。

(貴、委、大正一〇、三、一五)

○八木久兵衛君 本案を見ますると云ふと、第一資本金が三十萬圓の所を五十萬圓にする又營業の範圍は非常に擴つて來た、又供託の方は四分の一を三分の一と云ふやうになります、貯蓄銀行の營業と云ふものはどうなりますかと云ふことに、嫌疑を持つて居り

ます。

○國務大臣(子爵高橋是清君) 唯今の資本の三十萬を五十萬にすると云ふのは、現在もう五十萬圓以下は許さないと云ふことに實行されて居る、三十萬圓の從來のものを五十萬圓にするのには、相當な猶豫期間を與へてあります。

(貴、委、大正一〇、三、一八)

○男爵小畑大太郎君 第三條でございますが、是は三萬圓の資金で現行法は營業出来るものが、一足飛びに五十萬圓に上げると云ふ理由に付ては、過日仁尾君から御質問がありました、其御答に依りまして略々了承したのでございますが、是は所謂公稱資本金であつて其實は四分の一の拂込み十二萬五千圓の拂込みがあつたら、それで宜しいと云ふ御話でありましたが、其残りの未拂三十七萬五千圓は銀行が破綻を來たして取立てに遇つた際、預金の拂戻をして行く、それに充てるものでありますか、果してさう云ふ事であるならば、日本の銀行の状態としまして、一體銀行が破綻を來たした時に其株金が跡の拂込みを完全に致しましたか、それを少し伺ひたうございます、其通りと云ふ事であれば是は有名無實なものではなからうかと思ひます、況んや是を私が御尋ねいたした時に、今日までの統計に依ると小資本の銀行が必ずしも大資本の銀行より餘計に破綻を來したと云ふ御答

(90)

はなかつた、さうしますると一足飛に資金を増額されたと云ふことの意味を了解するのに苦しむのでございます、此御答を願ひたい。

○政府委員(黒田英雄君) 是は御尋の通り預金者に対する擔保力を増す爲めであるのであります、五十萬圓以上と致しましても勿論四分の一の拂込みをしますれば宜しいのであります、其未拂込に付て必ずしも拂込まして預金者に返すかと云ふ御尋であります、是は勿論さう云ふ風に銀行が果してするや否やに至りましては、處分いたしまする場合に於ては法律の手續に依つて相當に精算を致すのでありますから、或は取立てまして……拂込ませまして十分に整理をするとか、或はそれが出来ない場合に於ては結局出来るだけの資力を以て返す外仕方がないと考へて來ります、兎に角今日の三萬圓と云ふものよりは五十萬圓にさせました方が、擔保力を十分増す事が出来るかと云ふ考から致して五十萬圓に致したのであります、殊に今日までの取扱に於ても、五十萬圓以上でなければ許さぬと云ふやうな取扱にも致して居りますので、それに合せましたに過ぎないのであります、それから今日まで取付けた、破産した銀行は小資本のものが必ずしも多いと云ふことを申さなかつたと云ふ御話であります、是は前回に此休業して居るもの、少數部分と云ふことを申上げたのであります、はつきり或は申上げなかつたかも知れませぬが、今日御手許に差上げまし

(91)

た調べに依りますれば、五十萬圓以下のものが多いのであります、五十萬圓以上の分は稍々少ないと云ふやうな工合になつて居りますのでございます、是はそれよりも寧ろ一方には預金者に對して擔保と致して、相當資本を有つて居ると云ふことが必要ではないかと考へたのであります。

○菅原通敬君 其五十萬圓以上の貯蓄銀行中、段々増資して行つて五十萬圓以上に達したものが多からうと思ひますが、五十萬圓以上に達して設立されて居るものが、此二百八十ばかりの中に幾らありますか。

○政府委員(黒田英雄君) ちよつと其調べを持ちませぬでございます

(貴、委、大正一〇、三、二二)

○男爵小畑大太郎君 第三條に戻りますのでありますが、『資本金五十萬圓以上の株式會社に非ざれば之を營むことを得ず』と云ふのであります、是は株式會社でなければ御許しになりませぬか、合資、合名、或は富豪が公共の爲に營利を離れてやると云ふことがあつても、御許しがないのでありますか、昨今風説に依りますと、亞米利加に行はれて居る相互式の貯蓄銀行を起すやうな話もありますが、是等は果して許可になりますのでありますか、御考を承りたい。

○政府委員(黒田英雄君) 是は現在に於きましても株式會社と云ふ事になつて居るのであります、是は株式會社の方が、其資本を判然と區別いたしましたして、又其計算を明かにします上に於て、極めて便利に現行の制定が出来て居るのでありますから、寧ろ株式會社の方が……資本金と云ふものが預金者に對する一つの擔保になります以上は、株式會社の方が便利であらうと考へたのであります、尙ほ相互式貯蓄銀行と云ふ御話がありました、成程亞米利加に於きまして、相互式の銀行が澤山あるやうであります、是等の趨勢を見ますと、以前に於ては相互組織でありましたが、今日では段々株式組織の方に變つて來て居るやうに我々は考へて居ります、株式組織であつて、それに相互組織を加味いたしました、預金者に配當し、會社にも配當する……株式會社のやうに漸次なつて居るやうに考へます、是等は今日日本に於きましても、株式會社でありましても、矢張りそれ等の趣旨を採つて致したことは、是は法制上差支ないのであります、或は一定の配當を致しました以上の利益は、之を預金者に割戻すとか、或は株主に次第に配當をすること云ふ風なことに致しますのは、是は差支ないと考へます。

第四條 貯蓄銀行ハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行ナル文字ヲ用ウヘシ

貯蓄銀行ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行タルコトヲ示スヘ

キ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

(衆、委、大正一〇、三、四)

○手島楸司君 此第四條に『貯蓄銀行は其の商號中に貯蓄銀行なる文字を用うべし』ありますが、是は必ず貯蓄銀行と云はなければならぬのですか、貯金銀行とか、貯藏銀行とか色々名前がありますが、それは全部貯蓄銀行と直さなければならぬのですか。

○黒田政府委員 此四條に對して『貯蓄銀行』と云ふ文字を使つて居りませぬものは、施行後何々『貯蓄銀行』と云ふ文字を付けなければならぬことになるのでありますが、唯だ『貯金銀行』とか、若くは『貯藏銀行』とか云ふ文字を従來使つて居るものが多々ありまして、是は貯蓄銀行と云ふことを十分に示して居ると考へるのでありますから、是等の文字を使つて居るものは差支ないと云ふことに致して居る、唯だ其以外の文字を使つて居りますものは、『貯蓄銀行』と云ふ文字に變へなければならぬ、又新たに設立致しますものは、皆『貯蓄銀行』と云ふ文字を付けなければならぬのであります。

○手島楸司君 さうしますると現在の貯蓄銀行とか貯金銀行と申しますものが、貯金銀行を止めて普通銀行に變へると、矢張名を變へなければならぬのですか。

○黒田政府委員 それは普通銀行になりますれば、『貯蓄』と云ふ文字は勿論いけませんぬが、

『貯金』とか『貯藏』とか云ふ文字も變へさせたい考であります、それは四條の貯蓄銀行たることを示すべき文字と云ふことに解釋する積りであります。

第五條 貯蓄銀行ハ第一條第一項ノ業務ノ外左ニ掲クル業務ヲ併セ

營ムコトヲ得

- 一 定期預り金
- 二 保護預り
- 三 債券ノ取立
- 四 公共團體又ハ産業組合ノ金錢出納事務ノ取扱
- 五 公共團體又ハ産業組合ヨリノ要求掛預り金

(衆、委、大正一〇、三、四)

○倉石知藏君 それから五條の保護預り、是は吾々の解する保護預りと云ふことであれば此十五條の取締役連帶、此方へも保護預りを加へなければならぬと思ひます、政府の保護預りはどう云ふ種類のものでありますか。

○黒田政府委員 第五條に附隨の業務と致しまして保護預りを入れましたのは、普通の保

護預りの積りでありまして、例へば有價證券を預りますとか云ふのが主たるものであらうと思ひますが、通例今日申して居ります保護預りを申したのであつて、別に其意外の特殊の意味は持つて居ないのでありますが、何かどう云ふ御考でありますか、其御考を具體的に承りますれば、或は吾々と同一でありますか違ひますかと云ふことは、申上げられると思ひます。

○倉石知藏君 今の保護解釋の保護預りでありますならば、十五條に矢張御入になつては如何なるものであるかと云ふ考で、御問を發したのであります。

○黒田政府委員 唯今申しました保護預りは、有價證券などを預るのであります、必ずしも零碎の資金であると云ふことは申されぬ様に思ふのであります、此十五條には零碎の資金に就てでありまして、色々勤勞の結果、其他苦心をしまして得ました零碎の資金を少しづつ、積んで行かうと云ふものが、それを失ふやうなことがありましては、預金者が非常な悲惨な状況に陥るのでありますから、之に對しては普通の銀行に預ける預金と違つて、之に對して取締役が十分に責任を持つと云ふので、十五條を置きましたのでありますから、多少保護預りとは違ふやうに考へて居ります。

○倉石知藏君 保護預りをします債券等も、矢張貯金として立派な財産であります、他の

預金其他に就ては連帶責任を負ふと云ふので、損害の出た場合には、保護預りに對しては洵に氣の毒の結果を生ずると思ふ、此内へ御入れになる御意思はありませぬか。

○黒田政府委員 それは御尋の通り、保護預りも、之を法に違反して背任行爲を以て處分してしまつた、それが爲に損害を與へては、それは洵に預けた者に氣の毒であるから、不都合の事と考へますが、併し十五條を置きましたのは、普通の人の預けて居ります普通銀行の預金などは違つて、前申しました通り、特殊の保護を與へる必要があると認めます零碎なる資金に限つたのでありますから、他の普通の銀行の保護預りとか、普通の預金と云ふものと同じやうな性質を持つて居ります、保護預りに就ては、そこまで特殊の保護を致しませぬでも、差支ないやうに考へて居るのであります。

(貴、委、大正一〇、三、一五)

○小山健三君 ちよつと政府委員に御尋したいと存じますが、私共は大體此貯蓄銀行は公益主義から始終考へて居りますが、従つて仕事も成るべく單純な仕事で、實際に預金を預り、それは確實なる有價證券に放資して餘り貸出しをしないでやる、成るべく確實な有價證券に放資して行く、さうして零碎資金の運用を確實にすると云ふことが、此公益主義に合致して居るのである、先づ其方法に依つて此貯蓄の機關を進めなければならぬと云ふこ

を確信して居るものでありますが、第五條の業務に従來餘り認められて居らなかつた産業組合の金銭出納事務の取扱、産業組合よりの要求拂預り金、是は『オンデマンド』の預り公共團體の金銭出納取扱、大分此貯蓄銀行の當然職務を放れて、所謂會計事務を扱ふ普通銀行一般の扱ひの範圍に大分這入り込んで來て居る、是は從來明文がありませぬから、實際事實の上にどう云ふ扱ひになつて居るか存じませぬが、矢張り貯蓄銀行に幾らか便宜を與へてやつて、一方で餘り困らせぬやうに今度から幾らか仕事を廣めてやる、丁度地方の農工銀行に府縣の所謂金庫事務を扱はせるやうに、特殊の取扱ひがあると云ふ意味と同じ原則から來たものでございますか、詰り恩惠的の所謂是は簡條と考へて宜しうございませぬか、ちよつと伺ひたい。

○政府委員(黒田英雄君) 恩惠的と申しますとちよつとどうかと思ひますが、此五條は貯蓄銀行が普通取扱に對しまして結局權限の及ばさないものと考へましたものを認めましたのでありますが、公共團體の金銭出納の如きは、現在貯蓄銀行の中で行なつて居りますものもあるのであります、又無論公金の預金を扱つて居る事も無論あるのであります、是は公共團體であるとか産業組合の金と云ふものは、租税であるとか或は産業組合の貯金と云ふものでありますから、成るべく確實な所に預ける、確實なものに此取扱をさせるこ

云ふ事が必要であると云ふ風な事もあるだらうと考へます、それには若し貯蓄銀行をして取扱はしめると云ふ事になりますれば、今回貯蓄銀行は最も確實なる機關になりますから、さう云ふ所に取扱はせるのが適當であると云ふので、或は産業組合の金銭の出し入れ、要求次第に拂ふ、是等の取扱をさせまして、預金を預ける事は勿論問題はありませんが、金銭出納に致した所が、單に出し入れからさう複雑なる業務を取扱はせることは出来ませぬが、認めてやりました方が雙方の爲に便利のこともありはしないかと考へまして認めました次第であります。

○小山健三君 尙ほ伺ひますが、第五項の『公共團體又は産業組合より要求拂預り金』とありますが、是は此文章が甚だ不明瞭でございますが、要するに矢張り『オンデマンド』の『デポジット』と云ふ意味でありますか、さうするかどうか云ふ形式に於て引出しますか或は小切手を用ひて引出すのですか、どう云ふ風になります。

○政府委員(黒田英雄君) 是は定期預金でございます、定期預金の本業の中に入りますから、それで茲にはそれ以外のものを書いたのであります、是の支拂に付きましたは小切手を以て支拂ふ場合もあり、例へば會計法で取扱ひまするやうに小切手で支拂を、公共團體で要求しました場合には矢張りどうも認めなくてはならぬかと考へまして、之に付ては

小切手使用を認めて居るのであります。

○小山健三君 第五項はさうしますと當座預金と心得て宜しうございますか、當座預金取扱を、貯蓄銀行に御許しなるとはですか。

○政府委員(黒田英雄君) 大體左様であります。

○菅原通敬君 保護預りと云ふのはどう云ふことなのですか、特殊銀行などは保護預りと云ふことを致しては居りませぬが、政府は保護預りと云ふ意味をどう御解釋になつて居りますか。

○政府委員(黒田英雄君) 是は普通の銀行に於てやつて居りますものと同じやうな考を有つて居ります、詰り有價證券などを預るのに或は封じて預ることか、或は箱を貸して使用せしめるとか、詰り普通の銀行に於て所謂保護預りとして居るものと少しも違はない積りであります。

○菅原通敬君 金錢及び有價證券の保護預りと云ふ意味でありますか、普通の商品其他の物に對する保護預りと云ふことになりませんか。

○政府委員(黒田英雄君) 有價證券とか或は貴重品のやうなものに考へて居ります、廣く商品等の預りなどは認める積りではありません。

○菅原通敬君 貴重品の保護預りと云ふやうなことをやりますか、銀行で……

○政府委員(黒田英雄君) それに付てはまだ正確に實は考へて居りませぬが、今日に於きまして保護預りは抽斗を一つ貸すと云ふやうな方法もありません、それに付て貴重品などを入れまして預かると云ふやうなこともやつて居りますので、さう云ふやうな方法に依てやります貴重品預りは、認めて差支へないかと考へて居ります、是は大きな商品などになりまして倉庫業になるやうなものは、勿論認めない積りであります。

○菅原通敬君 先程小山君の御説もありましたが、貯蓄銀行の如き銀行は餘り雑多な業務を営まぬ方が善くはないかと思ふ、此主義から言へば保護預りは、金錢若くは貴重品に限ると云ふやうにしたい事は、私の考であります。

○子爵渡邊千冬君 此保護預りと云ふ言葉は、餘り明白に頭に入らないやうであります、信託預りと云ふ名義で、公債などを大分預る銀行がありますし、又銀行以外のものでも預かつて居ります、それ等の主な目的は、公債を他に利用する爲に預ることを利益として、さうして營業をやつて居る者がありますが、若し貯蓄銀行が公債を保護預りとして取つて、さうして其記番號を其預り證に書かずに置く、さうして供託して置いた場合に、其の預け主は突然其預けた公債を引出して、さうして貯蓄銀行の狀態が危險に陥ると云ふやうなこ

とはないのでありませうか、其邊が少しく心配のやうに思はれますが、此保護預りでは別段定款の規定等が設けてありまして、監督なさる御考でありますか、全く其邊は自由に委せて置くのでありますか、それを伺ひたい。

○政府委員(黒田英雄君) 此保護預りは今御尋のやうに預りましても、他に運用すると云ふやうなことは許さない積りであります、即ち單純なる保管に對して依託されると云ふだけのものと解釋して居るのでありまして、勿論監督上に於きましても、十分此點は注意いたしまして、之を他に運用すると云ふやうなことは斷じて許さない積りであります。

○子爵渡邊千冬君 尙一應伺ひますが、無記名債券は我々の考では金銭と同じものでありまして、記番號を書かない以上は、監督の方法はないと思ひます、どう云ふ工合に監督いたしますか、有價證券は金銭と同じであれば、是を流用することが多いと思ひますが、唯其有價證券に記番號を書いて置けば、他に流用は出来ないのであります、さうでない限りは利用する方が多いと想像して宜しいと思ひますが、此邊はどうして御監督なさるか、それを伺ひたい。

○政府委員(黒田英雄君) 唯今金銭と云ふ御話でありましたが、金銭は封じて預る、さう云ふ風な金銭みたいなものは番號もありませぬ、代替物に付ては是は封じてありますので、

抽斗の中に入れて預かるやうな方法を致すのでありまして、所謂證券と商品を寄託されたものと、全く別個の取扱を致しまして、左様に混同いたすことではないと考へて居る次第であります。

○男爵藤田平太郎君 どうなら先きから伺つて居りますと、今日日本銀行などで保護預りと稱して、箱へ抽斗を備付けて、それに色々の使用の番號を分けて、さうして仕舞はせて、錠を卸して行く方法、詰り箱を提供する方法、それと今一つ有價證券などは開いた儘で、開封して銀行に保護預けする、斯う云ふ方法は名稱を何と付けてあるか記憶しませぬが、二様の方法が日本銀行で行はれて居ります、詰りあ、云ふ方法に依て保護預りをする、斯う云ふ意味に解釋して宜しうございますか。

○政府委員(黒田英雄君) 大體左様であります、さう御解釋下さつて宜しうございますが、代替物の如きものに付きましたは、どうしても封じました函でなければならぬ、函ならば無論宜しうございます、是は錠を向ふに渡して置くのでありますから、銀行自身は之を自由に開けることは出来ませぬから差支ありませんが、さうでない場合に於きましては、他の物と混同する虞のある物に付きましたは、ちゃんと封じて保護預りをする、と云ふ風に、他の物と混同することに付ては十分注意して取締る積りであります。

○菅原通敬君 尙ほ保護預りに付て疑義が生じました、今の函を貸すものを保護預りと御覽になるのでありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 今日矢張り保護預りとして居りますやうでありますから、そこまでは認め得ると考へて居ります。

○菅原通敬君 どうも少し保護預りと云ふものに付て、御研究になつて居らぬやうに思ひますが、尙ほ保護預りと云ふ以上は其物に付て保護の責任を持たなければならぬものを云ふだらうと思ひます、函の中に何が這入つて居るか分らぬ、唯函を管理して保護して行く、中に何が這入つて居るか分らぬものを、保護預りとして取扱はせいと云ふことは、どう云ふ譯でございますか。

○政府委員(黒田英雄君) ちよつと其點に付ては少し解釋が違ふかも知れませぬが、封じまして、中に入つて居る物を勿論明確にして置けば、之に越した事はありませぬが、明確に致しませぬでも、封じた儘の物を保管して呉れ或は此抽斗に這つて居る、矢張り保管の責任をそれに對して銀行が負ふのでありますから、保管の責任を負ふ上に於て餘り差支なからうかと考へます、唯保護の責任に付きまして、其當事者と銀行との間に、左様な場合に於ては、どれだけの程度に於て責任を負ふと云ふ取極めは、別個に致すと考へますが、

保管の責任の上に於きましては別段差支ない考であります。

○子爵渡邊千冬君 保護預りに付て、其の答辯に依りましても一つ御尋いたします、今八條子爵の御尋がありました、菅原君から御話がありました函を貸すと云ふことは、開封で預る場合と餘ほど責任が違ひはしないかと思ひます、中に何が這入つて居るか云ふことを知らずに、唯函を貸すのは佛蘭西あたりでやつて居ります金庫貸貸と云ふ廣告が出て居りますが、あれは相當して居ります、興業銀行では信託倉庫と云ふ名前で貸して居ります、中にどんな危険なものが這入つて居るか知らずに唯包んだものを、それを預ると云ふことは極端に言へば一つの倉庫業を營むことを許すことになりはしませぬかと思ひます、殊に大きな制限がない以上は、私は興業銀行に關係したことがございますが、大きな「トランク」などを持込んで信託倉庫に預つて貰ひたいと云ふ請求もあり、又抽斗の中に入れて戎器などを持つて來て預ける人があります、其邊の範圍を餘ほど明確になさるゝと、保護預りと倉庫業の境が分らぬやうになりはしないかと思ひます、其邊はどうか云ふ御考でありますか承りたいと思ひます。

○政府委員(黒田英雄君) 唯今興業銀行の御話がありました、興業銀行で致して居りますのは、以前は私關係いたしましたせぬから、以前のことは能く存じませぬが、今日に於

きましては矢張り保護預りの一種と致しまして保護函と云ふもので預つて居るのであります、勿論自ら程度がありました、大きな倉庫的になりまして、大きな荷物を預かると云ふことになりますれば、是は或は倉庫業になつて来るかと思ひます、單純な一つの封じた物公債とか有價證券を袋に入れて封じて、之を預つて呉れと云ふ風なものは即ち保護預りと申すのでありませう、さう云ふ風に保護預りと倉庫業との差異は極端に申せば即ち大きいと小さいと云ふことになるか知れませぬが、大體に於て小さな一つの函に物を入れてそれを預る、或は封じた物をこちらに預ると云ふ風なものは之を保護預りと今日申して居るのではないかと解釋して居ります、興業銀行の此處に何がありませんか、興業銀行に於て取扱つて居りますのは、有價證券が幾ら、保護函が十四個と云ふやうな報告も出て居ります、或は七十八個とか函と品と二つの種類に依つて致して居るのであります。

○子爵渡邊千冬君 私此第五號で御尋したいと思ふのであります、普通の個人から要求拂の預り金を小切手を以て支拂をなす條件で預ることが出来ないかと云ふ規定になつて居りますのは預金の性質が貯蓄を目的とするからであるかと云ふ意味と想像いたしますが、公共團體又は産業組合からの要求拂預り金は何故に之を御許しになるのでしょうか、小切手でなくても要求拂であるならば、貯蓄銀行が一時に取付けに遭ふ危険がありはしないか

と思ひますが、其邊の政府の御方針を承りたいと思ひます。

○政府委員(黒田英雄君) 一般の預金に於きまして小切手を用ゐる事を許しませぬのは御尋の通りであります、それから公共團體又は産業組合等の預り金は、是は一般の預金とは少し違つて居りまして、公共團體の爲に貯蓄銀行は確實なる機關であるから、之を利用して此金を取扱はしめたいと云ふ場合に於ては、先程申しましたやうに貯蓄銀行に取扱はせる事が出来ることに致して置くのが、双方の爲に便利ではないかと考へますので、其結果として其取扱の上に於きまして、今日も致して居るやうであります、或は一定額を預金として扱ふことを許すと云ふ事もあるのであります、さう云ふ場合に於きましては、一般の預金とは違ふのでありますから、公共團體に於ては支拂ひまする上に於て小切手を使用する、斯う云ふことの制度がありますればそれに従つて支拂を致しましても差支ないかと云ふ考を持つて居ります、又取引等に付きましても、一般の零細の金の預金者と公共團體とは自ら違ふと考へて居りますから、公共團體に付ては特に之を認めましても、銀行の爲にさう不都合は來たさないと考へた次第であります。

○男爵小畑太郎君 第五條の第五號でございますが、私は要求拂預り金と云ふものに対して、疑問を持つて居らなかつたのであります、段々と御質問もあつて御答もあり、それ

を進めて見ますると、少し疑ひが出来て来たのです、第一條の第一號第二號共に要求拂であるのに、五號に限つて小切手を用ひても宜いと云ふ御話もあつたのですが、小切手も同じ要求拂ではありませんが、少し小切手であると轉々融通の利くと云ふ關係もありまして、第一條の第一號、第二號の要求拂とは違つて來るのでありますが、どう云ふやうに御考へてありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 是は小切手の仕拂を許すと云ふことは、八條の關係から左様になつて居るのであります、此一條の方は即ち一般の貯蓄預金者、零細の資金の預金者でありますから、是は本旨からして先程渡邊子爵の御意見もありましたやうに、貯蓄預金の性質に反しますので、小切手の使用を許しませぬのでありますが、五條の五號は貯蓄預金ではないのでありまして、公共團體の爲に預金を取扱ふ、元々が租税等の金でありますから之を確實の所に預けたいと云ふの趣旨であります、貯蓄銀行も今度は確實になるのでありますから、此所に預けたいと云ふ場合に、其預りの出來るやうに致して置くことが雙方の爲になると考へたのでありますから、一般の預金とは全く別に見て、別に斯う云ふ預金も取扱つて宜いと云ふ、所謂附隨の業務と致しまして認めた次第であります。

○男爵小畑太郎君 唯今私の御尋が悪るかつたのでございますか知りませぬが、御答が

違つて居るのですが、第一條の第一號、第二號共に引出しを要するのには要求拂であるに拘らず、五條の五號も同じく要求拂であつて、唯預け主が公共團體とか産業組合であるから、此分に對しては小切手を使つても宜いと云ふ御解釋のやうに思ふ、所が小切手の仕拂と云ふものは轉々融通が利くものであるから、少しく第一條の第一號第二號の要求拂とは、意味が變つて來はしないかと思ふのです。

○政府委員(黒田英雄君) 左様でございます、第一條の第一號第二號は即ち貯蓄預金で、こちらの方は所謂貯蓄預金ではない、斯う見て居るのです、成程第一條の第一號第二號も要求拂なのであります、唯公共團體にしましても、複利となりますと云ふと一條の方で、當然本業の方で行きますけれども、此所ではそれ以外の産業組合等の定期預と云ふものの方から除いたと申上げた方が正確かも知れませぬが、定期預りでありますれば一號の方でありますから、それで本式から申しますれば、五條の五號は貯蓄預金ではない、一條の方は貯蓄預金である、それ故に取扱に於ても違つて居ると云ふことになるのであります。

○菅原通敬君 今の御説明はちよつと疑ひを起しましたが、公共團體又は産業組合よりの預金を複利方法に依つて預かる場合には、大體戻つて居りますか、ごんなものですか。

○政府委員(黒田英雄君) それは戻ると考へて居るのであります。

○菅原通敬君 さうすると、同じく公共團體又は産業組合より要求拂預り金にして、一は小切手の引出し方法を許し一は許さぬと、斯う云ふことになりますね。

○政府委員 黒田英雄君) 左様でございます、詳しく申し上げますれば即ち貯蓄預金に付ては許さない積りであります、貯蓄預金でなく所謂俗に申す公金預金と申します、普通の預金に付ては引出しの方法として許す積りであり、是は前にもちよつと申しました通り、國の制度が今度小切手を使ふことになり、公共團體に於ても小切手を使つて引出すことも有り得ると考へまして、それに對します關係から致しまして、之に付ては小切手を用ひても宜しいと云ふことに致して居るのであります。

(貴、委、大正一〇、三、二二)

○男爵小畑太郎君 今度は第五條の一項の四號五號でございますが、是は現行法にはないことで「公共團體又は産業組合の金銭出納事務の取扱公共團體又は産業組合よりの要求拂預り金」であります、一體農工銀行法に依ると云ふと、農工銀行が是まで持つて居つた是は特權であらうと思ふのですが、今回勸業、農工兩銀行の合併に依り今迄の農工銀行と云ふものは勸業銀行の支店になる、それ故に其特權は取上げて此貯蓄銀行に許されると云ふのでありますか、ちよつと其邊を伺つて置きます。

○政府委員(黒田英雄君) 是は別に勸業銀行農工銀行とは關係ないのでありまして、現在貯蓄銀行で以て公金の金銭出納事務を執つて居るものもありません、それ故に今後に於きまして、貯蓄銀行と云ふものが非堂な確實なるものになるのでありますから、公共團體、産業組合あたりでは是等の確實なる機關に取扱はしめたいと云ふやうな希望がありましたときに、貯蓄銀行に於きまして取扱ひます方が公共團體の爲には便利なる場合もありませうし、又貯蓄銀行と致しまして、之を取扱ひますことは、別に本業の方に危険を及ぼす虞ないと考へましたので、此に認めました次第であります。

第六條 貯蓄銀行ハ本法ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第七條 貯蓄銀行力貯蓄銀行ノ營ムコトヲ得サル業務ニ屬スル契約

ニ基ク權利義務ヲ合併ニ因リテ承繼シタル場合ニ於テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限り之ヲ繼續スルコトヲ妨ケス

第八條 貯蓄銀行ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲ス第一條第一項第一號第一號第二號ノ預金取引ヲ爲スコトヲ得ス

(衆、委、大正一〇、三、二)

○高見之通君 先程上田君の質問の小切手に依り支拂を爲すことを、「第一條第一項第一號第二號の預金取引を爲すことを得ず」と云ふ第八條の規定の中で、新たには出来ぬけれども、従來の契約のものは出来る、斯云ふやうな御解釋であつた、さうしますと、普通銀行の預金と云ふやうなものを新たに預金することは許さぬけれども、従來の儘で、従來の貯金に於てやつて居れば差支ないのであります、要する資本に於ては五箇年、五箇年以外は一切出来すと解釋して宜しいか、或は従來の取引のある人は宜いのでありますか。

○黒田政府委員 御答しますが、御尋は獨り第八條の小切手云々の場合にはありませんやうであります、汎く含んで御尋のやうに考へますが、此小切手のみならず、汎く従來貯蓄銀行は、此法律に合はない所の色々な貸付を致して居るものがあります、其等の貸付を致して居るのに、之を法律に更へて直ぐ債務者に對して期限の利益を失はしめて直ぐ返せ、法律に合ふやうに直ぐ引上げて、法律に合ふ擔保を出させると云ふことは困難と考へます、此法律は新たな營業上の色々な資金の運用方法と致しましても、新たな契約をすることは、法律施行後は出来ないものであります、従來のものは終了するまで之をやつて行くことは、差支ない解釋を執つて居ります、唯だ附則に色々規定して居りますのは、

(112)

法律に合はないやうな預金を持つて居るものは、之を三年以内に合ふやうにしる或は一銀行に此法に合はないやうな預金を致して居るものは、二年以内に合ふやうにしると云ふ風に直すと云ふことを命じましたもの、外は、其契約の終了する迄は、其契約に限つてやつて宜い唯だ初に御尋になりましたやうに、預金者であれば其預金が無くなつてしまつても、又新たな預金に就ても、従來からあつたやうな型に依て行くものは断然許しませぬ、契約をして居ります預金が終ります迄許しませぬ、さう長く掛ることはないかと考へます、

○海江田準一郎君 第八條に就て御尋を致します、此間の御答辯の中に、従來の契約終了するまでは差支ない、小切手支拂云々の事であり、併し吾々の考へる所では小切手に依て支拂をするのは、主として當座勘定と、貸付勘定のやうに思ふのであります、其當座勘定と貸付勘定は、孰れも何等期限を設けて居ないやうであります、従來の契約終了と云ふことはどう云ふ事を意味されたのでありますか。

○黒田政府委員 御尋の通り小切手に依りて支拂を致しまするのは、當座勘定だらうと考へますが、是は一定の預金を今受入れて居りまして、それに對して小切手で支拂をする、と

(113)

云ふ契約を致して居りますれば、それ以上には其當座勘定を受入れることは出来ないの
ありますから、自然に今あります金が、小切手の振出しに依て漸次減少して行つて、結
局は無くなるかと考へて居るのでありまして、期間を設けませぬでもさう云ふ風な預金と云
ふものは出し入れが頻繁な預金でありますから、期間を設けなくても短期の中に結局終了
することゝ考へて居るのであります。

○武内作平君 今海江田君から御尋になつた事柄で、此預金を繼續して居る間は、小切手
の支拂を爲しても差支ないと云ふ御意見は承つたのでありますが、此小切手の支拂を爲る
ことを得ぬと云ふ規定を設けた理由ですな、是は此前に御説明がありましたか知れませぬ
が、もう一應此立法の理由、斯う云ふ制限を政府に於て置かなければならぬと云ふのはど
う云ふ譯であるか、吾々が考へると、小切手で支拂を許しても何も便宜だけで差支ない
と思ひますが、何故に斯う云ふ禁止を設けられるかと云ふことを……

○黒田政府委員 小切手に依りまして支拂を致しまするは、簡單に申上げますると、まあ當
座預金と致しますが、當座預金などは此普通の一時金を保管をして置いて貰つて、さうし
てそれを小切手で以て支拂ふと云ふやうな風の關係でありまして、所謂零碎の資本を漸次
貯蓄して行くと云ふ風な趣旨のものには、普通でないのでありまして、外國などの制度を

見ましても、貯蓄銀行と普通銀行との區別は、寧ろ此小切手に依て支拂をするにせぬとに
在ると云ふ様なことを、言つて居る所もあるのでありまして、どうも此小切手を以て支拂
ふ預金と云ふものは、所謂貯蓄預金ではないと云ふ考を持つて居りますから、貯蓄預金は
貯蓄預金を取扱ふ事を本則と致しますから、是は普通銀行の方に譲る方が相當であると云
ふ風の考からして貯蓄銀行には禁じましたのであります。
○武内作平君 さうすると格別之が斯う云ふ弊害がありと云ふ譯ではないのであります
な……

第三項 第九條に對する應答

第九條 貯蓄銀行ハ第一條第一項及第五條第一號第五號ノ規定ニ依
リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託ス
ヘシ但シ供託金額中受入金額ノ五分ノ一ヲ越ユル額ニ付テハ第十
一條第一項第一號ノ有價證券ヲ以テ國債ニ代フルコトヲ得
前項ノ受入金額ハ每半年末日現在ニ依リ之ヲ定ム

○紫安新九郎君 銀行が國債以外の社債株式を所有するに當りましては、一々政府の認可を受けなければならぬ規定でございますが、此場合に政府に於ては如何なる標準に依りて社債株式の信用と正確を御判断になるのでありませうか、それから第二には政府の社債株式に對する判断に依りまして、一般經濟界は其社債株式の信用如何を、政府に依て裏書きせられたることになると思ひますが、先日豫算總會に於きまして、高橋大藏大臣は銀行を成べく検査したいと思ふ、併ながら銀行を検査する場合には、銀行の信用に影響するを以て、容易に之を行ふことは出來ないのであると御言明になつたのでございます、さう致しますと貯蓄銀行が社債株式を所有するに當りまして、政府の認可如何に依りまして、其社債なり株式の信用が如何か決せられることになり、是は銀行を検査する影響よりも、一層烈しい影響を其社債なり株式に與へるものではなからうかと思はれますが、此邊に對する政府の所見を御伺致します。

○黒田政府委員 大藏大臣が社債並に株式の種類を認可致しますのは、御尋のやうに大藏大臣が其會社の社債株式を保證すると云ふやうな風な事になりますと云ふと、御尋のやうな結果を生ずる虞があるのでありますが、是は各銀行よりして斯う云ふものを持ちたい、

或は斯う云ふものを擔保に取りたいと云ふことに就きまして、大藏大臣に認可を請求致して参ります場合に、それに就きまして大藏大臣は善い悪いと云ふことを定めるのでありまして、其等の有價證券を持ちますことに就ては、先づ銀行が判断するのであります、銀行が此物を持つたら自分の方で安全であると云ふことを考へるときに、大藏大臣もそれならば宜しいと云ふことの認可を與へるのであります、是等のものは銀行が持つても宜い、確實なものである、是等のものは最早銀行が持つべからざる、確實なものであると云ふことを一般に公表致す趣意ではないのであります、尙ほ其等を認可致しますに就きましては、大體標準を置きまして、必ずしも確實なるものの全部を許す譯でないのであります十分に或る條件を定めて置きまして、其等の條件に適合したる、最も確實なる中でも、最も確實なるものに就きまして——確實と申ししても、或は價格の變動の少ないと云ふものに就きまして、認可を致す趣意であります、現に農工銀行法あたりにも餘裕金を使用致します結果を來すやうなことは無いと考へて居る次第であります。

○紫安新九郎君 銀行が其資金を運用するに當りまして、銀行の自由意思に依ります場合は重役は固より其責任を負擔することは論を俟たぬ話であります、然るに本法の規定

に依りまして、政府に供託する所のものは、即ち預金の三分の一を國債と規定して居るのでありますが、公債の價格が下落致したる場合に、銀行の受けまする損害に就きましては、政府は何等か其損失を補填されると云ふ御考があるものでありませうか、又其損失は補填しないが、併し其邊を斟酌して、何等か此邊の事情を緩和すると云ふやうな方法を御考になつて居るのでありませうか、此事を御伺致します。

○黒田政府委員 國債の價格が下落致しますますと云ふやうなことがありました場合に、假りに銀行が其爲めに損失を致したと云ふことがありまして、是は政府が無論補償を致す考は無いのであります、唯だ國債を持ちます上に於きまして、國債の價格を見積ります上に於きまして、銀行に於て其損失を來さないやうに見積つて置くやうに致して置きますれば、左様な御心配のやうなことは無からうと考へて居るのであります。

○紫安新九郎君 供託金に對しまして、預金の三分の一は國債とし、其他は地方債又は社債とせられて居りますが、銀行が一朝取付に遭遇致しました場合に、政府は最後でなければ此供託物を當該銀行に返付せられざるの御意見であると承つて居ります、果して左様でありますれば、政府の確實でありと認められる公債は、取付に遭遇せる銀行は最後でなければ、それに手を着けることが出來ないことになりませう、左様致しますれば、取

付に遭遇せる銀行は、大抵最後の供託物に手を着けるに先立ちまして、休業状態に陥るものではないかと云ふことを虞れます、其邊に就きまして政府の御所見を伺ひます。

○黒田政府委員 至極御尤の御質問と考へますが、御尋のやうに假りに貯蓄銀行が取付に遭ひまして、供託を致して居ります物を除く外全部を既に仕拂つて、残るものは供託だけになつたと云ふときには御話のやうに仕拂を停止しなければならぬと云ふ結果になるだらうと思ふのであります、之に就きましては吾々も餘程苦心を致しまして、攻究を致したのであります、併し供託致して居ります物が最後に残りまして、金はそれだけになつてしまつたと云ふやうな場合に於きまして、詰り普通の資金を以て仕拂ふことの出來ないやうな、非常に多數の預金の取付に遭ひましたときには、預金の一部分を拂つただけに對する割合だけを還付致しまして、之を資金に換へました所で、中々容易に取付を防止することは困難だらうと考へまするし、又さう云ふ際に此供託致して居りますものを、或は預金の減じました割合に依り之を還付したら宜いではないかと云ふ御議論もありますが、其部分の還付致しますれば、それだけを先づ先に來た預金者に拂ふことになつてしまうのであります、それが供託されて居りますれば、其預金者全部が供託金に依りまして、平等な割合に依りて擔保されて居るのであります、それを還しますれば、先に來た預金者に全部拂

つてしまふことになりまして、早く請求した者、若くは其間に悪い事でもありませんれば、銀行が特殊の關係を持つて居る者のみに其部分を拂つてしまつて、他の預金者と云ふものは、それが爲めに擔保して居る所の供託の割合が少くなつて来る、多數の定つた預金者と云ふ者がひどく損害を受けること云ふことになつても、甚だ不都合な結果を來すだらうと考へるのでございます、旁々さう云ふ場合に擔保供託を解除致しますこと云ふことは、却つて多數の預金者に損失を與へるやうな事になつて、供託を致しました所の趣意を没却しはしないかと云ふことを慮れるのであります、尙ほ其供託して居る所のものを或は擔保にして、見返りにして何所から融通したら宜いかと云ふ説もあるやうであります、是は預金者の擔保でありますから、見返を致すと云ふことは困難なやうに考へるのであります、尙ほ貯蓄銀行法が案の如く制定されました、更に監督を周到にしたいと云ふ考を持つて居るのであります、左様に致しましたならば、御心配のやうな取付も餘り起らないものである詰り取付の起らないやうにすると云ふ事が、本案改正の一の趣旨でもありますから、其場合を想像致しまして、今申したやうな假りにさう云ふ場合が起つたときに、多數の預金者に損害を及ぼすやうな途を開いて置かぬと云ふことが必要であらうと云ふ考から致しまして、本案の通り致しまして御尋のやうな途を開きませなかつた次第であります。

○上田彌兵衛君 此第九條に供託金が三分の一になつて居りますが、而も前には銀行に依ると定期預金の差額が無かつたのであります、今後は定期預金の供託をもしなければならぬと云ふことになつて居りますが、此數が三分の一と云ふことは、銀行の經營上困難を感ずることと思ひます、殊に是は國債を以てしなければならぬ、御承知の通り有價證券でありますならば、此危険防止を株式で賣り繋ぐと云ふことで、危険防止が出来るのでありますけれども、公債の如きものは巨額に銀行が持つて居ると云ふ場合には、其下落を防ぐ事は困難と思ひます、假りに一千萬圓の預金を預つて居るとすれば、三百萬圓以上にもなる、又之が公債になりますと預金が殖えるに従つて、公債の高い時でも買つて行かなければなりません、又公債下落と云ふものは、随分酷いものになると、百圓の中八十圓位も下落して二十圓の差が生ずる、斯う云ふ場合には二十圓の差が出来ると、三百萬圓の供託をして居ると、忽ち六十萬圓からの損をしなければなりません、持つて居りますれば戻つて来る時期があるけれども、五十萬圓位の資本金を持つて居る銀行は、決算の上に於て頗る苦痛を感ずることと思ひますが、是はもう少し少くして、且つ又有價證券をも之に加へると云ふ方が宜からうと思ひますが、公債に限ると云ふことにせられた御理由はどの點でありますか。

○黒田政府委員 預金の支拂の擔保と致しまして、供託を致しまするのを三分の一に致しまして、之を國債に致したのであります。此國債は最も確實なものであつて、且價格の變動も少いものと云ふ考を持つて居るのであります。御話では國債の代りに有價證券をした方が却て宜しいと云ふことでもあります。吾々は有價證券の方が、寧ろ價格の變動が激しいものではないかと思ひます。昨年あたりからの状態を見ますれば、一層さう云ふ感を懐くのであります。寧ろ國債の方が價格の變動が少なくて、最も確實なものと思ひますから、擔保として供託するのに適當なもの云ふ考を持つて居るのであります。殊に將來に於きましては國債の價格と云ふものも、今申したやうな非常な差異を生ずること、も考へて居りませぬ、又國債を持ちます上に於きましても、或は有價證券と致しまする上に於ても、十分銀行の方で注意致しますれば、變動を生じた爲めに、多額の損失を來すことは無いと考へて居る次第であります。

○武内作平君 全國に於ける現在の貯蓄預金は何程になつて居りますか、又其預金に對して供託して居る國債がどれ程ありますか、更に此新規定に依つて三分の一を供託せしめると云ふと、どれ程國債を供託させることになりますか。

○黒田政府委員 現在貯蓄銀行が取つて居ります貯蓄預金は、即ち供託を現在に於て要し

まするものは、是は九年上半期迄の計算であります。五億三千七百五十二萬餘圓でありまして、それに對して國債でなくてはならぬもの、即ち四分の一の金額は一億三千四百萬圓であります。現在貯蓄銀行が持つて居ります國債は、全體を通じまして一億三千九百萬圓持つて居るのであります。供託すべき金額よりも、少しく多く國債を持つて居る狀況であります。

○武内作平君 現在供託して居るものが一億三千萬圓と致しますれば、今度の新規定に依つて供託を強要する金額は幾らでありますか、其差を伺ひたいと存じます。

○保倉大藏書記官 御答致します。大正八年末の現在は、供託の國債證券は五千八百三十三萬四千圓であります。今度國債で供託しなければならぬものは二億九千三百九十萬圓と相成ります。是は三分の一となりました。定期預金に對しても、供託をしなければならぬことになりました。其等の關係からであります。

○武内作平君 先刻上田君から御尋があり、又政府委員から御答のありました通り、價格の騰落の甚しきものは、公債よりも株券の方が激しいのですが、其救濟方法としては、御承知の通り株式取引所で定期なるものがありまして、その掛繼が出来まして、十分に其危険を豫防が出来るのであります。公債は左様な譯には行かぬから、公債の下落に對する

危険は、皆な貯蓄銀行が負擔しなければならぬと云ふことになる、又此點は先刻政府委員の御説明と違ひますが、吾々は尙ほ今後一層公債は、下落するものと云ふ意見を持つて居るのです、それは意見と致しましても、兎に角假令高い時分にでも公債を買うて供託しなければならぬと云ふことになる、然るにさう云ふ點は顧慮せずして是非國債に限られたのは、貯蓄銀行の基礎の鞏固になると云ふことを、希望すると云ふ一點から出られたのでなくして、現在の公債政策から此法律が提案されたものであると、斯う云ふやうに觀測する者が多いのでありますが、矢張公債政策とも此法律は關聯が有るのでありますか。無いのでありますか。

○黒田政府委員 是は供託の確實を期すると云ふことが、主眼になつて居りまして、吾々の方から考へますれば、其考からして國債に限つたのであります、今御話のやうに國債は價格の變動が少いだらうが、他の有價證券は價格の變動があつても、之を救済する方法があると云ふ御話であります、併し是は現實有價證券を供託致して置くのでありますから、其點に就ては矢張公債も他の有價證券も同一ではないかと吾々は考へますが、唯だ國債の方が價格の變動が少い爲めに、又根本に於て確實であります爲めに、此方が基礎を確實にするのに適當であると云ふ考から、改正致しました次第あります。

○武内作平君 其點を腹藏ない誠實な御意見を承つて置きたいと思ひます、それは矢張事が國債政策にも關係があると云ふ事ならば、亦吾々に於ても矢張國債の政策も國家の爲めに必要な事でありますから、十分な考慮を要する、若しさう云ふ事に全然關係が無いと云ふことならば、必ずしも之を國債と限定する必要はないと云ふ意見であります、株券の確實なものを供託することにしても、何も差支ないと云ふ考を持つて居ります、只今株券でも公債でも同じ事など、云ふやうなことは、一向事情に御精通がない爲めか、株券であれば何時でも掛繼をして置いて、無論一遍供託をしたからと云つて、供託を出して貰へないとか、或は甲の株券を乙の株券に取替へると云ふやうにして、株の低落より生ずる損金は防ぐことが出来るのであります、國債を供託して置いて受くる損害は、株券の方ならば豫防することが出来る、と云ふことは分り切つた事である、さう云ふ事は殊更論争する必要が無いから申しませぬが、兎も角も只今申した様に、國家の國債政策とても二億萬圓から之を強要すれば需要者が殖えるから大分助かるが、さう云ふことならば其積りで審議を致しますし、さう云ふ事には絶對關係ない、唯だ銀行が鞏固になれば宜いと云ふ御趣意ならば、其積りで吾々は研究し又相當な修正を加へなければならぬと思ふ、誠實な御答辯を煩はします。

○黒田政府委員 只今の御尋は當局と致しましては、確實を期すると云ふ點から立案を致したのでありますが、今尙は大藏大臣か次官かに来て戴きまして御答辯を願ふことですが、尙ほ是は實は御參考までに申上げるのでありますが、外國の例などを見ましても、國債に限つてある所が多々ありまして、亞米利加の如きも紐育州の法律を見ましても、國債者は市債 それから株券に於きましては、法令で設立した鐵道會社の株券と云ふ位な所を持つて行つて居るので、大體國債と云ふものが貯蓄銀行の擔保として供託するのに、最も適當なもの云ふ風な考を持つて居ります、尙ほそれ以上の事は今他の方から答辯致します。

○武内作平君 それは後から大臣の責仕ある御答辯を得ることは結構であります、……

○上田彌兵衛君 此定期預金に供託金を必要とせられた理由を伺つて置きたい、御承知の如く定期預金をすると同時に、其定期預金を擔保と致しまして融通するの條件で、多く定期預金はされて居るのであります、之に對して供託金を取られまると云ふことは、貯蓄銀行として定期預金を扱ふことが餘程困難と思ひます、唯だ困難なるのみならず、供託致しまする公債は年五分であります、定期預金は六分二厘位のものでありますから、定期預金は利廻りの高い貸付に廻さなければ、貯蓄銀行としては、此定期預金を扱ふことが困難と

思ひます、之に對しましても、尙ほ供託金を取られるのは如何なる理由でありますか、其理由を伺ひます。

○黒田政府委員 定期預金を附隨の事業として認めましたのは、元來定期預金は寧ろ普通銀行の方で取扱ふのが本則と考へて居ります、之を貯蓄銀行の本業の方に入れずして附隨と認めましたのは、詰り零碎の金を預けたる貯蓄預金者が、其預金額が相當の額に達しましたときに、之を利子の高い定期預金に變へたいと云ふ考を起しました場合に、一々之を引出して他の銀行に持つて行くと云ふ事は不便でありますから、直ぐに之を定期預金に振替へて其儘預ることが出来る途を開きたいと云ふ趣意から、附隨の業の中に之を認めただけであります、さう云ふ趣意でありまして、是等の定期預金は主として零碎の貯蓄者であるから、之に十分の保護をやるに云ふ必要から、貯蓄預金は同じ様に、それに對して供託をさせるに云ふのであります。

(衆、委、大正一〇、三、四)

○原田藤次郎君 それから貯蓄銀行法案の第九條に「三分の一以上の金額に相當する國債を供託すべし」とあつて、地方債を加へて居らぬのはどう云ふ理由でありますか現に大都市の如き都市計畫、又は國家的の事業を爲すに就きまして其費用は大部分公債に依て居り

ます、然るに斯う云ふ場合地方債を除かれると地方債の利用の範囲が狭くなると思ひますが、政府はごう御考でありますか。

○黒田政府委員 第二の御尋は第九條に於て三分の一の供託を國債に限つて、地方債を何故に認めぬかと云ふことでありますが、國債に限りました趣意は、國債は、最も確實なものでありまして、且つ其價額の變動が少い、又確實性を持つて居りまして、容易に換價することが出来ること云ふことから國債に限つたのであります、地方債にも確實なものが多いであります、併しごうしても地方のものでありますから、融通力などに於ても、國債に及ばないと考へます。

(貴、委、大正一〇、三、一八)

○子爵八條隆正君 第九條に付て伺ひますが、貯蓄銀行が供託金をする場合に於ては、三分の一まではごうしても國債を供託せぬければならぬと云ふことになつて居ますが、此御精神は蓋し此供託に充つべきものは最も確實であつて又直ぐ金に換へ得るものでなければならぬと云ふやうな御精神から來て居るであらうと思ひますが、一方から云へば必ずしも國債でなくとも、地方債の如きは略々國債に準じ相當確實なものであり、又いざと云ふ場合に金に換へ得ると云ふことも左程困難でないものと思ひますし、更に又其地方債なるも

のが將來各地方自治團體等にいろいろの事業の爲に、道路であるとか、下水であるとか云ふものの爲に随分公債の財源に依らなければならぬものが段々と多くなるだらうと思ひますが、さすれば地方自治團體の方から見れば地方自治團體の爲には斯う云ふ地方債の需要が多くなるやうな途を開いて置くこと云ふ必要がありはしないかと云ふやうに考へられますが、さうすれば此國債を三分の一迄でなくても今少し其程度を低めても宜くはないか、低めても貯蓄銀行の確實と云ふ事に左程害はなし、又一方に於て地方自治團體の事業を起す上に於て非常に樂になると云ふやうな關係があらうと思ひますが、ごうしても三分一迄は國債にして置かなければならぬと云ふ強い理由がございますか。

○政府委員(黒田英雄君) 此供託を國債に致しました趣旨は唯今御話の通りであります、國債は有價證券中最も確實であつて價格の變動も少く、又容易に之を換貨し得ると云ふ事から、國債に限つたのであります、御話の三分の一と云ふことでありますが、三分の一の供託を要しますが、所謂受入金額の四分の一迄を云ふのでありまして、四分の一を超えたる三分の一と四分の一との差額だけは、受入金額の十二分の一になりますか、それだけは他の有價證券で出来るのでありますから、御話の通りに地方債を用ひましたも差支ないのであります、唯其四分の一の内に於きまして、地方債でも宜しいと云ふことに致しま

すると、地方債の中には確實であり又容易に換貨し得るものもありますが、地方債と廣く申しますと随分限地的でありまして、容易に之を自由に中央の市場又は他の市場に於て金に換へると云ふことの困難なるものもあるやうに思ひます。どうしても國債よりは最も確實なる融通性と云ふものを缺くやうに考へるのであります。四分の一はどうしても國債を供託せしめなければならぬ必要があると考へた次第であります。

○子爵八條隆正君 三分の一と申しましたのは如何にも間違ひがありました。どうも近頃貯蓄銀行法案に限らず、一體に國債偏重の嫌ひがありはせぬかと云ふ感じがするのであります。現に昨年の十二月末に於きまして、政府への供託擔保品と云ふものは大部分國債に限られたと云ふ風で、國債の需要を増加し、其價格を維持する、又將來の發行を従つて容易にするに云ふやうな國債政策と云ふもので行けば大變結構なことではありますが、斯う云ふ風に御改正になることは非常に又一方から云へば人民に苦痛を與へると云ふ結果を齎すと云ふ風に思ふのであります。現に政府の保證物と云ふものに付ても随分各方面で困つて居る者もあるやうであります。又此貯蓄銀行に依り四分の一迄は國債に限られ、同じ筆法を茲に行はれると云ふやうな譯であらうと思ひますが、四分の一迄は必ずしも必要でない、四分の一以下に下げても差支ないかと云ふことは是はもう各々の見方に依るのであり

ますが、此四分の一を國債を一時に處分しなければならぬと云ふ迄の必要は取付等があつても左程なからうと思ふのであります。さうすると思ひますけれども、地方債としても貯蓄銀行は各地方にあるのであるから、相當に確實であるか否かと云ふことは當業者に於て見ることも出来る譯であります。どうも國債が四分の一でなければならぬと云ふ必要はないやうに思ひますが、是は意見になりますから此上伺つても仕方がない、矢張り國債政策の方から來て居るものと見て宜しうございますか。

○政府委員(黒田英雄君) それは國債政策より參つたものではないのであります。自分は直接關係は致しませぬけれども、唯今申しましたやうに最も確實であつて換貨も容易である、價格も變動が少いと云ふ點から供託としては國債を最も適當なものであると考へたのであります。

○菅原通敬君 今の八條子爵の御意見は至極御同感であります。政府委員は國債政策から割出したものでない、確實にして安全に換貨の出来易いものを選んだに過ぎぬと仰しやるが、銀行局長としては左様になつて居るか知らぬが、是は必ず國債政策から出て居るものと云はれるだらうと思ひます。大藏大臣をして云はしめたならば……總ての方面で擔保物として政府に提供すべきものは國債に限ると云ふ原則を定められて居るではありませんか

それを伺ひたい。

○政府委員(黒田英雄君) 其他の點に付きましては、ごうも大藏大臣に御説明を願はぬといかぬと思ひますが、此案を拵へまする上に於きましては、毫も我々は左様な考を頭の中に置いて居りませぬ、國債が最も確實で價格の變動も少く換貨が容易い、先程御述べになりました通りの趣旨を以ちまして、是が最も適當であること云ふ考から出ましたのであります、立案をなす上に於きはしては國債政策と云ふことを頭の中に置いて致した次第ではないのであります。

○菅原通敬君 其邊は元來政策なるものを公になさつて置く方が宜しいと思ふのであります、頭を匿して尻を匿さぬと云ふやうなことは甚だ徹底しないことであり、其處は暫く措きますが、茲に第九條に付て伺ひたいのは定期預金に對して供託を取ることになつて居りますが、是は一體どう云ふ御趣意でありますか、或は此貯蓄預金なるものが定期預金に變つて行く、其定期預金に變つたものを殊に貯蓄預金の變形であるから供託物を取つて置かなければならぬと云ふやうな御趣意であるかと思ふのであります、茲に定期預金と掲げられました以上は貯蓄預金が變形して定期預金になるもののみでなく、新たに矢張り定期預金を預ることが出来ることになり、普通銀行の場合に於ては、定期預金に對

して供託金を徴收して居らぬ、貯蓄銀行の定期預金に對しては供託金を取ると云ふことになり、此貯蓄銀行なるものは普通銀行と競争が出来ぬことになる、さなきだに貯蓄銀行の預金と云ふものは預金に制限をせられて居る爲に、營業の維持が困難であると云ふ場合に於て、定期預金を普通銀行と競争が出来ぬやうな状態に置かれるのは、どう云ふ譯でありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 定期預金に對しまして、供託を認めましたことは、唯今の御尋ねの通りであります、此定期預金に對しては御尋ねになりました通りに、貯蓄預金が相當の金額に達した時に、利子の高い定期に振替へると云ふ場合に、他の銀行に持つて行く不便を避けまして、定期預りが出来ること云ふことに致しました、定期預りにしましては、零碎なる金から積んだ金でありますから、之に對しても供託を致さぬと云ふ考であります、普通の定期預金と法文の上から見ますと、成程違つて來ると云ふことになり、趣旨が其處にあるのであります、普通銀行の定期預金よりも普通銀行に較べますれば、どうしても運用の範圍を制限されて來るから、利子に於て普通銀行よりも廉くなると云ふことは生ずるだらうと思ふのであります、隨て定期預金に致して有利な利益のある利子を得やうと云ふ考を持ちます者は、多く普通銀行に參りますのであります、貯蓄銀行の方に參

りますものは少ないと思ひます、隨て貯蓄の預金と云ふものは、大體に於て零碎の資金から積み上げたものが、大部分を占めるものと云ふ趣旨から致しまして、之に對して擔保供託を認めた次第であります。

○菅原通敬君 さう致しますると、貯蓄預金が或金額に達すると、定期預金に引直すと云ふ場合に於て、貯蓄銀行に置かずして、普通銀行に持つて行く方が有利になつて、貯蓄銀行に預ける者が少なくなり、貯蓄銀行と云ふものは非常に弱者の位置に立つことにならうと思ひますが、其處はどう云ふ御考でありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 一定金額に達しましても、それは多少利益があつても外に持つて行かうと云ふ事はどうも考へられないのであります、利子は低い一方に於ては潰れる事はない、最も確實なるものであると云ふ事が一方にあるのでありますから、さう云ふやうな零碎な資金から粒々辛苦して積上げた所の金は、多くは左様な外の方の僅かな金利に眼を眩んで持つて行くこと云ふよりも、確實なる銀行に預けて置くこと云ふことに、大體に於てなるのでないかと考へて居るのであります、それとも外に持つて行つて少しでも高い所に持つて行かうと云ふものがありまして、それはどうも已むを得ませぬ、又左様なのは或は相當な金額になり普通の預金としても外に持つて行くと思ふ、是は致し方ないと考へ

て居ります。

○男爵小畑大太郎君 段々御尋ねでございましたが定期預金は多くの場合に供託する國債の利廻りよりも多いと思ふ、さうしますると營利會社にさう云ふことが強ひられませうかどうでありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 唯今の御尋のやうに定期預金の利率は、必しも國債の利率よりも高いとはされないやうに考へるのであります、尙ほ貯蓄銀行が預ります定期預金は、どうしても普通銀行よりは幾分低利になるだらうと云ふことは免かれないと考へます、それは一方に無限責任を以て擔保を要することもありますので、自然に此金利は廉くなることは已むを得ませぬ、國債の利廻りよりも常に高いと云ふことは、それはありませぬやうに考へて居ります。

○男爵小畑大太郎君 さうしますると、唯今菅原君から御尋ねになつたやうに、どうしても貯蓄銀行の定期は普通銀行に變つて行つて、貯蓄銀行は非常に弱者の地に立たなければならぬと云ふことの結果にならなければならぬと云ふことを心配いたします。

○政府委員(黒田英雄君) 貯蓄銀行は我々はさう考へないのであります、經濟が取れると考へるのであります、二三の貯蓄銀行者は定期預金は取付けないと云ふ位に申して居る者も

あるのであります、貯蓄銀行の本業は第一條にあるのであります、それ故に定期預金は附隨の業務に致したやうな次第であります、是は貯蓄預金者が相當の金額に達した金を預つて呉れと云ふ、それを外の銀行に持つて行けと云ふことは如何にも不便であるから、之を預かると云ふことを認めたのであります、貯蓄の定期預金は普通銀行と競争して争はなければならぬと云ふことは、どうも必要はないと考へて居ります。

○八木久兵衛君 ちよつと伺ひますが、供託金に要します國債或は有價證券の如きは、額面の金額を以て御預りになりますか、又時價を以て御預りになりますか。

○政府委員(黒田英雄君) 時價を以て供託せしむることに致します。

○八木久兵衛君 さうしますと、契約いたしました時分には、時價に直しまして供託をしなければならぬやうになりますか。

○政府委員(黒田英雄君) 是は此條文で御承知の通りに、半期毎に變へるのであります、半期毎に變へます時に、若し時價が下つて居りますれば、自然に供託いたしまするものは三分の一に達するまで増擔保になると云ふ結果になると思ひます。

○子爵渡邊千冬君 定期預金で伺ひたいと思ひますが、從來銀行の預金利率の協定と云ふものが出来ましてから以後、能く銀行の看板は二つある、一方は親銀行一方は貯蓄銀行と

ある、貯蓄の方で協定を破つて、其處で定期預金を付けること云ふ例があるやうに聞いて居ります、唯今政府委員の御話の普通銀行より貯蓄銀行の方は利率が低いと云ふことであります、私の知つて居る所では高い例も折々認めて居ります、若し私の申すことが事實でありますならば、是はそれに對して矢張り國債を供託すること云ふ事は、少し慘酷でないかと思はれる、もう一つ政府の御方針に付てどうかと思ひますのは、どうも定期になれば普通の銀行に行つても已むを得ないと云ふことであります、貯蓄銀行と云ふものは、所謂公益機關と云ふやうな精神が、此法案の全部に現はれて居ります、成べく長く……貯蓄銀行に持つて行きさへすれば、幾らでも定期預金になつて、終ひには有價證券でも交付せられると云ふまでに人民の保護者となつて、資金を預かると云ふ位にまでして戴きたいと思ひます、定期預金が少し餘計になれば普通の銀行に持つて行つても差支ないと云ふのは、全體の精神から言つて違つて居りはしないかと思ふのであります、此邊はどう云ふことでありますか、もう一度伺ひたいと思ひます。

○政府委員(黒田英雄君) 第一の御尋は、定期預金の利率の點でありましたが、是は今日に於ては貯蓄銀行は親銀行の子銀行として、預金を普通銀行の資金に使ふ、或は貯蓄銀行それ自身が運用する爲に、或は普通銀行よりも高率に預りましても、運用の途があるので

ありますから、高率に預かる場合もあるか知らぬと思ひますが、今後には運用の途を制限致しますから、高率に預かることは困難で、自然に普通銀行より安くなること云ふことを豫想して居る次第であります、それ故に今日と今後とは自から事情が違ふやうに考へて居ります、それから第二の御尋の點に付きましては、勿論此貯蓄預金者の相當の額になつた時に、普通銀行に持つて行くことを希望する譯でない、已むを得ないと申しましたのは、預金者の方で危険を冒して持つて行かうと云ふを、防がうと云ふことも困難であらうと云ふことを申し上げたに過ぎない、大體の趣旨を致しましては、それは零碎の金を積んだのであるから、普通銀行に持つて行かなければならぬと云ふやうなことがないやうに、此貯蓄銀行で定期預金として幾分有利に預つてやると云ふことが、御意見のやうに……十分それに副ふやうにそれで貯蓄銀行の中に定期預金を入れたやうな次第、其趣旨に勿論相當金額に達したならば定期預金として預つて、擔保を供託して確實に保管してやると云ふことが、最も望ましいことと考へて居りますが、預金者の方でさう云ふことを致す時にはさう云ふ途がないと云ふことを申し上げたに過ぎないのであります。

○子爵渡邊子冬君 政府が貯蓄銀行は定期貯蓄を望まれない御方針で、斯う云ふ案を作つたとは申さないのであります、さう云ふ筈がないのであります、詰り供託問題に關してさ

う云ふ懸念が起つて来るが、八條子爵の言はれた國債と云ふやうな嚴格な意味になつて居りますから、從來と違つてそれを以て御満足になつて居るのが腑に落ちない、定期預金になつて安心し置けると云ふ事に爲さつたら宜からう、國債と云ふことを止めて地方債を入れても、大藏大臣が監督して居られるのであるから、従つて定期預金に持つて行つても一生安心して外の銀行の利の高い所を漁つて歩くことはなくなつて來はしないか、是は立法の精神に矛盾したことはないか、公法人だと云ふことを言ふのでない、此邊は御心配になつて斯う云ふ御立案になつたのであります、それを御尋を致します。

○政府委員(黒田英雄君) それは根本の御議論になります、元來貯蓄預金、定期預金に限らず、貯金預金に付ても全體の銀行より全體に於て資金を運用する點を制限して居るのでありますから、どうしても利殖の點に於て幾分普通銀行よりは不自由になるだらうと云ふことはどうも免れぬ、根本に於て確實安全と云ふことを第一と致しまして、利息は先づ第二と致したのであります、經濟界に如何なる變動があり、如何なる事情があつても其元は勿論失ふことがないこと云ふ風にしたいと云ふ趣旨から、確實に重きを置きましたから、自然利息の方に於ては普通銀行のやうに十分に行かない點があると云ふことは免れないこと考へて居るのであります、それは根本でありますから、定期預金に限つた問題ではないと

考へて居るのであります、尙ほ序に先程申落したやうでありますから附加へて置きますが、供託法に付ても實は貯金者が一定の額に達して定期預金にした時に、定期預金になつたならば、供託がないと云ふことになれば非常に誤解を來たすのでありまして、現行法が既にさう云ふことになつて居る、貯蓄銀行に預ければ擔保の供託があるものだ云うて居ると貯蓄に限つて居る、或部分はそれに對して供託がある、或部分は無いので、預けて居る者はすつと供託があると云ふことが宜いのでないかと云ふ點も多少加味して居る、左様御承知を願ひます。

○子爵渡邊千冬君 定期預金に供託がないと宜いと申すのでない、もう少し御寛大に御制定になつたら宜くないかと思ひます、殊に近來地方の費用に中央の政府が補助することが段々殖えて來る場合に、八條子爵の仰せられるやうに、地方債發行を容易ならしめることは非常に必要なことと思ひますが、今申すやうな理論が生ずることは大變遺憾に思ふ、貯蓄銀行が親銀行と離れて獨立して行かなければならぬのでありますから、出來得るだけ普通銀行が獨立して行けるやうにしてやつて行かなければならぬと思ふのであります、之を御入れにならないのは、要するに處分が出來ないと云ふ御考でありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 大體左様でございます、地方債の中には勿論利率の點に於ては

劣らぬものもありますが、普通地方債と申しますと、極く本統の地方的に、直ぐ何處でも金になると云ふ所が困難なものが多々あるやうに考へます。

○男爵小畑大太郎君 私は九條の二段であります、『前項の受入金額は毎年末日現在に依り之を定む』とございますが、供託される國債額を算出する時分に半期末に現在の數に爲さつたのはどう云ふ譯であるか、若し茲に減少せらるゝと云ふやうなことがあるならば、一方で預金支拂の擔保に減少して供託を要求して居る、其點に齟齬するやうな點があるやうに思ふ、如何でありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 是は現行法の或るものを費用したのでありまして、事實之を變へますと云ふと非常に煩はしいことになりますので、先づ半期末で以て標準に取つた次第であります、別に其他に興味はないのであります。

○男爵小畑大太郎君 さう致しますと、茲に酷い減少と云ふこともありますまいか、減少されても差支ない譯になります。

○政府委員(黒田英雄君) 末日に行きましても特に引出して少なくすると云ふやうなことがありますれば、是は茲に何等か計算上で殊更に使つて出したと云ふやうなことがありませんれば、十分監督上やかましく申すのであります、預金者が實際出して減つたならば致し

方がないと思ひます。

○子爵八條隆正君　もう一應伺ひますが、第九條の『但し供託金額中受入金額の四分の一を越ゆる額に付ては第十一條第一項第一號の有價證券を以て國債に代ふることを得』斯うありますが、第十一條第一項と云ふ所を見ますと『國債、地方債、社債又は株式の應募、引受又は買入』と斯うあります、而して第十一條の第二項を見ますと全国各地の社債及株式に付ては其種類を定め王務大臣の認可を受くべしと斯うあるのであります、従つて第九條の供託に充つる有價證券も矢張り大藏大臣の認可を受くる、斯う云ふことに解釋して宜しうございますか。

○政府委員(黒田英雄君)　左様でございます其通りであります。

○子爵八條隆正君　さう致しますと先程御話の地方債中には確實なるものも、不確實なるものもあるのは言ふを俟たぬのでありますが、大藏大臣が供託物に充つる場合に於て、其他方債はいけない、此地方債は宜いと云ふことになりますならばですな、宜しからうと思ひます、勿論第十一條の第二項に社債株式とあつて地方債を含んで居りませぬが、若し第九條を修正するものとすれば、第十一條の方の第二項も『地方債、社債、及株式』と斯う修正したら歩み合が取れるやうに思ひますが如何ですか。

○政府委員(黒田英雄君)　是はごうも地方債と國債とに付きましては、先程申し上げたやうにごうも國債の方が勝つて居る、國債が一番確實で安全で適當であると考へて居りますが地方債になりますと、唯今大藏大臣が認可をしましたものと云ふことを附けますことも不適當であらうと思ひます、其上に地方債に付きましては、大藏大臣が認可をしますと云ふと、社債株式みたやうなものは、政府のものご違ひまして、公共團體のものでありますから、ごうも困難のやうに考へて居る次第であります。

○男爵小畑太郎君　近時色々起ります此銀行の事件と云ふものは多くの場合重役の兼業と云ふことが主内をなすことが多いのでございますが、今回之を禁せられぬと云ふのはどう云ふ理由でありますか。

○政府委員(黒田英雄君)　重役が他の業務を営むを何故禁じないかと云ふ御尋であります、是は重役が他の業務を営みましても、重役の業務と事業と、銀行と云ふものとの關係に付きましては、是は區別して居ります、此間に關係を持つことを容さないのであります、殊に此取締役が銀行と取引すると云ふやうなことは監査役の承認を要することであり、それから、十分に區別は付て居りますから、其以外の銀行と全く別個の事業を営むと云ふことは、是は銀行と何等關係ないことであり、此點に付ては十分差支へないと思へて

居る次第であります。

(貴、委、大正一〇、三、一二二)

○男爵小畑大太郎君 今度は第九條の供託金のことでございますが、是は現行法に依りますと『預金總高の四分の一より少からざる金額を利付國債證券又は地方債證券に供へ置き之を供託所に預け入るべし』とありますのですか、衆議院に於きまして或る一議員からの質問に對して御答辯がありますのに、預金の總額は九年の上半期は五億三千七百餘萬圓であるのに對し、國債は一億三千四百萬圓供託になつて居ると云ふ御話でありますが、さう致しますと是は四分の一よりは少い様に考へて居りますが、現行法では餘ほど寛大に御處置になつて居らるゝのでございますか、それから同様に對して御答は、八年の未の供託國債證券と云ふものは五千八百餘萬圓である、所で今度改正案に依ると云ふと、二億九千餘萬圓要ると云ふ話でございますが、是もちよつと算出に私は疑問を抱いて居るのでございますが、實際改正法に依つて供託しなければならぬ國債の高と云ふものは、どの位の豫想でございますか、其數を承りたうございます。

○政府委員(黒田英雄君) 衆議院に於て答辯いたしましたのは、現在供託を要します預金がどれ位あるかと申しますると云ふと五億三千七百餘萬圓でございます、是は即ち現在貯蓄

銀行は貯蓄預金と普通預金を取扱つて居りますから、現在は貯蓄銀行が所謂貯蓄預金として取扱つて居りますものを見ますと、五億三千七百餘萬圓であると申し上げました、之に對しまして今後は四分の一だけは國債を以て供託しなければならぬのでありますから、其四分の一の金額を見ますと一億三千四百萬圓が丁度其四分の一に當ると云ふ事を申し上げたのであります、然に現在貯蓄銀行で持つて居ります國債を見ますと一億三千九百餘萬圓でありまして、此供託を致しましたよりは少し多く國債證券を所有いたして居るのであります、唯現在供託して居るのは五千八百餘萬圓でありますが、是は現在は四分の一を供託をしなければならぬ國債證券又は地方債證券とありますから、其地方債證券を以て供託いたして居る部分が澤山あるのであります、尙ほ資本金の年額以上になりますと云ふと、他の有價證券又は商業手形を以て供託が出来ること云ふ事になつて居りますから、さう云ふ風に資本金の半ば以上に亘つて居る銀行も多々あるのであります、従つて此國債の供託を致して居る部分は割合に少くなつて居る次第であります、夫から二億幾らと云ふ總數を申し上げますと記憶いたして居りますが、是は單純な豫想を取敢へず申上げましたので、餘り根據はないのであります、是は今後預金がどれ位殖えるとか、或は普通預金であるものが貯蓄預金に變り、或は定期預金に對し今度供託をしなくてはならぬ、其他公金預金と云ふ

風なものに皆供託が要る様になつて來ますと云ふと、それ位に上るであらうと云ふ豫想を
確か申上げましたかと記憶致して居ります。

○男爵小畑大太郎君 分りました。

第四項 第十條乃至第十四條に對する應答

第十條 預金者及第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者
ハ其ノ預金及給付金ニ關シテハ前條ノ規定ニ依リテ供託シタル國
債及有價證券ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス
第十一條 貯蓄銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ資金ヲ運用スルコト
ヲ得ス

- 一 國債、地方債、社債又ハ株式ノ應募、引受又ハ買入
- 二 國債其ノ他前號ニ掲クル有價證券ヲ質トスル貸付
- 三 不動産ヲ抵當トスル貸付
- 四 預金者ニ對シ其ノ預金額ヲ限度トスル貸付

(146)

- 五 第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ニ對シ其ノ
給付金額ヲ限度トスル貸付
 - 六 業行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金
 - 七 銀行引受手形ノ買入
- 前項ニ規定スル社債及株式ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ主務大臣ノ認
可ヲ受クヘシ

(衆、委、大正一〇、三、二)

(147)

○紫安新九郎君 此十一條の規定であります、銀行が其資金の運用をするに當りましては、
随分機敏を要することもあるだらうと存じます、然るに銀行が社債又は株式の應募引受、
又は買入に際しては、主務大臣の認可を受けなければならぬと云ふことになりましたと、
銀行は時々資金の運用に對して、機會を逸する虞がありはしないかと思ふ、此點に就て政
府の御所見を伺ひます。

○黒田政府委員 十一條の資金運用に於て社債株式の應募とありますのは、新設會社の株
式を應募するやうな場合は殆ど稀でありまして、既に成立せる基礎の確實なもの、其社債

若は株式も價格の變動が餘り無い、確實であると考へて居りますものに就て、或は増株を致しますやうなときに應募するやうな場合は増株を致しますやうなときに應募するやうな場合が多いのでありますから、其他引受とか買入等に就きましても、既存の會社の株式若くは社債がありますから、是等は全體其銀行が資金運用として持ち得る現在あります會社の株とか社債とか云ふものは、大體を銀行の御指定に依りまして、先づ最初に定めて置きますから、さう時々新たに之を今直ぐ取りたい、或は持ちたい、或は擔保に取りたいから認可して呉れと云ふ風の事は、多く起らないと考へて居ります、大體是等のものは宜いと云ふこと決つて居りますれば、其株でありますれば、若は其社債でありますれば、買入れるとか若くは擔保に取るとか云ふことを、隨時行つて行くのであります、新たに急にさう云ふ必要が起つて來ると云ふことは、大體ないやうに考へて居ります。

○上田彌兵衛君 此公債と云ふことは、是は外に危險を防止する方法は無いのでありますから、成程有價證券と致しますると、公債よりも價格の變動が激しくありますけれども、其變動に依て生ずる危險を防止する機關が一方にありますから、此方が餘程自己の財産を擁護する上に於て、銀行業として樂だらうと思ひます、之を申上げたのであります、それから第十一條に社債株式に關しまして、第四項に預金者に對して貸付をしまする擔保品に

對しても、認可を受けるのであります、若し認可を受けるとすると、其時期を失ひ、又取引が澁滞を來すやうな虞がありますが、若し貸付に對して有價證券をも許可を得なければならぬことになるかと云ふと、餘程貸付上又は事務上困難と思ひますが、此點を一寸伺ひます。

○黒田政府委員 只今の御尋は第十一條の第四項に就てありませうか。

○上田彌兵衛君 はい、さうであります。

○黒田政府委員 必しも擔保を取るのではなく、預金者に對して預金の額だけ貸付けるのでありますから、預金が擔保になるのであります、他の擔保を取らぬとは、是は銀行の自由であります、假りに取りますれば、其等は別に此所に制限は置いて居らないのであります、それからして御尋の方は五項の方ではありませんか——五項の方に就きましては、此第十三條の第三項に「第十一條第一項第五號の貸付金額中既に受入れたる金額を超過する額に付ては確實なる擔保又は保證あることを要す」此事に就ての御疑かと考へるのではありませんが、是は給付金の債務者と申しますのは、或は月々金を積立て、行くど云ふ風なものであります、千圓なら千圓を給付する、毎月それに對して十圓なら十圓を積立てると云ふ風なものに對して、未だ千圓に對する積立がないに拘らず、千圓と云ふものは貸

付を致すのでありますから、既に拂込みました金額以上の貸付になりますから、其受入れた金額を超過する額に就きましたは、確實なる擔保とか若くは他の保證を出させなければならぬ、無擔保でいけないと云ふ規定をしたのであります、此確實なる擔保若くは保證と云ふものは、是は銀行の自由でありまして、特に大藏大臣の認可は要しないのであります、大藏大臣の認可を要しますのは、第十一條の第一項の第一號の社債株式——其株式を質として二號の貸付を付するものだけが必要でありまして、是は一應さう云ふものに就ては、其時に臨んで斯う云ふものを取りたいと云ふことを銀行から申立てますれば、それが適當のものでありますならば許して置きますから、一々貸付をする毎に認可を受ける必要はないのであります。

○武内作平君 それから第十一條であります、前にも一寸ごなたか御質問になつた第十一條の『前項に規定する社債及株式に付ては其の種類を定め主務大臣の認可を受くべし』と云ふ事でありまして、ごなたかの御尋ねになつた様に、其時一々現今の如く多數の株があるのに、それで認可を機敏に都合好く受けること云ふことは、到底不可能な事と思ひますが、惟ふに政府の方では、矢張日本銀行が何か擔保は取る株券などは定めてありますが、あ、云ふやうな風にも限定して居たならば、宜しいと云ふ風に、寧ろ法文は斯う書いてあり

ますが、實際は政府の方で或る株券を限定して、其趣旨に従はしめると云ふ御趣意ではありませぬか、大體さう云ふ御方針であるならば、株式と云ふものは日本銀行の見返擔保品のやうなもの位な程度になさる御積りでありますか、もつと範圍を廣くなさる御積りでありますか。

○黒田政府委員 大體御尋のやうに、一々其都度認可を申請すると云ふことにはなるまいかと考へて居りまして、大體銀行が、初には希望するものは無論申請して參るだらうと思ひます、其時に大體の標準を定めて置きました、斯う云ふものが宜からうと——先程一寸ごなたかの御尋に就て今具體的に其標準若くは、どう云ふものと云ふ事を申上げることが出来ませぬが、特別の法令で以て設立した或は特殊銀行とか、特殊會社の債券と云ふ風なもの、恐くは認可する中に入れるであらうと云ふことを申上げましたやうに、大體の標準を定めまして、向ふから希望するもの、中、斯う云ふものは大體宜しいと云ふ事を定めまして、銀行がそれを皆な承知するやうに致して置く積りでありますから、其範圍に於ては銀行は最早其後一々認可を経ぬでもやつて行ける、唯だそれより以外の新しいものを取りたいと云ふ風なことがありましたときには、其際已むを得ず其都度認可を申請しなければならぬことになるだらうと考へます、尙ほ日本銀行が見返擔保品として居るものに限る

か、それより廣いかと云ふことに就ては、一寸明言することが困難でありまして、御承知の通り見返擔保品は日本銀行は公表致して居りませぬから、見返擔保品と同じだと云ふことを申し上げますれば、こちらへ知れたものが見返擔保品に取つて居るものとなる、それより狭いと云へばそれと同じものが中にあると云ふことになりまして、是は只今一寸申上げるのに困難と考へますが、大體の標準は定めて置きまして、さう一々其都度認可をしなくても、濟むやうな事にしたと考へて居ります。

○白井博之君 それからも一つは此第十一條第一號の社債又は株式の應募、引受又は買入の出來ます株券の種類、是は紫安君からも先刻御質問がありましたやうであります、どうも株券を買入れる爲めに、其都度大藏大臣に申請して許可を得ると云ふことになりますと、買入の時機も失します、又應募の期間も失ふと云ふことになりまして、豫め相當なる標準を立てて、此邊の株は宜しいと云ふやうな御取扱になることと存じますが、御差支がなければ今日御考になつて居る所の、標準となるべき株の種類等を御聴したいと思ひます如何ですか。

○黒田政府委員 尙ほ次に御尋の有價證券の種類に就ては、一寸今日此處で申上げると云ふことは甚だ困難であります、大體特別な法令を以て設立された會社の債券と云ふやう

なものは、勿論認められることと考へて居りますが、其他の色々な事業會社の株券債券に就ては、相當の標準を考へて居りますけれども、一寸此所で申上げるまで固まつて居りませぬから、其點は御免しを願ひたいと思ひます、勿論之を施行致しまする時に持つて居りますものは、前にも申上げましたやうに、三年以内に更正しなければならぬので、三年間は先づ持つて居ることが出来るのでありますから、施行致しまする際には買ふ物に就ては、どう云ふ物を持ちたいと云ふやうなことは、自ら今持つて居る物に就て勿論判断致しまして、施行の上に支障のないやうに致したいと云ふ考を持つて居るのであります、それ位の程度で御免して願ひたいと思ひます。

(衆、委、大正一〇、三、四)

○高見之通君 今一つ御尋して置きたい事は、是は當業者が大變考へて居る事ですが、第十一條の第二項に『前項に規定する社債及株式に付ては其の種類を定め主務大臣の認可を受くべし』とあるは、是は何か特別の標準でもあるのであります、又其寛嚴の程度はどう其標準に依るのであります、地方に於ては一々認可を受けると云ふことは不便であるから、此規定は寧ろ削除して呉れと云ふ希望もあるらしいのです。

○黒田政府委員 第十一條第二項の規定を削除すると云ふ御話もありますが、是は最も必

要な規定でありまして、之を削除致しましては、貯蓄銀行は全く今日の貯蓄銀行と何等變る所がないやうになるのであります、是は最も重要な規定でありますから、削除することには御同意致し兼ねるのであります、尙ほ此程度はさう云ふ標準であるかと云ふことであります、それは前會にも御尋があつて申上げました通り、未だ一定の標準を定めた譯ではありませぬ、又如何なるものを認めて、如何なるものを認めないかと云ふことを、判然と物に就て申上げる事は困難であります、大體一定の標準を定めて置きまして、確實にして價格の變動が激しくないものに就て、種類を定めたいと云ふ考を持つて居ります、如何に確實なる會社の株で、如何に市場に於て流通致して居りまして、價格の變動が非常に激しいものなどは、是は貯蓄銀行として所有することを認めない考でございます、確實の上に價格の變動の少なきものに就きましては、標準を定めて置きまして、それに依て認可を致す考を持つて居ります、それでありまして認められないものは、不確實だと云ふ譯ではありませぬ。

○平田民之助君 只今の御質問に就てはありますが、其種類は示して置くことと云ふことでありますから、其點はそれで宜しいと思つて居りますが、確實なる會社が募集する株式なり社債に對して、地方にある貯蓄銀行が應募しやうと云ふ時分に、御承知の通りさう云ふもの、募

集期間は短いものでありますから、さう云ふ場合に認可を受けることは困難かと思ひます、それに就ての御考は如何ですか。

○黒田政府委員 それは前にも申しましたが、地方に新に出来ましたやうな會社の株式に募集しますのには、成程時機を失ふ事が出来すけれども、一體此規定を置きましたのは、大體既に認められるある會社が増資を致したときに、それに、應ずるやうな場合を豫想致したのであります、まださう云ふ風に經營されるか分らない會社、それも法律に依て政府の保障がある特殊の會社と云ふやうなものであれば、初めから應募して差支ないと思ひますが、地方に於ける會社の株は、多くの場合に於て初めから認めることは困難であると思へて居ります、大體さう云ふものを認められないと思ひます。

○海江田準一郎君 第十一條の第一項第三號不動産を抵當とする貸付、此抵當と申しますと根抵當もござりますが、是は矢張其方も意味するのであります。

○黒田政府委員 抵當の中には、根抵當も含み得ること、考へて居るのであります。

(貴、委、大正一〇、三、一八)

○男爵小畑大太郎君 第十一條の資金運用に關聯して、第一條の第一項の預金、第三項の所謂据置貯金、並に第四項の定期積金に對して、前者は預金額を限度とし、後者は給付金

額を限度として貸付けるのでありますが、其額の三分の一を供託する理由はどうか云ふ譯でありますか、それを説明しますると、預金は預主に對しては銀行から純然たる債務ではありませぬが、准債務と申しませうか、債權者たる預け主でありますから、一方銀行が貸付をすると、今度は銀行が債權者となつて相殺された形になりまするに拘はらず、尙ほ且供託金を強ふると云ふ理由はどうか云ふものでありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 是は貸付金とは申すまでもない別個の債權債務でありまして、又殊に此積金、据置貯金と云ふやうなものに付ては一定の期限がありますから、其期限と貸付期限とは必ずしも一致しては居りませぬ、多くの場合に於て貸付はそれよりも短期になるのであります、でありますから必ずしも此預金と云ふものをその擔保にして置くこと云ふ事は出來ないのであります、單純に見合ますると云ふ形にはなりますが、多くは是は左様な意見をして居る人は、銀行と普通やつて居りますが、一年位積金が濟んで、十分に其人に信用がある、其人は漸次貯金をして行く、規則正しく貯金して行く人であると云ふやうに信用のある人に多く貸すのであります、それ故に必ずしもそれを擔保にして置くこと云ふ譯でないのであります、旁々一方に貸金があるからと云つて、預金は預金として別個に取扱ふことが至當であると云ふ爲に、之に對しても供託を命じたのであります。

○子爵渡邊千冬君 第十一條であります、不動産以外の物を擔保として……貨物と云ひますか、取つて貸付をするに云ふことは許可しない御方針のやうであります、私の承はる所に依りますれば、或る縣などでは、米を倉庫に入れます、其倉庫證券を擔保に金を貸すと云ふ習慣等があるやうに承はつたのであります、さう云ふ或特別の貨物に限りまして其倉庫證券等の擔保として貸付をしても、必しも危険でないと思ふのであります、さう云ふことは絶対に御許しにならない御方針でありますか。

○政府委員(黒田英雄君) それは許しませぬ方針であります、成るほど或特殊の品物に付きましては、確實なものもあるかと考へますが、全體のものと致しまして、第十一條は貯蓄預金者を保護しますので、貯蓄預金に付て缺損を來すやうなことはないやうにご云ふ趣旨から出たのでありますから、一二確實のものがありません、全體と致しまして危険の虞れあるものに付きましては、之を認めない趣意であります。

○子爵渡邊千冬君 第七號の銀行引受手形の買入と云ふことは、どうか云ふことでございますか。

○政府委員(黒田英雄君) 是は第六號に、既に銀行への預け金を認めて居る、或銀行が既に引受けて居りますれば、其銀行に對して一の債權になりますから、それを買入れると云

ふことは、矢張り一つの銀行に對して預金をすると同様の趣旨から致して、之を認めたのであります。

○子爵渡邊千冬君 手形の割引のことは御許しになるのでありますか、銀行が引受けた場合……

○政府委員(黒田英雄君) 是は手形の買入れのみを實は認めたので、是は嚴格なる法律の上から見ると、割引であると思ふ議論になるだらうと思ひますが、其銀行が引受けて居る手形を買入れる、或は之を嚴格の意味に於て割引だと思ふ議論がありますれば、割引になりますか、其場合のみを認めたのであります。

○子爵渡邊千冬君 此銀行と云ふものはどう云ふ銀行と取引するにしても、一體金額の總額に制限がありますが、其銀行に付ては御監督になるのでありますか、例へば或銀行と馴合つて曖昧な手形を引受けさせて、さうしてそれを買入れて來る、それは或一つの銀行に對する貸付のことは制限があるに拘らず、それを超過する爲にさう云ふ馴合事をやる虞れがありはせぬかと思ひますが、其邊は何か御監督の方法が御有りになるのでありますか、それを御尋いたします。

○政府委員(黒田英雄君) 是は勿論確實なる銀行に對して致すことではありますが、監督上

に於きましても如何なる銀行に預けて居るか、又如何なる銀行の手形を割引くかと云ふことに付きまして、時々相當の監督を致して、不確實なる銀行に預けて居りますれば、之を變へさせることに致したい考を有つて居ります。

○菅原通敬君 此第十一條の第一項の第一號の、株式の應募引受と云ふ事を認めて居りますが、貯蓄銀行の營業方法の知きは最も確實にして安全なるものでなければならぬと云ふ御趣意と承つて居るのですが、株式の應募引受と云ふものは、なか／＼危険なものもあると思ふ、勿論第二項に於て『其種類を定め主務大臣の認可を受くへし』と云ふ事になつて居りますから、危険な様なものに付ては認可をせぬのである、斯う云ふ御説明にならうと思ひますが、元來株式の應募引受の如きは銀行としてやるべき當然の仕事でないと思ひます、寧ろ矢張り信託會社等の事業として行かなければならぬ、多少危険性を帯びて居る仕事であります、精神上に於て然るものであれば、最も確實安全を主義としなければならぬ貯蓄銀行等にやらせると云ふことは、假令大藏大臣の認可があるとしても主義の上に於て斯う云ふものを認めて居らぬやうに思ひます、御省きになるやうな御考はないのでありますか、又假令大藏大臣の認可があるとしても、株式の應募引受の如きは極く時期を急ぐものであります、大藏大臣の認可を得て悠々とそれに應ずることが、引受けるとか云ふ餘裕

のあるものでない、此處に掲げてありましても、實行上殆ど不能のことであらうと思ひます、斯様な規定を條文に設けて置く必要はないと思ひますが、之を御省きになつたらそんなものであるかと云ふことが一つ、それから不動産を抵當とする貸付、是は確實安全と云ふ方から云へば、確實安全に違ひないが、併ながら成るべく換價し易い方法を執らせると云ふ趣意から云ふと、不動産に對する貸付と云ふことは、どうも餘り貯蓄銀行の資金の運用の方法として、至當のものでないやうに思ひます、之に對する御考を伺ひたうございます。

○政府委員(黒田英雄君) 此株式の應募引受を認めましたのは、御説の通り色々會社の株を應募引受するのは、随分危険を伴ふことと考へて居りますが、之を認めましたのは現在認可を受けてやつて居ります所の、確實の會社が株を増資します場合に於て、現在株主に割當ると云ふやうな風の引受が出来ないと云ふ風な事がありましたは、極めて不便であると云ふので、さう云ふ既に成立して長い間營業して、是は確實であるとして認めて居る所の會社が株を増資する場合に於ては、引受を認めて差支なからうではないかと云ふ事で認めましたので、一般に新に成立したる會社に對して悉く應募したり引受ける事は、大體に於て認めませぬ積であります、それ故に茲に之を存して置きましても、別に弊害はない

いと考へるのでありますから、此儘御認めを願ひたいと思ひます、第三の不動産を抵當とする貸付は、是は確實ではありませんが、換價するに不便ではないかと云ふ御尋であります、是は御尋ねの通り確實ではありませんが、幾分か換價するに不便がある場合もないのではないのでありますから、此貸付は大體預金を以て之を運用する事は避くべきものでありまして、預金は主として第一號第二號に之を使用すべきもので、銀行への預け金に致すべきが至當と思ひます、それ故に第十二條に於きまして、不動産の貸付金の總額 拂込資金及び準備金の總額を越ゆることが出来ぬと云ふことになつて居ります。

○菅原通敬君 先程供託物件に地方債を加へることに付て安全確實であるかも知れぬが、義務的のもので換價しにくいものである、それで之を探らぬ、斯う云ふ事を説明せられた、さうすると第十一條の資金運用の場合に不動産は換價しにくいものであるが、確實安全であるから其方に資金を運用させると云ふ御説明は、少しく矛盾して居るやうに思ひますがそこはごんなものでありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 九條の方は此供託の方を申したのであります、是は全く預金の支拂に對する擔保になつて居りますから、換價し易いものであることが實際必要であります、十一條の方は是は銀行の資本金積立金預金全部に付きましたの運用でありますか

ら、今申しましたやうに不動産は他の物に比較して多少不便なることがありましても、是は大體に於て今申しましたやうに、拂込資本金及び準備金に限つた趣旨はそこにあるのでありまして、大體さう云ふことに向けるのでありまして、預金を以てさう云ふ方に向けると云ふ趣旨ではないのであります。

第十二條 貯蓄銀行ノ所有シ又ハ貸付金若ハ預ケ金ノ擔保トシテ受
入ルル一會社ノ株式ハ該會社ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條 一人ニ對スル貸付金額ハ拂込資本金及準備金ノ十分ノ一
ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第三號ノ規定ニ依ル貸付金ノ總額ハ拂込資本金及
準備金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第五號ノ貸付金額中既ニ受入レタル金額ヲ超過ス
ル額ニ付テハ確實ナル擔保又ハ保證アルコトヲ要ス

(衆、委、大正一〇、三、四)

○高見之通君 第十三條第一項の一人に對する貸付金額の事に就て一寸聽いて置きたい、

是は今日經濟社會及貯蓄銀行預金高などから考へて見まして、拂込資本金及準備金と云ふものを基礎にして、貸付金額の標準を取ることが妥當であるか否や、寧ろ是は今日は預金と云ふものが非常な金額に上つて居るのでありますから、預金を基礎にして、標準を置くべきものでないかと云ふ感じがあるのであります。特に標準を拂込資本金及準備金と云ふ所に置かれたのはどう云ふ譯ですか。

○黒田政府委員 十三條に於きまして、一人に對する貸付金額を制限致します趣旨に就ては、別に御異存はないやうであります。其標準を拂込資本金及準備金に取つたのはどう云ふ譯であるか、何故に預金を此標準の中に入れなかつたかと云ふ御尋であります。元來預金は常に變動致すものであります。増減常なきものでありますから、之を標準に取りますのは第一不便であります。それから此預金は元來が左様に増減致すものであつて、引出されたり或は預けられたりするものでありますから、是等は早く換價し得る所のものに運用すると云ふことが、趣旨でありまして、成べく國債とか、或は公債其他の有價證券と云ふ風なもの、或は銀行に對する預け金と云ふ風に、早く換價し得るものに放資して置くと云ふことを趣旨とするのであります。之を色々な貸付にして固定する固定する——と言つては語弊がありますけれども、稍々固定する貸付金に之を運用すると云ふ事は

本旨でないのでありますから、それを茲に標準に取りますのは、如何にもそれを貸付金に運用すると云ふことが、本來の趣旨であるかのやうに誤解を懐くことにもなるのでありますから、隨て此標準に取りました次第であります、尙ほ此資本金積立金と云ふものは既に決つて居るのでありますから、大體其運用する所の積立金資本金と云ふものを、ざれ位に一人に分けるが宜しいかと云ふことから致しまして、凡そ十分の一ならば適當であらうと云ふ考を以ちまして、それを標準にしたのであります、現に正金銀行の定款などにも、一人に對する貸付制限を致す上に於て、資本金と云ふものを標準に取つて居るのであります、農工銀行などに於ても、定款に貸付の制限を置きます上に資本金を標準に取つて十分の一とか、或は二十分の一とか云ふやうに致して居ります、其等の例もあることでありますから、前申上げたやうな理由の下に、資本金及準備金を標準に取りました次第であります。

○高見之通君 それは成程預金と云ふものは多くなつたり少くなつたりするか、動搖常ないこと云ふ事はさうだらうけれども、今日の預金と云ふものは、昔と違つて非常な額に上つて居る、正金銀行の資本額などを標準にする譯には行かぬと思ふ、一般の貯蓄銀行など、云ふものは、抑々出來た時には近所隣りの金などを預つて居つたのが段々發展して今日

のやうな貯蓄銀行條例とか、貯蓄銀行法とか云ふものが出來るやうに進んで來たのであるそれ故にさう云ふ意味で更に質問して見たいのは、基礎を假りに預金に置かすとも、十分の一を超ゆることを得すと云ふ標準を、今日一般の預金額の非常に莫大なる事に顧みて、必ず資本金と準備金を限ると云ふやうな觀念は、抑々窮窟な考ではないか、それ故に基礎は詰り拂込資本金の準備金と云ふ様な、確定した基礎に取つて宜しいか、其觀念を今日現在の經濟狀況から見ても、もう少し此率を上げると云ふ必要は無からうか、而して其率を一般の預金の高から判斷することにしてはどうか、私は預金を基礎にすると云つても、預金と云ふ金額の動搖常ならざるものを以て、大體の基礎にせねばならぬと云ふやうな標準の形式を論ずるのではなくして、其觀念をそこに置けば自然十分の一であるとか、或は八分の一であるとか云ふことに、標準に異動が來るのは當後ではないかと思ふ、此點に就てどう思ふかと云ふことをもう一遍聽いて見たい。

○黒田政府委員 只今の資本金を標準に取つて居りますのに、正金銀行は例にならぬと云ふ御話もありましたが、尙ほ外國の例を見ましても、米國の紐育であつたかと記憶して居りますが、貯蓄銀行令に於きまして、個人又は商家に對する貸付は、資本金で貸付の制限を致して居るやうな例もありまして、強ち正金銀行の例に依つたばかりではないのであり

ます、尙ほ此制限を今少し緩にしましてはどうかと云ふ御話もありましたが、元來貯蓄銀行は商業銀行とは違ふのでありまして、貸付を本業と致すものでないのであります、之を一人に餘り多額の貸付を致して、其人の資産状態に依て支配を受けると云ふことになりまして、つい疑惑を起して、取付を喰ふと云ふやうな危険もあるのでありますから、成べく一人に對しては餘り密接なる關係を持たせたくないと思ふ趣意から、十分の一と致したのであります、之を緩にすると云ふことは、貯蓄銀行の本質を他の條文に依つて明かにして居りますのと、調和を失ふことになると思へます、十分の一と云ふ所は適當の所と考へて居る次第であります。

○海江田準一郎君 私は第十三條の第二項に就て御尋したいのであります、『第十一條第一項第三號の規定に依る貸付總額』所謂不動産貸付に依る總額、是は文面の通り貸付の總額でございますか、一人に對する總額でございますか。

○黒田政府委員 此總額は一人ではありませぬ、全體のものに對する總額であります、一人に對する貸付金は前項に於て一方に制限を受けませんが、又總體と致しましても、不動産の貸付は此制限を超えてはいけない、二重の制限を受けるのであります。

○海江田準一郎君 矢張十三條の三項に『確實なる擔保又は保證あることを要す』とあり

ますが、之を少し具體的に御説明を願ひたいと思ひます。

○黒田政府委員 是は大體其銀行の擇ぶ所に任せて宜いのでありまして、是は既に契約書にありまして、銀行が其等の契約書に對して貸付を致します場合には、從來の銀行の營業方法を見ましても、大體相當信用あるものに就て、前に一回済んで居るやうなものに更に第二回目を始め、さう云ふ貸付をすると思ふ風な所もあるやうでありますし、大體銀行が信用を受ける者に就てやるのでありますから、それには其上に更に何等かの擔保、而もそれが確實なものと思ふことが出来るものを取つて居りますれば、宜いと云ふ考へであります、是は大藏省に於て、別に認可を致すとか何とか云ふことは致さないものであります。

○海江田準一郎君 只今の御答辯に依りますると、第十三條の所に所謂信用貸を御許しになりまして『確實なる擔保又は保證あることを要す』と云ふのはどう云ふ場合でありますか。

○黒田政府委員 信用貸は實は認めたくないものでありまして、第十一條に於きまして第五號の貸付を認めましたのは、是は丁度其前號の預金者に對する貸付と同じやうな趣意でありまして、一方には積金を致して居る者に對して、銀行も既に其積金をして居る其人を、

十分に知つて居ると云ふ様な場合のある時に貸してやりうと云ふ、特殊の場合として認め
たのでありますから、一般の場合に此信用貸と云ふ事を認めますと、折角制限を致した
趣意を壊してしまふことになりまして、第二號に於きまして、前號に掲げた有價證券を擔
保とする貸附と云ふことの制限致しました趣意を、まるで破壊してしまふことになりま
すので、それは認むることが出来ないかと考へるのであります。

○海江田準一郎君 十一條の第一項第三號に於て、先程根抵當の意味合を御尋しました所
が、根抵當は普通抵當に含むと云ふ事でありませぬ、然らば此根抵當を御認なりますれば、
此範圍内に於きまして、普通割引手形と云ふやうなものを融通して行くのであります、
矢張り改正案に於きまして、それは御認になるのでありますかそれを伺ひたい。

○黒田政府委員 先程御尋の際に三號の抵當は、根抵當を含んで居ると云ふことを申し上げ
たのであります、併し根抵當を認めると致しましたも、他の取引法で認めて居らぬと云
ふものでありますれば、勿論認められないのであります、私は含んで居るだらうと申上げ
ましたが、事實行はれる場合は、餘り無からうと云ふ考を持つて居りました、根抵當と申
しますけれども、當座貸付を致しますと云ふ風なことがあつて、始めて活用するのであ
りませうが、さう云ふことは出来ないでありますからさう申上げましたもの、實際活

用する場合は、極めて稀であらうと云ふ考を持つて居つたのであります。

第十四條 一銀行ニ對スル預ケ金及其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買
入高ノ總額ハ第一條第一項及第五條第一號第五號ニ規定スル受入
金ノ十分ノ一ヲ限度トシ且該銀行ノ拂込資本金及準備金ノ四分ノ
一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ其ノ總額中國債其ノ他第十一條第一項
第一號ニ掲クル有價證券ヲ以テ擔保セラレタル額ニ付テハ此ノ限
ニ在ラス

第九條第二項ノ規定ハ前項ノ受入金ノ額ニ付之ヲ準用ス

(貴、委、大正一〇、三、一八)

○男爵小畑大太郎君 私は十四條に付て御尋したいと思ひますが、之に依りますと云ふと、
全然此銀行關係を断ちまして、獨立して行くこと云ふやうになります、親銀行があらまし
た爲に、急の場合を救はれたと云ふやうな例も最近あるのでありますから、僅かばかり
…十二萬五千圓位の拂込の銀行は單獨孤立して居るのは却つて危険ぢやないかと思ひます
が、さう云ふものでありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 成程仰せの通り、親銀行が存立して居りますれば決して不都合は無いのでありまして、其事は前にも申し上げたと思ひます、併し又親銀行に全部預金して居りました爲に、親銀行が破綻を致しました結果と致して、延いて破綻の状態に陥つて居るものも、今日に於て多々例があるのであります、是は從來に於ける弊害の最も重なる一つであつたのでありますから、此點をどうしても掃いたしたいと考へたのであります、尙ほ十二萬五千圓の拂込の銀行が獨立してやつて行けないではないかと云ふ御話であります、今回の貯蓄銀行法に依りますと、普通銀行、商業銀行とは違ひまして、大體に於て破綻とか取付とか云ふやうなことは今後は起らないと云ふ考を持つて居るのであります、又起らないやうに銀行ではして行かなくちやならぬと考へて居るのであります、さう商業銀行のやうに、いつも親銀行が無ければ營業をやつて行けないと云ふやうな、關係とは餘程異つて居るやうに考へて居る次第であります。

○男爵小畑大太郎君 御説明の通りでございますならば、色々に實質の如何に依りまして制限を加へられまして、多少餘計に預入が出来るやうにでもなつたらば、どんなものでございませうか。

○政府委員(黒田英雄君) 親銀行の實質と云ふこととでございますが、どうも銀行の破綻と

云ふものは、それは成程一朝一夕に起らず、段々甚しくなつて来るものもありますが、或は確實なる、良い銀行でありまして、萬一多額なる貸付を致しまして、爲に破綻をする、と云ふこともあり得るのであります、どうも確實なる銀行であるから其銀行には密接の關係を結んでも宜いと云ふことを區別いたしますことは極めて困難のやうに考へます、それ故に貯蓄銀行は、さう云ふ風に密接の關係を結ぶ爲に何れよりも累を受くることは無いやうに致したい積りからして、十四條を置きましたのであります。

○子爵渡邊千冬君 十四條の第一項の中に「但し其總額中國債其他第十一條第一項第一號に掲ぐる有價證券を以て擔保せられたる額に付ては此の限に在らず」と云ふことがありますが、斯う云ふ擔保のある場合には一つの銀行に皆預けてしまつても差支ない譯ですか。

○政府委員(黒田英雄君) 左様でございます、十一條に認めました所の有價證券を擔保に取つて居りますれば、是は必要な場合に於てはそれを以て十分に換價し得るのでありますから、貯蓄銀行の爲に不良の結果を……影響を受けると云ふことも無いと考へまして、斯う云ふ規定を置きました次第であります。

○子爵渡邊千冬君 其擔保と云ふものは、擔保の形式等は何も御保障、又は御監督の方法等は御決定になつて居らぬのですか。

○政府委員(黒田英雄君) 確實なる擔保の方法ならば宜いと云ふだけのことでありますが能く世間には擔保金を現實に入れずに、入れたやうな形にすると云ふことが色々行はれて居るやうに承つて居りますから、唯念の爲に承つたのであります、それは勿論法律上有効に擔保権を執行し得ると云ふやうなことに致して置かねければ、いかぬと考へて居ります。

○子爵渡邊千冬君 さうすると、それは其場合に依つて大藏大臣が御監督になるのですか又折々の……定期に監督調査等があるのでありますか、さう云ふ場合に初めてそれを御調査になると云ふ譯ですか。

○政府委員(黒田英雄君) 是は勿論其擔保に取りまするのには、萬一の場合に於て擔保権を明示いたしましたして、それより辨濟を受くると云ふ事にならなければならぬのでありますから、獨り此處ばかりではなく、他の第十一條に於きましても、さう云ふ意味を以て擔保と云ふことに致したのであります、是は勿論さう云ふ銀行を受くことと考へますが、若し之に反しまして違法の取引を致して居りますれば、時々監督いたしました際に、十分制裁を加へる積りであります。

○菅原通敬君 矢張り私も十四條の但書に付て疑があります、此但書があります爲に、一銀行に對して預金の制限を設けられた趣旨が大いに失はれるやうなことがありますか。

云ふことを憂へるのであります、どうも擔保を提供した場合に於て、無限に預金を受けること云ふことを認めると云ふことは如何なものかと思ふのであります、擔保を提供した場合に於ても、前段の場合に於ては十分の一を十分の二にし、後段の方の奴は四分の一と云ふ奴を四分の二になすと云ふ位の事であれば、但書置いてさう云ふ事を掲ぐるのが宜いかも知れませぬが、無限に全部一銀行に預けても宜いと云ふ様に、明け放しにしてしまふこと云ふことはどうであるか、是は差支ないと云ふ御考ですか。

(副委員長小山健三君委員長席に着く)

○政府委員(黒田英雄君) 此第十四條を置きました趣旨は、無擔保を以て一銀行に預ける即ち親銀行に對する子銀行のやうな關係でありますから、十分それに對して擔保を取つて居りますれば、是は幾ら預けましても不都合を生じないと考へるのであります、それに對して更に制限を設ける必要は無いかと考へるのであります。

○子爵渡邊千冬君 他の事に付てもう一遍御伺しますが、此擔保になります有價證券の評價とか云ふやうなことも、是も自然に御任せになるのでありますか、是は此の今度の貯蓄銀行令……貯蓄銀行法ですか、必ず其弊害の起るのは此但書の所から起つて來るのではな

いかと考へたのであります、先刻外の點に付ては御尋しましたが、今の評價と云ふこと

に付ても、別段御監督の特別な方法と云ふものは御決定になつて居らない譯ですか。

○政府委員(黒田英雄君) 是は所有いたします時に於きましても、評價の問題は起るの
でありまして、之に付ては監督上不当なる方法に於てすることは許さぬ積りであります、
随つて擔保に取りまする場合に於ても、其所有する時の價格を標準と致しまして、相當な、
普通に商取引の行はれまする程度に於て、之を擔保に致しますることに付ては、差支ない
と考へたのでございますが、是も若し違ひをしてやるやうなことがありますれば、是は取
締上検査其他の方法に依て監督いたすより外仕方がないかと考へて居るのでございます。

第五項 第十五條乃至第二十二條の對する應答

第十五條 貯蓄銀行力其ノ財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ
至リタルハ第一條第一項及第五條第一號第五號ノ規定ニ依ル契
約ニ基ク銀行ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス
前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍
存續ス

(衆、委、大正一〇、三、四)

○高見之通君 私には判らぬから聴くのだが、現行貯蓄銀行條例第三條に「貯蓄銀行取締
役在任中に生じたる銀行の義務に付連帶無限の責任を負ふものとす」とある、此「在任中
生じたる銀行の義務に付無限責任を負ふ」と云ふのと、今度の改正案の第十五條の「貯蓄
銀行が其財産を以て債務を完済すること能はざるに至りたるときは第一條第一項及第五條
第一號第五號の規定に依る契約に基く銀行の債務に付各取締役は連帶して其の辨償の責に
任す」と云ふのは、固より同じものか知りませぬけれども、第三條の方は餘程概括的であ
つて、改正法の第十五條は非常に集約されて居るやうな感じがしますが、何か特別に改正
された理由があるのですか。

○黒田政府委員 是は大に理由があるのございまして、現行法と改正案との差違を簡単に
申上げれば御諒解下さることゝ存じます、現行法は御覽の通り「在任中に生じたる」と云
ふことでありまして、現在の取締役が就任致しました後に生じたる所の義務に就てのみで
あります、以前からある所の例へば是は銀行の義務とありまするが、貯蓄預金と解釋致し
て居るのでありまするが、其貯蓄預金も、自分の就任以前に受入れたものに就ては、今の
重役は責任が無いと云ふやうな解釋が取れるのであります、それでありまして預金者の方
では、今の重役は自分の預金に無限の責任を以つて居ると考へて居るに拘らず、重役の方

では自分の就任前の預金であつたら責任を帯びないと云ふことになるのでありますから、預金者の豫期して居る事とも違ふやうな結果になるのであります。それは寧ろ取締役と云ふものが其現在ある預金に就ては、責任を帯びると云ふ事とした方が宜いと云ふので、十五條のやうに防止を致しましたのと、ものわ一つは無限の責任を負ふと云ひましても、重役は銀行の預金に於ては、銀行と連帯して責任を負うて居ると云ふ風な事になつて居るのであります。預金者は銀行に行つても重役に行つても、どちらでも行けると云ふ風な事になつて居るのでありますから、それは極めて不條理であつて、貯蓄銀行が債務を完済することが出来ないやうになつた時、初から取締役と云ふものは御互に連帯責任を帯び、銀行と取締役との間が保證の地位に立つて居るので、各取締役間だけに連帯をして居るのだと云ふことの趣意を明かにする爲めに、十五條に於て完済する能はざるに至りたる時各取締役は連帯して辯償の責に任ずると云ふことを明かに致したのであります。

○高見之通君 此「完済する能はざるに至りたる」と云ふのは、今の商法の破産法などの破産の意味に於ける、完済する能はざる」と云ふ意味であります。それはどう云ふ意味でありますか、それを聽いて置きたいのであります。前の方は二年経てば直ぐ消滅するが、後の方へ行くと直ぐ消滅する能はざる」と云ふのがありますが、それは何時が能は

ざる時ですか。

○黒田政府委員 君は矢張破産の状態に至つた時と考へて居ります。

○高見之通君 破産の状態に立至つた時は、所謂債務を還済すると云ふ事の出来ぬ場合で其時は場合に依りますと、清算行爲即ち解解と云ふ場合になつてから、一年も二年も経つて始めて債務を還済する能はざるに至りたるものと始めて判るのであつて、其解散の手續は認可云々と云ふ文字があるが、事實争うて居る間に、登記をして二年経てで済んでしまふ、さうして還済する能はざる時と斯うなれば、其時は假りに重役なら重役が登記をしてから二年経つてしまつても、例へば今年の一月還済する能はざるに至りたる時とすれば、それから段々過ぎて大正十三年の時に於て始めて裁判をして破産の決定をするのとたならば、此大正十三年に至つて始めて判つた時分、初めて事が能く判つた時分、二年ならば二年で重役を罷めて了へばそれは消滅するのでありますか。

○黒田政府委員 退任の登記を致しましたならば、二年で消滅すると思ひますが、さう云ふ場合退任の登記と云ふものがありませうが、後の重役になつた時分に、前の責任を引受けやうと云ふことでありませうが、大體退任の登記と云ふことがさう云ふ状態でありますれば、預金者と云ふものは其時の重役に向つて請求を致すと思ひますから、それはさう云

ふ債務が発生して権者の責を負ひましたならば、それは其履行と云ふものが後れても差引はないものと思ひます、登記をしたならば消滅することになると思ひます。

○高見之通君 退任登記をすると云つても、後の後任者がなければ出来ないでせう、例へば六人の重役で一人退任しても、跡に五人だけ残つて居ると云ふことがあると思ひますが、それは退任すると云ふことは、後任者が出来なければ退任すと云ふことはないでせうか、それはどうでありませうか。

○黒田政府委員 それは後任者が出来なければ、必ず登記が出来ないと云ふことはなからうと思ひますが、大體に於てさう云ふ時期になりますれば、預金者は必ず銀行へ請求して來ること、思ひます、それを途中に於て取締役の方で悪いことをしやうと思つて、早く豫知して退任して登記して居ると云ふことがありますれば、如何なる規則でもそれまでは防ぐことは出来ないのであります。

第十六條 貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一 定款ヲ變更セムトスルトキ

二 業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキ

三 代理店ヲ設置セムトスルトキ

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ヲ制限シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條 貯蓄銀行ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

(乘、委、大正一〇、三、四)

○高見之通君 もう一つ伺ひます、第十七條に『貯蓄銀行の解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず』とありますが、是は私にどうも了解出来ないのではありません、何となれば解散認可を受けなければ、債務を辨償すること能はずして、而してそれは債権者に有利なる當然破産の規定を準用するのでありませぬが、破産になるのであつて、理窟は少しも言はない、さう云ふ財産があつて分配することが出来れば、必ずしも認可を待たないでも、何か良い方法で株主重役が多数寄つて残餘の財産を分配すると云ふことに於ては、是は認可を要せずして解散が十分に出来たら、何人も損害を受けない、それから残餘の財産を分けるに非常に危険状態になつて、解散を待つやうな事はいかぬと云

ふので、當然破産の規定を用ひなくちやならぬが、其時分に其認可を有せずとしても、出来ること云ふ、何か特に立法例がありますか、特殊の規定でもあるのでありますか。

○黒田政府委員 是は新たに入れた条文でありまして、解散致しますると云ふと、是は申すまでもなく御承知の通り清算行爲は這入るのでありますから、さうなると清算になりましても、資産と債権債務とが、相應して居りますれば、差支ないと云ふ話でありますか、併し清算行爲になつても、色々債権債務の關係がありますから其等の點に就ては相當監督を要するのであります、解散を致します場合には、解散をしても後に不都合が残らぬ様な状態になつた時でなければ、濫りに解散をしてさう云ふやうなことをしては、預金者に迷惑を及ぼすから、もう少し整理をして解散すれば預金者が利益あるに拘らず、銀行が濫りに解散を致して、却つて預金者に損害を及ぼすと云ふやうな事があつては、預金者保護の上から不都合であるから、主務大臣に於て相當な理由がありと認めなければ、解散決議を致す事を許さないと云ふ積りで、此條文を入れましたのであります、他の立法例としては保險業者であつたかと考へますが、をれにも矢張主務大臣の認可を経なければ、解散決議をする事が出来ないこと云ふ規定を置いてあります、此方も定期積立金とか色々な事をして、將來に亘る契約をして居りますから、解散致しますにも、預金者の保護を十分に圖つた上

で解散を致す必要があると考へて居る、其爲めに現在の條例にはありませんが、改正案には特に此規定を加へました次第であります。

○高見之通君 只今の御話に依ると認可を要する理由は、要するに業務を強制してやらず必要があると云ふ意味ですか、破産ならば認可を要しない譯ですか、何か特別の理由があるのですか。

○黒田政府委員 解散を致しますと、實は大藏省の管轄を離れるのであります、さう云ふ風になりますから、解散を致します前に相當な整理の出来るものは必要な命令を致しまして預金者の保護を十分に致しまして、其上で解散致す、跡は純然たる清算手續に依て行けば差支ない、預金者に損害を受けさせないと云ふ程度に於て始めて解散させたい、強制して營業さすと云ふ趣意ではありません、相當な方法を立てさせた上で解散させたいと云ふ考なのであります。

○高見之通君 解散すると大藏省の手を離れるからと云ふことでありますが、解散して清算が済むまでは、法人として存在を認める、矢張大藏省の監督に居るのでせう業務に就ては………

○黒田政府委員 解散を致しますと、其銀行は銀行の業務を營んで居りませぬから、大

藏省の監督を離れます。

○高見之通君 併し清算行為が二年も三年も続く時に於て、債権の取立をするとか何とか云ふ場合に、大藏省は一切監督しないのですか。

○黒田政府委員 其爲めに十七條を入れまして、解散をした後はもう純然たる普通の債権取立、債権の辨濟だけで差支ない、預金者の方がもう宜いと云ふ時になりました。解散をさせたい、強て營業して居れと云ふことを強ゆる譯ではありませぬ、其心配が無いやうにさせて、其後は司法省の管轄だらうと思ひますが、普通の清算の事務と同じに監督して行つて差支ないと考へて居ります。

○高見之通君 さうすると『認可』と云ふ文字を清算に就てと云ふやうに解釋して、清算に就ては條件付で清算をさすと云ふやうな意味に認可すると、心得て間違ありませぬか。

○黒田政府委員 そこ迄は考へて居りませぬ。

第十八條 主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ貯蓄銀行業ヲ營ミタル者ハ
五千圓以下ノ罰金ニ處ス

(貴、委、大正一〇、三、二二)

○男爵小畑大太郎君 それでは承りますが、此十八條十九條でございますが、片一方は免

計を得ずして銀行業を営みますと、五千圓の罰金に處する、是は現行法は千圓以下とありますが、五千圓に上せたのは如何でありますか、それは普通銀行の方は依然と現行の儘に御置きになるやうでありますか、是も御改正になるものでありますか。

○政府委員(黒田英雄君) 此十八條の免許を受けずして銀行の業を営みました罰金の金額を千圓から五千圓に上げましたのは、現行の制限は今日に於ては少し輕きに失して居ると云ふ考であります、五千圓に直せば普通銀行の方も全部法案を改正する時機には適當には直されるが宜いと思ひますが、其邊はまだ十分研究を致して居りませぬ。

第十九條 左ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行ノ取締役、監査役又ハ清算人
ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

(183)

一 第六條、第八條、第九條、第十一條乃至第十四條及第十六條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十六條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

(貴、委、大正一〇、三、二二)

○男爵小畑大太郎君 それから第十九條、是は重役の職業の過失に關する科料であります

(182)

が、是は他の勸業銀行とか興業銀行とか云ふものは、百圓以上千圓以下の料料になつて居りますが、之を普通銀行の十圓以上千圓以下の現行法と同じやうなことに決めますのは、如何でありますか、それを伺ひます。

○黒田政府委員 それから第十九條の方は現行の通りを採用いたしましたのであります、是は勸業銀行あたりに比べますと、色々輕微な違法なことが随分ありますから、現行通りで適當であらうと考へた次第であります。

第二十條 第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者八十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

(衆、委、大正一〇、三、四)

○倉石知藏君 それから二十條、是は『第四條第二項の規定に違反したる者は十圓以上百圓以下の過料に處す』と云ふのであります、是は普通貯蓄銀行と云ふ肩書を、今でも一寸濫用して居る傾がありますし、それで是は輕きに失しはしないか、斯う云ふ過料であるから、打遣つて置いた方が得であると云ふ傾になりはしないか、もう少し重き過料にすると云ふ御考はありませぬか。

○黒田政府委員 是は程度の問題でありまして、御意見も御尤のやうであります、元來

本案に十圓以上百圓以下にしましたのは、既に今日の他の立法例から見ますと、少し上げて居るのであつて、他の方は大抵五圓以上五十圓以下と云ふことになつて居ります、此方は先づそれを倍額に致したのでありますから、此以上上げるまでの必要も無からうと考へて居るのであります。

第二十一條 本法ニ別段ノ規定ヲ設ケサル事項ニ付テハ銀行條例ニ依ル

銀行條例第二條ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ハ之ヲ預金者ト見做ス

第二十二條 貯蓄銀行業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ營業稅額ノ二分ノ一ヲ免除ス

(衆、本、大正一〇、三、二)

○上田彌兵衛君 此第二十二條に營業稅額の二分の一を免除すると云ふことがありますが、此案の全體を見ますと、餘程貯蓄銀行業として窮窟になるのであります、普通銀行とは違つて非常な制裁を加へられまして、さうして何等の特典が無いのであります、此一條の